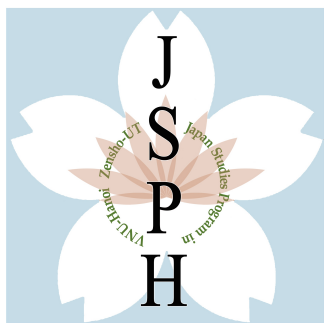


# ハノイ日本研究紀要

The Hanoi Review of Japanese Studies

Thông Tin Nhật Bản Học



2号 (2026年3月)

ゼンショー東京大学・ベトナム国家大学ハノイ校日本研究拠点プログラム  
JSPH (Zensho-UT Japan Studies Program in VNU-Hanoi)

## 目次

### 論文

海外の農林水産物等の地理的表示に対する日本の保護制度----- Nguyen Phuong Thuy 1

天気を表す漢語と漢越語の単音節語の特徴  
——中国語との比較を通して ----- Pham Thi Thanh Hoa 26

### 研究ノート

ベトナムにおける紙芝居の活用----- Nguyen Thi Que Huong 52

内田康夫『坊っちゃん殺人事件』論  
——夏目漱石『坊っちゃん』の翻案として ----- Hoang Thi Hong Nga 72

著者紹介----- 91

編集後記----- 91

## 海外の農林水産物等の地理的表示に対する日本の保護制度

Nguyen Phuong Thuy

### はじめに

農林水産物の品質は、気候、湿度、土壌などの産地の自然条件や産地の伝統的な生産・加工方法に大きく左右される。交通・運送手段や広告宣伝が未発達なときは、農産物は産地の近隣で消費されることが多かった。しかし、交通発展や経済のグローバル化とともに、遠隔地で生産された産品が、他国で消費されるようになったことと、生産技術が各地に伝えられるようになった結果、同種産品が、自然条件の似た異なる複数の地域で生産される例が表れてきた。そのため、特定の地域で生産されるためにその地域独特の品質を有する農林水産物を、産地が異なる同種産品との間で、識別する必要性が格段に大きくなった。その出所を識別するためのひとつのしくみが、本稿で取り上げる地理的表示制度である。また、地理的表示制度が農林水産品の付加価値を高める可能性があることを、多くの国が認識するようになった。きっかけは、世界貿易機関設立条約に知的財産ルールが定められたことである（同条約の附属議定書 1C として、知的所有権の貿易関連の側面に関する合意（通称 TRIPs 協定）が、1995 年 1 月 1 日に設定された）。この協定は、順守すべき知的財産権の保護と行使に関するミニマム・スタンダードを定めており、途上国を含む各加盟国は、本協定の義務を履行するために制度新設・改正を求められることとなった。各国が地理的表示のしくみを検討する背景には、この条約上の義務に加え、農林水産業の従事者の所得と工業・建設業やサービス業の従事者の所得の格差を埋めることが必須の急務として存在した。

もっとも、地理的表示にかかわる制度は、後述のように複数の選択肢があり、TRIPs 協定でも、各加盟国・地域は国内法令において、どのような法形式とするのかを選ぶことが認められている。ただ、日本の現行制度は、地域団体商標制度と地理的表示制度が併存するという珍しいしくみとなっていて、各国の制度立案者にとって参考となる点があるだろう。もちろん、外国人にとって重要なのは、自国産品の表示が日本の領域内でも保護されることである。その意味で、本研究では、外国の農林水産業関係団体等が、日本国内での市場化を開始する前提として、日本国内における表示の登録について、どの制度をチョイスしたらよいのかという点に焦点をあてて考えたいと思っている<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 本来は、地域団体商標と地理的表示のそれぞれの登録の活用についても論じる必要があるのだろう。しかし、現時点では、各権利に基づく侵害訴訟で判決に至ったものはないようであり、わずか

なお、本研究は、地理的名称を含む表示の中で、日本の地域団体商標制度（2006年4月1日に施行）と地理的表示制度（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく制度で、2015年6月1日に施行）のみを対象とする。日本には、商品の原産地を誤認させる表示について不正競争として扱うしくみも存在し、原産地を誤認させる表示を、虚偽か否かを問わずに不正競争と位置づけている<sup>2</sup>（不正競争防止法第2条第1項現20号）。しかし、同規定は日本の裁判における適用例が少なく、原産地の誤認を要件とすることから外国農業者等にとって役割が小さいため、対象としない。また、食品表示法（2013年6月28日公布）による、原産地等の表示義務についても、法律の趣旨が異なるため扱わない。

## 1. 世界各国が採用している地理的表示保護制度

### 1) 国際条約

世界貿易機関（World Trade Organization、WTO）の加盟国・地域に義務付けられる知的財産の貿易関連の側面に関する合意が設立されるまでは、「原産地表示」および「原産地呼称」という用語が知的財産の分野における多くの国際条約で使用されていた。

まず、1883年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」<sup>3</sup>第1条第2項により、原産地表示又は原産地呼称が工業所有権の保護の対象であると明記された。この2つの用語の定義や違いは明示されていないものの、第9条と第10条の規定により、生産物の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に関して直接又は間接に虚偽の表示を付した商品は同盟国に輸入される際に差し押さえられる。

主に消費者を保護する目的で制定された「貨物の原産地虚偽表示の防止に関する1891年マドリッド協定」<sup>4</sup>は虚偽又は誤解を招く表示のある商品の取り扱いを規制する初の多国間協定である。1891年のマドリッド協定の加盟国はマドリッド協定の加盟国に輸入された虚偽の表示のある商品を差し押さえることができる（第1条第1項）。生産物の真正な生産地名であるが、購入者に商品の真の原産地や品質について誤解を生じさせる表示も虚偽の表示であるとみられる。本協定も加盟国に対して、商品の原産地に関して公衆を誤解させるものの、商品の販売、展示又は提供への利用の禁止を約束することを求めている。

---

に地域団体商標の拒絶査定不服審判の審決に対する訴えが13件、地理的表示については八丁味噌の登録取り消しを争う訴訟1件のみが確認されているにすぎない状況であり、検討の素材がない。

<sup>2</sup> 工業所有権保護についてのパリ条約に根拠を有する制度で、旧不正競争防止法（昭和9年法律第14号）によって規定された。現行不正競争防止法は、法典のひらがな化に伴う改正法である（1994年5月1日に施行された不正競争防止法全部改正法）。原産地表示の規定（2条1項旧10号）は、誤認を要件としていた。

<sup>3</sup> 2025年6月時点で、179カ国が加盟している。

<sup>4</sup> 2025年6月時点で、25カ国が加盟している。

1958年に締結された「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」<sup>5</sup>は原産地名称を「ある国、地方又は土地の地理上の名称であって、その国、地方又は土地から生じる生産物を表示するために用いるものをいう。ただし、当該生産物の品質又は特徴が自然的要因及び人的要因を含む当該国、地方又は土地の環境に専ら又は本質的に由来する場合に限る。」と定義した（第2条第1項）。生産物の真正な原産地が表示されている場合も、当該名称が翻訳された形で若しくは類、型、式、模倣などの語を伴って使用されている場合も含んで、権利侵害又は模倣に対する保護が及んでいる。リスボン協定は原産地名称の国際登録を構築した。同協定加盟国の生産物の原産地名称は、国際事務局に登録されると他の加盟国で同様に保護される。

関税やその他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別待遇を廃止するため、1947年10月30日にジュネーブで23カ国は関税及び貿易に関する一般協定を締結した。この協定は多角的貿易体制の基礎を築き締結国による多国間交渉（ラウンド）で関税を可能な限り引き下げることで貿易自由化を促進していたが、知的財産権に関するテーマは、当初の交渉時点で話題にすらならなかった。ところが、1980年代以降、世界中で知的財産を伴った商品・サービスの取引が増加し知的財産侵害も急増した。そのため、正当な生産者をはじめ、消費者の権利を保護するための国際的な取組みが必要になり、1986年から開始したウルグアイ・ラウンドにおいて知的財産権なども交渉対象に含まれることとなった。この交渉範囲拡大に応じ、同ラウンドにおいて協定上明確な設置根拠を有する貿易に関する国際機関を設置することが検討され、その結果として1994年にWTOを設立するマラケシュ協定が合意、署名され、4つの附属議定書に、「知的財産権の貿易関連の側面に関する合意」（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPs）が含まれることとなった。TRIPs協定は、その時点で発効されていた全ての知的財産に関する開放された多国間協定を一括し、貿易紛争を処理するための実効性の高い司法的枠組みをあわせて整備している。発展レベルに関わらず、すべてのWTO加盟国・地域<sup>6</sup>に対して拘束力のあるTRIPs協定は、知的財産に関する最も包括的な、開放された多国間協定であるといえる。

同協定第22条において地理的表示が「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定められた。TRIPsに特徴的なのは、従来の条約とは異なる用語を使っている点である。「原産地の表示」とは生産物が生産された地理的領域（国、その国内の場所など）に関連又は言及する表示であるが、生産物の品質又は特性が本質的にその地理的起源

<sup>5</sup> 2025年6月時点で、44カ国が加盟している。

<sup>6</sup> 2024年8月時点で、166カ国・地域が加盟している。

に起因することを意味するものではない。そして、「原産地名称」の「名称」とは、単に地理的地域の名前を表す語である。これらに対して、TRIPs 協定の「地理的表示」は、地理的地域を特定する標識又は情報の一部を指す。したがって、TRIPs 協定の「地理的表示」はリスボン協定の「原産地名称」より広い意味合いを持つといえる。名称、画像・図形、又はこれらの要素の組み合わせなど、製品の地理的原産地を示すあらゆる標識又は表示が地理的表示となる可能性が開かれた。

その後、2015年5月20日に「原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定」（以下、「ジュネーブ改正協定」という<sup>7</sup>。）という新たなしくみも合意されている（2020年2月26日発効）。リスボン協定と旧リスボン協定の国際登録制度を更新したジュネーブ改正協定は、あわせてリスボン同盟（Union）を構成し、原産地により特定の品質又は評判を有している生産物の名称に対して包括的で効果的な国際保護を与える。しかしながら、ジュネーブ改正協定を締結している国は現状では44カ国にすぎない。

## 2) 各国法

TRIPs 協定の加盟国・地域は、TRIPs 協定に定められた各知的財産権などについて同条約に規定された基準に達しない国内法を制定・適用しない義務を負う。ただ、法形式は問われておらず、具体的な保護要件も一定程度各国の自由にできる部分が存在する。地理的表示は、中でも各国のしくみの相違点が多く、現時点における各国・地域の地理的表示に関する保護制度は、3つのグループに分けられる。以下において3つのグループそれぞれの代表例として、欧州連合、アメリカ合衆国およびベトナムが適用している制度を紹介する。

### (i) 独自の地理的表示制度：欧州連合

地理的表示制度は、元来、1900年代初頭にヨーロッパで創設され、欧州連合（“European Union”、EU）の各加盟国において普及してきた制度である。民族的背景に加え、鉄道網・道路網の早期発達により、人と物の移動が頻繁に行われる欧州域内において、出身地の産品を買い求める顧客が比較的多かったため、地名によって商品の出所を識別することが古くから行われていた。このような状況を背景に、欧州共同体（EC）は2006年3月20日に「農産品及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する2006年3月20日付け理事会規則」を制定した。この規則は原産地呼称保護（“Protected Designation of Origin”、

<sup>7</sup> 当初のリスボン協定に加盟しているが、ジュネーブ改正協定に加盟しない国が存在する可能性があるため、当初のリスボン加盟国全部が改正協定に加盟するまでは、当初協定も存続する。法律の場合は、改正されると旧法は廃止されることが大半であるが、条約では各国の批准を尊重する必要があって、改正前条約の即廃止は、通例行われない。

PDO) と地理的表示保護 (“Protected Geographical Indication”, PGI) という2種類の保護を含む点に特徴がある。PDOは特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従い、生産・加工・製造される農産物、食品、飲料を対象にする。これに対して、PGIは、特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料を対象にするが、PGI対象の生産・加工・製造の少なくとも1段階がその地域内で行われていなければならない。PDOの場合、保護対象と地域の地理的な関連がPGIより強いと見られる場合もあるが、PDOのほうがPGIよりも高品質というようなことはなく、両者は単純に別の制度と理解されているようである。また、EUには特産品保証 (“Traditional Specialities Guaranteed”, TSGs) という別制度も適用されている。TSGsの対象は伝統的レシピ又は伝統的な製法により生産された人間に使われる農産物及び食品を対象としている。2025年6月30日時点において、農産物及び食品に対する保護に関して、PDO登録は739件で、PGI登録は1,012件で、TSG登録は71件である。日本国際知的財産保護協会の調査によれば、地理的表示に特化した独自の制度を有している国には、他にロシア、インド、ペルー、チリ、タイ等の国（日本国際知的財産保護協会 2012）が知られているが、EUのような多岐にわたる制度を有する国はない。

写真1：EUが適用している原産地呼称保護、地理的表示保護及び特産品保証のマーク



原産地呼称保護



地理的表示保護



特産品保証

出所：European Commission（欧州委員会）「Geographical indications registers（地理的表示登録簿）」、<https://ec.europa.eu/agriculture/eambrosia/geographical-indications-register/>（2025.6.16閲覧。）

(ii) 証明商標又は団体商標制度：アメリカ合衆国

地理的表示を商標制度の下で保護している国では、アメリカ合衆国に代表されるように、証明商標として扱われ、独自の制度が規定されていない点に特徴がある。日本国際知的財産保護協会の調査によると、同様のしくみは、イギリス、オーストラリア等で採用される。証明商標とは「語、名称、記号若しくは図形又はその結合であって、(1) その所有者以外の者によって使用されている、又は(2) それを、その所有者が所有者以外の者に取引上使用させる誠実な意図を有しており、かつ、本法によって設定された主登録簿（principal register）への登録を出願するものであり、その目的が当該人の商品若しくは役務に関する

地域的若しくはその他の出所、材料、製造方法、品質、精度若しくはその他の特徴、又はその商品若しくは役務についての作業若しくは労働が組合若しくはその他の組織の構成員によって行われたことを証明することにあるもの」と定義されている（商標法第 1127 条）。出願人の商品を他人の商品から識別することを可能にする場合であっても、「主として地理的に記述するもの」は主登録簿に登録することが拒絶されるが（第 1052 条（e））、その例外措置として、原産地表示を含む商標は商標登録要件を満たしている場合、登録することができる（第 1054 条）。登録証明商標の権利者は、当該証明商標を利用することができないこととされ、当該証明商標の他者の使用を管理する。その意味では、日本の団体商標と似た側面を有している。そして、登録証明商標の効果、存続期間などは、通常の商標権と同様である。アメリカ合衆国では、連邦制のしくみ（合衆国憲法・法典システム）のため、独自の制度を新規立法することが、ほとんど不可能であるために、かような仕組みをとらざるを得なかったものと推測される。アメリカ合衆国特許商標庁の商標検索サイト<sup>8</sup>における検索結果では、2025 年 8 月時点で存続している証明商標は 3,409 件である。

### (iii) 商標と独自の制度の併用：ベトナム

WTO 加盟のため、ベトナムは 2006 年 7 月 1 日に知的財産法を施行した。現行知的財産法には、原産地表示を含む表示に対する保護に関して、証明商標、団体商標のしくみに加えて、地理的表示制度が規定されている。日本国際知的財産保護協会によると、類似したしくみは、韓国・中国などに例がある<sup>9</sup>。

ベトナム法における証明商標とは、商標権者が他の組織又は個人に対し、その組織又は個人の商品又はサービスについて、その商標が付されている商品又はサービスの原産地、原材料、材質、商品の製造方法、サービスの提供方法、品質、正確性、安全性などの特性を証明するために、その組織又は個人の商品又はサービスに使用することを許可された商標をいう（第 4 条第 18 項）。商標の識別力に関して、当該標識が出願日以前、商標として広く使用され認識されている場合又は団体商標又は証明商標として登録されている場合を除き、商品又はサービスの原産地を表示する標識は識別力がないものとみなされる（第 74 条第 2 項 d 点）。つまり、すでに商標として広く使用され認識されている標識だけが商標登録できる。ベトナム国知的財産局が発表した最新の統計によると、2021 年 8 月まで、ベトナムの地名が含まれる証明商標として登録された 492 件のうち、原産地と商品名から構

<sup>8</sup> 米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office）「商標データベース検索（Search our trademark database）」、<https://www.uspto.gov/trademarks/search>（2025 年 7 月 30 日閲覧）。

<sup>9</sup> 日本が適用している制度に関して、第 2 節において詳しく紹介する。

成されている証明商標は395件で、80.3%を占めている。また、この395件のうち、同時に地理的表示として保護を受けているものは11件ある。

地理的表示とは、特定の地域、地方、領土、又は国からの製品の地理的原産地を示すために使用される標識であり、地理的表示が付された製品の地理的原産地である（第4条第22項、第79条第1項a点）。地理的表示が付された商品に関する要件を見れば、その商品が主に登録地理的表示に該当する地域、地方、領土、国の地理的条件によって需要者の認知度と信頼度、品質また特徴を有している。2025年6月時点で登録地理的表示は145件で、外国の地理的表示が11件で、ベトナムの地理的表示が134件である。

証明商標と地理的表示以外にも、原産地からなる表示が団体商標として登録される可能性がある。第4条第22項によれば、団体商標とは商標を所有する組織の構成員の商品やサービスを、その組織に所属していない組織又は個人の商品やサービスと区別するために用いられる商標である。上記に第74条第2項d点について述べたように、そもそも広く使用されず、標章として認められておらず、商品又はサービスの原産地を表示する標識は識別力がないという理由で、商標登録できない。お互いに助力するため、多くの地方に現地の生産者の協会、協働が設立されているが、これらの団体は団体商標の権利者となることが可能である。2025年6月までベトナムの地名が含まれる地理的表示登録を受けた134商品のうち、24商品に使用される33件の団体商標<sup>10</sup>が登録された。

## 2. 日本の制度

農林水産物の産地名を含む表示について、日本では、（商標法による）地域団体商標制度及び（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律による）地理的表示制度が存在している。

### 1) 両制度の制定経緯

2002年2月4日の国会での施政方針演説において、小泉内閣総理大臣は「我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。」（衆議院 2002）と述べた。同年7月に、「知的財産立国」を実現するため、政府は基本計画をまとめた「知的財産戦略大綱」を策定し、同年12月4日に知的財産基本法が公布された。この法律に基づき、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に企画・推進するため」（知的財産基本法第

---

<sup>10</sup> ベトナム語での表示と英語での表示が別々で登録された場合がある。

24条）、2003年3月に、知的財産戦略本部が設置され、同本部は2004年5月27日に「知的財産推進計画2004」を発表した<sup>11</sup>。ここに含まれていたのが、地理的表示制度である。

同計画2004に「農林水産物等の地域ブランドの保護制度の在り方について、産品・製品等の競争力強化や地域の活性化、消費者保護等の観点から、名称が一般化している、あるいは他地域での使用が既に定着している産品・製品等への影響等に配慮しつつ、2004年度に検討を行う」と記載がある（内閣府2004:37）。担当は、農林水産省（以下「MAFF」という。）と経済産業省（以下「METI」という。）である。

もともと商標法第3条第1項3号によれば、商品の産地（又は役務の提供の場所）と商品名（又は役務の名）のみからなる表示は他者の商品（又は役務）との識別力がないため、商標登録を受けることができない。ただし、使用された結果、需要者が当該商品をだれの業務に係る商品であるか認識できる場合は商標登録を受けることができる。たとえば、商品の産地と商品名のみからなる表示が商標登録を受けた場合、当該の商標の不正な使用を防ぎ、現地の多くの生産業者に使用させるため、商標権者が特別な資格を有することについて定める必要がある。一方、1996年商標法改正で、1997年4月から団体商標の制度が導入された。

「知的財産推進計画2004」が発表される直前、2004年5月24日に公布された「農政改革基本構想」において、食料産業の競争力強化に向けた知的財産権等の活用手法の一つとしてMAFFは「地域ブランドの確立を図り付加価値を高める観点から、食品等の地理的表示の保護を強化するための制度のあり方について調査・検討の実施」（農林水産省2004:5-6）を主張した。MAFFの地理的表示保護制度に関する検討は、METIの地域団体商標の検討とほぼ同時期に並行して進められていたが、MAFFの検討には、批判も強く<sup>12</sup>、この時点においては、国会への法案提出は見送られている。しかし、その後に検討がさらに進められた結果、MAFFは、2007年3月に農林水産省知的財産戦略を策定し、2008年9月19日閣議決定にこぎつける。また、2011年に日EU経済連携協定の交渉において、日本はEUから地理的表示保護の強化について求められた。その際、EU側からは、地理的表示を積極的に活用したいと活動しているパルメザンチーズ等のグリュイエールチーズ協会代表者等がMAFFを訪問し、制度の必要性を熱弁したこととともに、一般的に用いられていたパルメザンチーズの名称を販売時に用いることができなくなるのではないかとセンセーショナ

---

<sup>11</sup> 推進計画は、少なくとも毎年1回の作成が義務付けられており（知的財産基本法23条6項）、その最初の計画が知的財産推進計画2004である。

<sup>12</sup> 例えば、「保護対象の具体的内容や運用の詳細等について十分把握されないまま、保護の法形式を中心とした検討が進められた」と指摘される（内藤2022:69）。また、内閣法制局はMAFFの案に権利内容や主体が不明確だという法制度上の問題点を指摘していた（内藤2022:69）。

ルに新聞報道された<sup>13</sup>。このような状況を背景に、地理的表示を制度化する「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が、2015年6月1日に施行された<sup>14, 15</sup>。

## 2) 地域団体商標制度（商標法）

日本は、1990年代末あたりから、地域の景気の下支えとなっていた公共投資が減少してきた結果として、日本全国の各地域間の景気の回復力に差異が生じていた（内閣府 2001: 1-1）。そのため、内閣府は、その報告書において、地域の「資源や知恵を最大限に活用して、自立的に経済を活性化しよう」という意識が強まっている。地域の特徴的な商品やサービスに、地域名を付加して、他地域のそれと差別化を図ろうとする、いわゆる「地域ブランド」を構築する取り組みが、最近盛んになってきている」（内閣府 2005: 18）と指摘した。地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として、地域団体商標制度は、2006年4月1日に導入された。地域資源を活用した商品を開発することが当該地域の雇用を増やし、地域のイメージを高める効果を生じさせるだけでなく、地域団体商標登録が、対象産品がその地域住民や出身者から愛される存在として認められるきっかけとなるという意味で、地域住民・農家に対する効果ももたらすことが期待されている。

登録要件に関して、通常の商標と共通の部分もあるが（4条の適用、審査後登録主義の採用、10年間の存続期間と更新手続があることなど）、特別扱いとされる部分もある。

まず、地域団体商標の表示と構成について、全国的に周知のものである場合（3条2項）を除き、通例は、商品の産地（役務の提供の場所）と商品（役務）名のみからなる表示は、識別力がないため（3条1項3号）、商標登録の要件を満たさず商標登録を受けることができないが、「地域の名称と、商品等の普通名称」の組み合わせについては、例外的に、地名を含む特別な団体商標として「地域団体商標」の商標登録が認められる（7条の2第1項第1号）。この特別な類型は、文字のみから成ることを条件としているので、動き商標、色彩のみからなる商標、ホログラム商標と音商標についてはもちろん、図形、記号、立体

---

<sup>13</sup> MAFF が組織した地理的表示保護研究会における協会代表の発言等については、坂勝浩「地理的表示保護制度研究会で提起された主な意見について」（明治大学知的財産法政策研究所シンポジウム「農業と地理的表示保護制度」、2013年11月12日、[https://www.isc.meiji.ac.jp/~ip/\\_src/308/saka131112.pdf](https://www.isc.meiji.ac.jp/~ip/_src/308/saka131112.pdf)）及び産経新聞（2017年12月15日）（<https://www.sankei.com/article/20171215-UMZ462XLXZK7REG636EFKNAIXU/>）を参照（2025年6月16日閲覧）。

<sup>14</sup> なお、後掲の通り、農林水産物の制度とは別に、酒類の地理的表示については、国税庁が所管する制度が2015年から運用されている〔酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年国税庁告示第19号）〕。

<sup>15</sup> 同法は、現在では、農産物の付加価値の向上及び創出を図るための制度として位置付けられている（2024年に改正された食料・農業・農村基本法31条）。

的形狀やこれらの結合又はこれらと色彩との結合は商標とすることができない。つまり、地域団体商標の場合は商標の構成文字が図案化されていないことが必要である。具体的に下記の三つのタイプに分けられる。

- (i) 地域の名称及び商品（役務）の普通名称からなる商標；例：宇治茶、松坂牛、伊勢ひじきなど；
- (ii) 地域の名称及び商品（役務）の慣用名称からなる商標；例：神戸シューズ、神戸ビーフ、一宮モーニングなど；
- (iii) 上記の (i) 又は (ii) と商品の産地（役務の提供の場所）を表示する際に付される文字として慣用されている文字を組み合わせる構成される商標；例：富山名産昆布巻かまぼこ、本場奄美大島紬など。

地域の名称は現在使われている地名ばかりでなく、旧国名、海域名、湖沼名、河川名、山岳名も含まれる（表記法はともかく、外国の地名でも基本的に問題はない）。普通名称は、その略称でもよい（7条の2第2項等）。また、地域の名称と商品（役務）の間に商品の産地、役務の提供地、主要原材料の産地などの密接な関連性が必要である。

第二は商品（役務）の周知性に関する要件である。地域団体商標の場合は、商標法3条2項の要件を満たしていない場合であっても、その（地域団体）商標が使用された結果、当該団体又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていれば、商標登録が認められる（7条の2第1項）。「広く認識されている」という事実の認定は、外国の地域名であっても、日本国内で十分認知されていることが必要と考えられる<sup>16</sup>。

次は地域団体商標権者についてである。主体要件に関して、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人は地域団体商標の登録出願人になることができる。「その他の特別の法律により設立された組合」とは中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき設立された組合を指す。複数の者が共同して、地域団体商標登録出願をする場合、全出願人が主体要件を満たしていることは必要である。そして、

<sup>16</sup> 特許庁商標審査基準（改訂第17版）第7、第7条の2（地域団体商標）では、外国法人の登録を認める一方、「「需要者の間に広く認識されている」について」の項目に、外国法人に特化した記載は見当たらないことからすると、日本国内において、当該地名が産地名称として十分認知されていることが必須と考えるべきということになる（特許庁2026：4-5）。なお、飯島国際商標特許事務所の説明でも、“Importantly, this system is also open to foreign organizations, provided that the product or service associated with the regional name has gained recognition and has been continuously distributed in the Japanese market.”とされている（飯島国際商標特許事務所2025）。ただし、この考え方は、裁判所の判断を経たものではない。

出願手続は、通常の商標登録出願と同様であるが、地域団体商標の出願人は、登記事項証明書、法人証明書など組合等であることを証明する書面を提出しなければならない（出願書式は商標法施行規則様式第3の2）。外国の法人の場合は設立根拠法本文の写しも提出する必要がある。

地域団体商標の登録要件の一つは登録後、商標権者である団体が構成員に登録商標を使用させることである。団体は正当な理由なく、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。設立根拠法の写し、定款の写しを提出することにより、出願人は団体の加入自由に関する定めを証明しなければならないとされる。加入自由の定めは、最も重要なポイントである。団体は外国の団体である場合、法人格を有し、設立根拠法の写し等において、日本国内の団体と同様に加入自由に関する定めを必要とする他、営利を目的としないものであり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動を行うことについての定めを有することも必要である。

特許庁が発表した統計によれば、2026年2月末時点で、登録地域団体商標は合計で792件で、そのうち外国のものは3件ある<sup>17</sup>。

### 3) 地理的表示制度（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）

酒類の地理的表示制度は、国税庁が管理するしくみとして1995年に創設され、地域の共有財産としての「産地名」の適切な使用を促進するための、酒類に限定された制度である。産地の酒類製造業者団体からの申立てに基づき、国税庁長官が指定を行う。地理的表示の指定を受けたお酒は「遵守すべき生産基準が公開され、特に、清酒とワインに関しては出荷前に官能検査も義務付けられている」（国税庁2021:4）。2025年7月20日の時点で、国税庁のウェブサイト公開されているデータによれば、国税庁長官が指定した酒類の地理的表示は28件で、諸外国との間で相互保護合意により日本で保護されている外国の酒類の地理的表示は201件である。そして、合計で23件の日本の酒類の地理的表示はメキシコ、チリ、ペルー、EU、グレートブリテンと北アイルランド、米国インドで諸外国との間で相互保護合意により保護又は登録されている。

「特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護すること」<sup>18</sup>を目的とし「地理的表示法」という略称で呼ばれている特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が2015年6月1日より施行された（以下、同法をGI法という。）。同法第2条では、地理的表示は（以下「GI」

<sup>17</sup> 特許庁、2026、「地域団体商標登録案件一覧」。この数字は、権利が消滅したものも含む。

<sup>18</sup> 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第1条による。

という。) 特定農林水産物等の名称の表示で、その名称から当該農林水産物等の生産地を特定することができ、製品の品質、社会的評価その他の確立した特性が当該生産地に主として帰せられるものである(第2条第2項、第3項参照)。GIの構成について定める条文はないが、「名称の表示」と定められていることから、GIは製品の名称とその製品の生産地の文字表記されたものから成るといえる。

酒類の地理的表示制度との最も大きな相違点の一つは保護対象となる製品である。酒類の地理的表示制度の場合、保護対象となる製品は制度名にも表れた「酒類」である。これに対して、GI法は特定農林水産物等に対象が限定される。GI法に基づきGIの登録可能な製品は(i) 食用に供されるものに限る農林水産物、(ii) (i)を除く飲食料品、(iii) 非食用農林水産物及び(iv) 飲食料品以外の加工品が含まれている(第2条第1項)。2015年5月29日に農林水産省告示第1395号により、農林水産物等は42類に区分されていたが、改正された2019年1月31日農林水産省告示第191号に基づき、2019年2月1日から、22類の新しい区分が適用された。表1において、MAFFが公開した「GIの登録の現状 令和7年3月18日現在」をもとに、筆者が類別に仕分けした、日本と外国の登録地理的表示数を以下に示す<sup>19</sup>。なお、消除(廃止)された日本の地理的表示は2件ある。

表1：区分別の日本及び諸外国の登録GI数(2025年3月18日時点)

農林水産物等の区分	登録件数 (国内；国外)	農林水産物等の区分	登録件数 (国内；国外)
1類：農産物類	83；5	12類：観賞用の植物類	4；0
2類：生鮮肉類	20；0	13類：工芸農作物類	0；0
3類：その他畜産物類	0；0	14類：立木竹並びに木材及び竹材類	0；0
4類：水産物類	15；0	15類：観賞用の魚類	0；0
5類：農産加工品類	19；0	16類：真珠類	0；0
6類：畜産加工品類	1；1	17類：飼料類	0；0
7類：水産加工品類	4；0	18類：漆類	1；0
8類：調味料類	7；0	19類：精油類	0；0
9類：食用油脂類	1；0	20類：木炭類	1；0
10類：パン類及び菓子類	1；0	21類：畳表	3；0
11類：その他食品類	0；0	22類：生糸類	1；0
<b>合計</b>		<b>161；06</b>	

(出所：農林水産省「GI登録の現状：令和7年3月18日現在」[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/register/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html) 2025年7月16日閲覧)

<sup>19</sup> 2つの農林水産物等の類に使用される地理的表示もある場合、第一の類で計算した。

多くの国では GI の登録申請の受理・審査、登録付与をする機関は知的財産に係る機関であるが、日本の場合、MAFF が GI の管轄機関である。日本で GI として保護を受けるために、日本の GI は登録手続を行わなければならないのに対して、外国の GI は登録手続又は保護指定手続を行う（第3節において詳しく紹介する。）。

GI の登録に関して、以下において GI 法に基づく登録の主たる要件、GI の登録申請・審査・登録、GI 登録後の留意点及び外国の GI に対する保護について紹介する。

#### (i) GI 法に基づく登録の主たる要件

GI 法に基づく登録の要件には、産品に関する要件、産品の名称に関する要件、生産者団体に係る要件及び生産行程管理業務に関する要件が含まれている。この4つの要件に関して、申請書や明細書に記入するのみならず、これらの要件を証明する書類も一緒に提出しなければならない。

まず、産品に関する要件をみよう。GI 法に基づき登録を受ける産品は表1に示した22類のいずれか又は複数の類に属する農林水産物、又は飲食料品（酒類は除く）でなければならない。加えて、産品は特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること、または品質・社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものであることを満たさなければならない（第2条第2項）。「生産地」とは農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為<sup>20</sup>、つまり「生産」、が行われる場所、地域又国をいう（第2条第4項参照）。生産地の範囲は申請時の行政区画のみならず、生産地の範囲を明確に定めることができれば、過去の行政区画も認められる。「品質」特性を説明することに主観的な評価・説明を避け、定性的な記述よりも、大きさ・重量などの物理的な要素、酸味・糖度など化学的な要素、カビや細菌による発酵・熟成など微生物的な要素、及び食味・色・香りなどの官能的な要素を使い、同種の農林水産物等と差別化された特徴を説明する必要がある。そのため、農林水産物等の成分分析結果、合法的な検査機関が発行した検査結果など申請産品の特性に関する定量的なデータを利用すべきである。消費者からの評価、市場のシェア、受賞歴、新聞雑誌（電子ものも可）などに記載された評価により「社会的評価」を証明することができる。特性が確立していることに関して、登録申請の農林水産物等が特性を有した状態で当該生産地において合計で25年間生産されてきた実績<sup>21</sup>を示す書類また生産歴史に係る

<sup>20</sup> 原材料が生産された地（原料生産地）と加工品が生産された地（加工地）が異なる加工品の場合は申請農林水産物等に特性を付与又は保持するための行為が行われる場所を生産地として審査する。

<sup>21</sup> 生産実績は、おおむね25年以上が必要と MAFF 登録申請マニュアルで定められていたが（農林水産省 2019a: 15）、2022年11月に、審査基準が改訂され、「知名度なども考慮し、生産実績が25年に満たなくとも、登録の可否を弾力的に判断」することとなった（農林水産省 2022: 6）。

書類を申請書類に添付することができる。「特性が生産地に主として帰せられる」ことに関して、産地の地理的位置、気象、土壌、湿度、降水量などの、製品の品質に対して不可欠で重要な役割を果たす産地の自然的条件、生産地に由来する伝統製法、生産技術などが考えられる。一方、第13条第1項3号イに登録の申請に係る農林水産物が特定農林水産物等でないときに、農林水産大臣が登録を拒否しなければならないと定めている。これは申請産品が特性や結び付きを欠いている場合であると理解できる。

第二は産品の名称に関する要件である。GI保護制度は特定農林水産物等の名称を保護する制度であり、産品の名称から生産地や当該産品の特性と地域のつながりが特定できることは重要な要件である。一方、第13条第1項4号イに「普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき」は農林水産大臣が登録を拒否しなければならない場合の一つであると規定している。荒木雅也によると、生産地と特性を特定することができない名称は「不正競争防止法上の周知商標表示混同惹起行為(中略)と著名商品等冒用行為を組成する名称を含む」(荒木 2021 : 159) ものである。さつまいも(薩摩芋)、伊勢海老などの名称が典型的な例として考えられる。普通名称とは「その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指す名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称のこと」(農林水産省 2019a : 16) である。では、「特定することができない」主体はだれ又はどんな人であるか。荒木は「生産地の消費・取引者のみならず、生産地外(特に消費地)の消費者・取引者も「需要者」に含まれると考えてよい」と述べた(荒木 2021 : 143)。

次は生産者団体に関する要件である。MAFFにより、GI保護制度は「その地域ならでの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度」<sup>22</sup>であると確定された。GIは地域共有の財産であるため、登録GI管理主体は特別な主体でなければならない。第2条第5項により、生産者団体は生産業者を直接又は間接の構成員<sup>23</sup>とする団体でなければならない。そして、生産者団体は正当な理由なく構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。正当な理由とは加入しようとする者が除名事由に該当する行為を現にしている場合や、除名された者が除名事由を解決せず除名後直ちに加入しようとする場合、加入しようとする者が当該団体の業務を不当に妨害していた場合などが考えられる。

<sup>22</sup> 農林水産省「地理的表示(GI)保護制度」。

<sup>23</sup> 構成員に流通業者、自治体など生産業者以外の関係者を含めても構わない。

最後は生産行程管理業務に関する要件である。GI 保護制度の産品は品質、社会的評価等の特性を有する産品である。産品の特性を確保・維持するために生産者団体は生産行程管理業務を行わなければならない。生産行程管理業務は「明細書の作成・変更、産品の生産が明細書に適合して行われるために必要な指導・検査などを指し、この内容を定めたもの」である（農林水産省 2019a: 17）。これは生産者団体の負担軽減と業務の実効性向上の観点から 2022 年 11 月に見直された生産行程管理義務である。

#### (ii) 地理的表示登録の申請・審査・登録

地域の生産業者の組織する団体はその生産する産品に係る GI について、申請書と添付書類<sup>24</sup>を作成し、正本 1 通を郵送又は持参で MAFF 輸出・国際局知的財産課まで提出する。登録申請を受け取った後、MAFF は提出書類に不備又は不足等がないか審査を行う。不備又は不足等がない場合、申請が受け付けられ、登録の申請の事実（申請番号、申請の年月日、申請者の情報、農林水産物等の区分及び農林水産物等の名称）が MAFF ウェブサイト内の専用ページに公示される<sup>25</sup>。その後、MAFF は審査を行い、審査の結果により、生産者団体に対して、補正指示の通知を送り、補正を求める。また必要に応じ MAFF の審査担当者が登録申請の産品の生産地で現地調査を実施し、事実確認等を行う場合もある。審査で不備がなければ、申請の内容が MAFF のウェブサイト内の専用ページに公示される。公示から 3 ヶ月間、第三者が誰でも当該申請の件についての意見書を提出することができる。意見書が提出された場合に、その意見書は申請団体に送付される。意見書提出期間が終了した後、MAFF は学識経験者に意見書を提示し、意見聴取を行う。場合により、利害関係者への意見聴取も行う。MAFF は審査基準を満たしているものを登録するが、満たしていないものの登録を拒否する。登録する場合、「地理的表示」、「その地理的表示が付される産品の基準」、「生産者団体」が登録簿に記入され、その登録内容が MAFF の地理的表示専用ページに公示される。生産者団体が地理的表示の登録免許税を納付した後、登録証が生産者団体に交付される。

---

<sup>24</sup> 添付書類は (1) 明細書、(2) 生産行程管理業務規程、及び (i) 代理人の制限を証明する委任状等の書類（代理人により申請する場合）、(ii) 法第 2 条第 5 項に規定する生産地団体であることを証明する書類、(iii) 誓約書（外国の団体の場合）、(iv) 第 13 条第 1 項第 1 号に欠格条項に関する申告書、(v) 法第 13 条第 1 項第 2 号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類、(vi) 法第 13 条第 1 項第 2 号ニに規定する必要な体制を整備していること証明する書類、(vii) 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類、申請農林水産物等の写真、(viii) 商標権者等の承諾を証明する書類（申請する名称に同一又は類似の商標登録がある場合）、(ix) 申請農林水産物等であることの証明に必要と考えられるもの、(x) 翻訳文（外国語により作成した書類の場合）が含まれる (3) 申請書に記載した内容の裏付けとなる根拠書類が含まれる。

<sup>25</sup> 農林水産「登録申請の公示情報」（[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/notice/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html)）で調べることができる。

## (iii) 地理的表示登録後の留意点

GI 登録後、生産者団体は生産行程管理業務を実施しなければならない。具体的には、生産者団体は生産行程の必要な手順・体制を定め、周知し、GI・GI マークの使用ルールについて周知し、違反が判明したときは指導、警告などの是正措置を講じる。農林水産大臣は生産行程管理業務が適切に行われているか、生産者団体に対して生産行程管理の状況をチェックする。

GI マークとは GI 法第 4 条第 1 項により規定される登録商標である（写真 2 参考）。このマークは商標として登録されている。GI マークの使用は任意であり、生産者又は加工者が登録された産品や産品を主な原材料とする加工品に登録 GI と併せて使用することができる。生産者は明細書に記載されている品質の基準を満たす産品にしか GI と地理的表示マーク（以下は「GI マーク」をいう。）を使用することができない。また、GI を使用せず、GI マークのみを使用することはできない。

写真 2：地域団体商標のマーク



カラー



モノクロ



単色

（出所：農林水産省、2025、「地理的表示及び GI マークの表示について」[https://www.maff.go.jp/j/s\\_hokusan/gi\\_act/gi\\_mark/](https://www.maff.go.jp/j/s_hokusan/gi_act/gi_mark/) 2025.7.10 閲覧）

GI 登録後、登録生産者団体の追加、登録事項の変更（区分、名称、生産地、特性、生産方法など）、明細書や生産行程管理業務規程の変更があり得ると考えられる。生産者団体は変更の届出及びその変更の内容が記載される書類を MAFF 輸出・国際局知的財産課で提出する必要がある。

何らかの理由で休止しようとする登録生産者団体は休止の届出を提出しなければならない。一旦休止した生産行程管理業務を再開する場合、生産者団体は生産行程管理業務の再開の届出などを提出する必要がある。生産行程管理業務の休止期間が 7 年を超過した場合、当該登録 GI が登録の取り消しの対象となる。その他、登録 GI の生産団体に係る事由、農林水産物等に係る事由や申請に係る事由により、農林水産大臣は登録の全部又は一部を取り消すことができる（第 22 条第 1 項）。生産者団体に係る事由は生産者団体に該当しなくなったこと、生産者団体が措置命令に違反したこと及び生産者団体の役員などが特定農林

水産物等の名称の保護に関する法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないことという3つの事由が含まれる。農林水産物に関わる事由は登録産品が特定農林水産物等でなくなったこと、登録産品の名称が普通名称になったこと又は当該名称から産品が特定できなくなったことが含まれる。申請に係る事由は当該地理的表示が不正な手段により登録を受けたこと、登録産品の名称と同一又は類似商標の権利者がその承諾を撤回したことが含まれる。また、登録生産者団体が解散し、清算が終了した場合や登録生産者団体が清算行程管理業務を廃止した場合、GIの登録が失効する（第20条第1項）。

### 3. 外国の地理的表示に対する日本の保護

#### 1) 日本で保護されている外国の地理的表示の現状

現行の規定によれば、外国のGIは日本において地域団体商標とGIとして保護が受けられる。

地域団体商標の登録をしようとする場合は日本の地域団体商標と同様で、商標法に基づき、出願・審査・登録手続きを行う。2025年10月末に特許庁が発表した登録地域団体商標リストによると、789件の登録地域団体商標のうち、外国の地域団体商標はイタリアのPROSCIUTTO DI PARMA、中国の鎮江香醋及びスリランカのCEYLON TEAがある。

一方、外国のGIは現行のGI法に基づくGIの登録申請手続き又は条約に基づく外国のGI産品の相互保護に係る指定手続きにより日本で保護を受けることができる。前者は2.3に分析した日本国内のGIの登録手続きと同様である。後者は2016年12月の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の改正により、創設された制度である。2025年3月18日時点で登録の外国GIが6件で、指定GIが180件である。

外国のGIに対する指定手続きは以下の要件を満たさなければならない。

まず対象となるのは日本が適用している特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる制度を有する国（又は地域）で、相互に特定農林水産物等の名称の保護を図るため自らの国において相手の国の特定農林水産物等の名称の保護すべきものとされている内容を含む条約を日本と締結している国（以下は「締結国」をいう）でなければならない（第23条第1項）。また指定対象となる産品が当該外国において既にGI登録されているものであり、お互いに相手の国が適用している制度を信頼し、相互に保護することを前提としているため、基本的に締結国で適用されている明細書が日本でも適用される。指定に当たっての審査において、その明細書や生産行程管理業務規程の内容の適切性は考慮されない。以上の要件を満たしている産品の区分、名称、生産地、特性、生

産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項に関する情報は指定前に公示が行われる（第23条第2項）。公示日から3ヶ月間、だれでも当該製品の指定について農林水産大臣に意見書を提出することができる。公示日から3ヶ月が満了したとき、農林水産大臣は学識経験者に（i）指定対象特定農林水産物等の全部又は一部が登録又は指定に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するか、（ii）指定対象特定農林水産物等が普通名称であるか、（iii）登録商標と同一又は類似の名称であるか、について意見書の提示を求める。また、締結国の同等制度により保護される名称でなくなったかについても、農林水産大臣は学識経験者の意見を聴くこともできる。学識経験者の意見の聴取の手続きが終了した時、農林水産大臣は当該の外国のGIを指定し、指定番号、指定の年月日、締結国の名称及び第23条第2項に定められている情報を公示する。登録手続きにより登録されたGIと異なり、指定された外国のGIは登録簿に記載されず、また指定産品に日本のGIマークの使用はできない。

表2：指定手続きにより日本で保護されている国別の外国地理的表示  
(2026年2月末時点)

国	指定件数	国	指定件数	国	指定件数
イギリス	59	スペイン	31	イタリア	28
フランス	20	ギリシャ	09	ドイツ	07
クロアチア	06	オーストリア	04	ルーマニア	03
オランダ	02	ブルガリア	02	ベルギー	02
ポルトガル	02	キプロス	01	スロベニア	01
チェコ	01	デンマーク	01	ハンガリー	01

(出所：農林水産省「日本における海外のGI保護」[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/protectio\\_n\\_in\\_japan/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/protectio_n_in_japan/index.html) 2025.6.30 閲覧)

指定手続きにより保護（指定）されている外国のGIのうち、イギリスのGIには特別なストーリーがある。日EU経済連携協定に基づき、2019年2月1日にイギリスの3件のGIを含むEUの71件のGIが指定された。2020年1月31日にイギリスが正式にEUを離脱したことで、この3件のGIが2021年1月1日に削除された。2020年10月23日に日本とイギリスが署名した日英EPAの発効により、2021年1月1日に削除された3件のイギリスのGIは日英EPAに基づき再指定されることになった。

現在、指定手続きにより日本で保護されている180件の外国のGIの産品を見れば、最も多い区分が第6類畜産加工品類（チーズ、ハムなど）の94件で、指定GIの半分以上を占めている。他の区分の件数は第1類農産物類：20件、第2類生鮮肉類：13件、第4類水

産物類：11件、第5類農産加工品類：3件、第7類水産加工品類：4件、第8類調味料類：9件、第9類食用油脂類：20件で、第10類パン類及び菓子類：8件、第11類その他食品類：1件、第19類精油類：2件である<sup>26</sup>。

## 2) 日本で適切な保護形態を検討する外国の地理的表示に対する留意点

日本は、特に輸入品に対して非常に厳しい市場としてよく知られている。ある農林水産物が日本で知的財産の一種として保護されると、日本市場でのシェアのみならず、日本で保護されているという理由で日本以外の市場への進出機会が拡大される。日本で自らの農林水産物等について地域団体商標制度か地理的表示制度による保護を希望する者に対して、適切な保護形態を確定することは重要である。農林水産物等を対象にすることを前提とし、この2つの制度の基本的な相違点を挙げたい。

表3：地域団体商標制度と地理的表示制度の相違点<sup>27</sup>

項目	地域団体商標制度	地理的表示制度
申請/出願先	特許庁長官（特許庁）	農林水産大臣（農林水産省）
保護対象物/名称	全ての産品 「地域名」＋「商品（役務）名」等	農林水産物、飲食料品（酒類等を除く） 名称から産品の生産地を特定でき、産品の特性が当該生産地と結び付いているということを特定できるもの
申請又は登録者	事業協同組合等の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人	生産・加工業者の団体
主要な登録要件	・地域の名称と産品が関係性を有すること ・商標が必要者の間に広く認識されていること	・生産地特有の自然・人的要因と結びついた特性を有すること ・特性を維持した状態で概ね25年の生産実績があること

<sup>26</sup> 指定GIの中、5件のGIは同時に2つの区分で登録されているため、区分別で数えると185になる。

<sup>27</sup> 農林水産物等を対象にすることを前提とする。

品質管理	商標権者の自主管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地と結びついた特性等の策定・登録・公開</li> <li>・生産・加工業者が生産の方法等の基準を守るよう団体が管理し、国が団体による生産の手順・体制をチェック</li> </ul>
規制手段	商標権者による差止請求、損害賠償請求 →独占的な使用	国による不正使用の取締り →地域の共有財産
登録の存続期間	10年間 更新	登録の失効・取消の事由に該当しない限り登録存続 更新手続きなし

(特許庁 2023:5)

現在保護を受けている外国の地理的表示件数を見れば、GIとして保護を受けている件数は地域団体商標として保護を受けている件数より圧倒的に多い。筆者の観点により、このことの原因は消費者、権利者と使用权を有する者の角度から考えられる。

まず登録要件に関して、「品質、社会的評価その他の確立した特性」について国に保証されているGI登録を受けている製品に対して、地域団体商標が使用されている商品の品質は商標権者に管理されている。また、GI法に基づき登録されたGIと併せてGIマークを利用する場合、GIマークは本物の証であると言える。消費者の角度から見れば、GI登録の製品は品質に対する信頼度が高いと見られる。次に、登録の存続期間について、商標権が10年で失効し、満了前6ヶ月から満了の日までに更新する必要がある登録地域団体商標に対して、取り消し事由により取り消される場合を除き、GI登録の存続時間は制限がない。最後に、GIの使用权の解放性の観点も重要である。GIに該当する地域の生産者は、自由に加入することが認められている生産者団体の一員として、登録GIに関する全ての要件を満たしている製品に当該GIを使用することができる。これら3つの原因は単独で存在せず、互いに補完し合うといえる。

では、日本で申請又は出願をする際、外国のGIはどんな点に留意すべきであるか。ベトナムの経験を語りたい。2017年6月2日、ベトナム国知的財産局の代表者と日本国MAFF食料産業局の代表者は地理的表示に関する覚書を締結した。覚書の趣旨は(i)GIの保護の促進、(ii)地理的表示に関する政策・情報、保護GIリストの交換、及び(iii)GIに対する認識向上、を行うことである。(i)の実施のために、ベトナムはルックガンライチ、ビントゥ

アンドラゴンフルーツ及びブオンマトゥオットコーヒーを日本での保護登録申請に選択した。

第一に申請又は出願に対するベトナム政府又は地方政権のサポートについて考えられる。ベトナムが適用している GI 制度と異なる日本の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき登録申請書類を作成するとき、申請書類作成の未経験な団体であること、日本語による申請書類作成が困難を極めること、ベトナム国知的財産局に提出された資料の中に業界の用語や方言がよく使われていること、提出された生産行程管理業務と実際の業務の相違など様々な問題に直面した。また書類作成には生産者団体が経験したことがない局面が多く現れていた。知的財産局や地方人民委員会が含まれるベトナム国の管轄機関のサポートがなければ、生産者団体は解決ができなかったといえる。

第二は生産者団体の対応である。まだ MAFF により審査中であるブオンマトゥオットコーヒーはルックガンライチ、ビントゥアンドラゴンフルーツとほぼ同じ時期に登録申請書類を提出した。現地調査を実施してから MAFF は知的財産局を通じて、生産者団体に対して書類補足を求めたが、十分に対応していなかった生産者団体があった。また登録後生産者団体の代表者、行政区画再編などの変更が生じる可能性があるため、登録後、書類の更新が必要である。生産者団体が積極的に協力しなければ、たとえ日本で GI 登録されたとしても登録後の義務の履行ができず、登録削除という残念な結果を避けられない<sup>28</sup>。

第三に、最終製品を十分に配慮すべきである。当初、ルックガンライチという GI は生ライチに限ったが、食料産業局の職員の非常に貴重な提案により、冷凍全ライチ、皮むき及び種抜きがされた冷凍ライチにまで拡大された。また GI が使用される産品は日本市場には存在しない産品である可能性もあるため、申請書類の内容について最終製品を記述する際、誤解させず、当該製品を知っていない者にも理解できるように、書類に記載される言葉遣いに工夫する必要がある。

第四は申請書類に記入する情報に関する留意点である。母音が多いこと（a/ă/â/e/ê/i/o/ô/ơ/u/ư/y また ai/ay/au/ao などの二重母音）や子音が多いこと（ch/kh/nh/ph/th/ng/tr の語頭子音や c/m/n/p/t/ch/nh の語末子音）や声調という特徴があること、また漢越語も多数存在することはベトナム語の特徴である。発音が近く、カタカナで類似する表現になってしまい、産品の原産地と全然違う場所と誤解される恐れがある。申請書類を作成する際、知的財産局の職員、法律事務所などの専門家から構成された書類作成チームは GI 自体の産地名や生産者団体の住所などベトナムに関わる地理的表現はベトナム語で表現し、フリガナを追加することにした。また筆者は不正使用防止の観点から、申請 GI の表記については、日本語・ベトナム語・英語の併記とする方法を提案し、GI 申

<sup>28</sup> 住友財団の助成により、筆者が 2024 年 4 月に実施した現地調査の結果による。

請を担当する法律事務所やベトナム国知的財産局と協議した。結果として、申請書にこの方法が採用された。

## おわりに

日本の知的財産保護の歴史をみると、日本はアジア諸国の中で知的財産保護の必要性を早くから認識していたが、GIの保護に対する対応がかなり遅かった。そのために、日本は、世界各国が適用している地理的表示保護制度の強みや限界について調査し、慎重に検討することができたといえる。それで、各国の地理的表示保護制度の改正などは日本にとっても大いに参考になるだろう。

たとえば、ベトナムは2023年1月1日に発効した改正知的財産法に基づき、発音又は表示が同一している同音GIに関する規定を適用している。登録を受けるため、GI登録の要件以外、当該GIを付した産品の原産地について消費者を混乱させないような方法で実際に使用されており、かつ、当該GIを付した産品を生産する組織と個人間の公正な取扱いの原則が確保されているという追加要件を満たさなければならない<sup>29</sup>。異なる産品又は同一産品に使われる類似するGIの登録の申請又は条約に基づく指定を求める場合は今後多く発生する可能性があるといえる。

日本のGI保護制度の適用にはいくつか課題がある。

まずGIの保護対象は生産行程が何ヶ月もかかる農林水産物等であるため、生産地の現地調査を決める際、当該産品の生産行程の最も適切な段階に調査を実施することについてMAFFの審査員は十分に検討し、計画を立てる必要がある。例えば、ブオンマトゥオットコーヒーのGI登録申請に係る調査はコーヒー花が咲いている最中に行われたため、コーヒー豆の収穫、収穫後の処理の審査ができなかった。

さらに、日本でGI登録申請される産品が日本にない農林水産物等である場合もある。当該産品が生産される外国では常識的な食べ方など当該産品に関する情報が日本で知られていない場合に、審査員が明細書と生産行程管理業務規程の内容について十分に理解できない可能性があるだろう。そのため、現地調査を行う前、審査員が審査する農林水産物等に関する情報を予めよく調査する必要がある。

では、生産者に対して、日本でのGI登録又は地域団体商標登録はどんなメリットをもたらすか。品質に対して消費者が非常に厳しい市場である日本で、GI登録又は地域団体商標登録により、消費者に対する産品の信頼度をより高め、産品の付加価値が増加する。生産者の所得を向上させようと思えば、地域団体商標かGIの登録を得ていくことがひとつの方法であることは明らかであろう。その際、外国の出願者又は申請者は、産品が日本の

---

<sup>29</sup> ベトナム国知的財産法第4条22a項、による。

市場に適合するか否かを検討することはもちろんであるが、十分にこの2つの制度を知り、それぞれのメリットとデメリットを研究する必要がある。さらに日本が適用している地域団体商標制度や GI 制度は特徴があるため、登録で成功した事例も失敗した事例も貴重な経験として参考にすべきである。どの制度でも、出願者又は申請者は主に生産者の団体であるため、書類に関する業務に国・地方政権及び知識者のサポートは非常に重要である。詳細は今後の調査研究において明らかにしたいと考えているが、本稿で、その出発点を示すことはできたのではないか。

グローバル化の進展とともに、自分の国のみならず、海外でも知的財産権の保護を受ける重要性に関する意識が広まってきた。日本の GI 登録又は地域団体商標も含む商標登録は外国の産品に非常に貴重な機会を生み出すに違いないだけでなく、日本の消費者にも様々な農林水産物等にアクセスするチャンスをもたらす。日本は国内の農林水産物等に対する保護を維持しながら、外国の農林水産物等が日本で GI 登録できるよう促進する必要がある。

#### 参考文献一覧

荒木雅也、2021、『地理的表示法制の研究』、尚学社。

飯島国際商標特許事務所、2025、「Recommendation for Regional Collective Trademark Registration in Japan」、[https://tmijjima.jp/html/e\\_lesson\\_detail.php?no=20250710131122](https://tmijjima.jp/html/e_lesson_detail.php?no=20250710131122)（2025.7.30 閲覧）。

今村哲也、2022、『地理的表示保護制度の生成と展開』、弘文堂。

Nguyen Phuong Thuy（グエン・フオン・トゥイ）、2015、「地理的表示と商標登録の制度設計～ベトナムの経験から得られるもの～」、中央大学大学院法学研究科国際企業関係法専攻博士課程後期課程。

日本国際知的財産保護協会、2012、「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」、[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/h23\\_report\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h23_report_01.pdf)（2025.7.30 閲覧）。

国税庁、2021、「お酒の地理的表示（GI）ガイドブック」、[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/0022003-186\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/0022003-186_01.pdf)（2025.7.30 閲覧）。

衆議院、2002、「本会議の概況（第154回国会）」、[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/ugoki/h14ugoki/154/154honka.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/ugoki/h14ugoki/154/154honka.htm)（2025.6.16 閲覧）。

特許庁、2018、「地域団体商標マーク使用規程」、<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/mark/01kitei.pdf>（2025.7.30 閲覧）。

特許庁、2023、「地域団体商標の権利者及び地域団体商標の取得を考えている団体のため

- の地域団体商標と地理的表示(GI)の活用Q&A」、[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/faq/t\\_dantai\\_syouhyou.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/faq/t_dantai_syouhyou.pdf) (2025.7.30 閲覧)。
- 特許庁、2024、「地域団体商標ガイドブック～活用編～2024」、[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/tiikibrand/guidebook-catalog\\_2024.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/tiikibrand/guidebook-catalog_2024.pdf) (2025.7.20 閲覧)。
- 特許庁、2026、「地域団体商標登録案件一覧」、<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/ichiran/> (2026.3.1 閲覧)。
- 特許庁、2026、「商標審査基準 改訂第17版」、[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/document/index/32\\_7-2.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/document/index/32_7-2.pdf) (2026.3.01 閲覧)。
- 内閣府、2001、「平成13年度版 地域の経済2001」、[https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr01/chiikireport01\\_index.html](https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr01/chiikireport01_index.html) (2025.7.30 閲覧)。
- 内閣府、2004、「知的財産推進計画2004」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.pdf> (2025.7.30 閲覧)。
- 内閣府、2005、「地域の経済2005」、[https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr05/chr05\\_index.html.html](https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr05/chr05_index.html.html) (2025.7.30 閲覧)。
- 内藤恵久、2022、『地理的表示の保護制度の創設—どのように政策は決定されたのか』、筑波書房。
- 農林水産省、「地理的表示(GI)保護制度」、[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/) (2025.7.16 閲覧)。
- 農林水産省、2019a、「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」、[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/process/attach/pdf/index-27.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/attach/pdf/index-27.pdf) (2025.7.16 閲覧)。
- 農林水産省、2019b、「特定農林水産物等審査要領」(平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知)、[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-19.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-19.pdf) (2025.7.30 閲覧)。
- 農林水産省、2022、「地理的表示保護制度の運用見直し」、[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-10.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-10.pdf) (2025.7.30 閲覧)。
- 農林水産省、2024、「地域ブランドの確立を図り付加価値を高める観点から、食品等の地理的表示の保護を強化するための制度のあり方について調査・検討の実施」(2025.7.30 閲覧)。
- 農林水産省、2025、「地理的表示及びGIマークの表示について」、[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/gi\\_mark/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/) (2025.7.10 閲覧)。

Abstract

**Japan's Protection System for Geographical Indications of Agricultural, Forestry,  
and Fishery Products from Overseas**

Nguyen Phuong Thuy

Looking at the history of intellectual property protection in Japan, although it recognized the need for such protection earlier than other Asian countries, its response to the protection of geographical indications was relatively slow.

The author participated in the process of preparing geographical indication registration dossiers for three Vietnamese products in Japan and in investigative activities conducted in Vietnam by application examiners from the Japanese Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

This study focuses on Japan's Regional Collective Trademark System (effective April 1, 2006) and Geographical Indication System (effective June 1, 2015), both of which cover indications that include geographical names. In addition, this study identifies and analyzes key considerations for foreign agricultural, forestry, and fishery products seeking protection in Japan, specifically those linked to the place where the products are produced.

## 天気を表す漢語と漢越語の単音節語の特徴

——中国語との比較を通して——

Pham Thi Thanh Hoa

### はじめに

天気は人間の生活に密接に関わる自然現象であり、その表現には各言語の特質が反映される。漢字文化圏に属する日本とベトナムは、古来より中国語から多くの語彙を借用してきた。しかし、これまでの日越対照研究において、漢語・漢越語に関する一般的な考察は多く行われているものの、「天気」を表す「単音節語」に焦点を当て、中国語原義との比較を通してその受容と変容の全体像を明らかにした研究は管見の限り見当たらない。そこで本稿では、日・越・中三言語の資料に基づき気象現象を表す語彙を抽出する。そして、日本語の漢語（26語）とベトナム語の漢越語（14語）を対象に、語音・自立語性・表記・意味の各側面から分析を行い、両言語が中国語語彙をいかに受容し、独自化させたのかを明らかにすることを目的とする。

### 1. 先行研究の概要及び考察の範囲

#### 1) 先行研究の概要

日本語における漢語及びベトナム語における漢越語に関しては、古くから多くの研究がなされてきた。

日本語における漢語の包括的な研究としては、漢語の受容史や形態的・意味的特徴を概説した山田孝雄（1940）や、多角的な視点から論じた沖森卓也編（2017）が挙げられる。個別側面の研究では、音韻論における高山知明（2002）、語構成における野村雅昭（1976）や高野繁男（2004）、あるいは漢語サ変動詞を扱った小林英樹（2004）等の業績がある。

ベトナム語における漢越語研究の端緒は王力（1948）にあり、同書は漢越語を「古漢越語」「漢越語」「越化漢語」の3タイプに分類した。また、接触史および音韻に関しては、Nguyễn Tài Cẩn（1979）が定評がある。その他、借用語研究には Nguyễn Thiện Giáp、Trần Trí Dồi、Cao Xuân Hạo、Nguyễn Văn Khang 等の貢献が見られる。近年の研究は個別分野に特化する傾向にあり、例として現代語の程度副詞を扱った武清香（2020）や、歌謡中の漢越語を扱った張越君（2021）などが挙げられる。

以上の通り、従来の研究は包括的なものから個別具体的なものへと深化しているが、中国語との比較を通して、天気を表す漢語と漢越語の単音節語の特徴を明らかにする研究は見当たらない。

## 2) 考察の範囲

世界気象機関（WMO 2024）は天気の種類を構成する五つの気象要素を示している。それは、気温、降水量、気圧、風、湿度である。これらの要素はそれぞれ独立して存在するのではなく、互いに影響を及ぼし合いながら、様々な天気のパターンを生み出している。地理的な位置によって各地域の天気は異なる場合があるが、代表的な現象として挙げられるものには、晴れ、雲、雨、雪、風、雷、霧、氷がある。これらはいずれも、ベトナム・日本・中国において観測される一般的な天気の現象である。本研究は漢字要素を含む天気語彙に焦点を当てる。例えば、くも（雲）を表すには、中国語は「云 (yún)」、日本語は「雲 (un)」、ベトナム語は「vân」を用いている。

また、漢語および漢越語には、中国語からの借用語だけでなく、漢字を用いてそれぞれの言語内で独自に造語された語彙も存在する。これらは日本語では「和製漢語」、ベトナム語では「越製漢越語」と呼ばれる。本研究では、中国語との比較を行うため、日越独自の造語は除外し、中国語からの借用語彙に着目し、分析を行う。

調査資料については、まず辞書から収集した。具体的には以下の辞書を使用した。

- ① 中国語：『現代漢語詞典（第6版）』
- ② 日本語：『デジタル大辞泉』、『日本国語大辞典（精選版）』、『字通（普及版）』<sup>1</sup>
- ③ ベトナム語：『Từ điển các yếu tố Hán Việt thông dụng』（常用漢越要素辞典）、『Từ điển tiếng Việt』（ベトナム語辞典）

辞書からの語彙選定の後、それらの語が日越両言語において実際に使用されているかを検証した。特に本稿における「日本語の語彙」の認定には慎重な判断を要する。なぜなら、大規模な辞書や中辞典には、現代語としては使用されない語彙や、漢文（古典中国語）訓読の文脈にしか現れない語義も収録されているためである。従って、本稿では単に辞書への掲載のみを根拠とはせず、その語義が和文脈（日本語の文章）において定着しているもの、あるいは現代語として母語話者に認識されているもののみを考察対象とする。たとえ日本人が著した文献であっても、漢文の用例のみに見られる語義は除外することとした。具体例として、「風（ふう）」が挙げられる。「風」には「『詩経』の六義の一」という意味があるが、その典拠を確認すると、平安時代の『作文大体』等の漢文資料にとどまる。

<sup>1</sup> 本稿では、コトバンク (<https://kotobank.jp/>) に収録されている版を参照した。

これらは日本人の著作とはいえ、古典中国語の文脈で用いられたものであり、日本語の語彙として定着しているとは言い難い。よって、本稿ではこのような語義は分析の対象から外している。

## 2. 天気を表す日本語の漢語における単語の特徴

典型的な大気現象を表す日本語の漢語における単語の数は、26語である。それは風 (fū)、嵐 (ran)、颯 (hyō)、雨 (u)、霖 (rin)、雲 (un)、霓 (gei)、虹 (kō)、曇 (don)、暈 (un)、霧 (mu)、霜 (sō)、霞 (ka)、靄 (ai)、露 (ro)、雪 (setsu)、雷 (rai)、電 (den/ten)、霆 (tei)、霹 (heki)、靨 (reki)、晴 (sei)、霽 (sei/sai)、旱 (kan)、氷 (hyō)、陽 (yō)である。本研究では、これらの語について、音韻的特徴、単独使用可能性、及び借用の諸側面の3点から以下のように考察を行う。

### 1) 音韻的特徴

これらの語は、音読みで発音される。つまり、もともとは中国語の発音であるが、日本語の音韻体系の影響により、多少の違いが生じている。以下の例は、音読みと中国語の発音との間に一定の対応関係が見られることを示している。

漢字	中国の発音	日本語の発音（音読み）
霜	[shuāng]	[sō]
靄/靄	[ǎi]	[ai]
阳/陽	[yáng]	[yō]

しかし、一見すると発音の類似性が低く、対応関係が直感的に捉えにくい語も存在する。例えば、下表の霽・晴・靨である。

漢字	中国語の発音	音読み
霽/霽	[jì]	[sei/sai]
晴	[qíng]	[sei]
靨/靨	[lì]	[reki]

中国語の単語は、1つの完全な音節として発音されるのが一般的であるが、日本語に取り入れられる際、多くの漢語は2音節の語となるか、2音節相当の長さで発音されることがある。例えば、2音節に分かれる例としては、霹 (re-ki)、雪 (se-tsu)などが挙げられる。また、1音節だが長音で2音節相当の長さをもつ例としては霜 (sō)、虹 (kō)、陽 (yō)などがある。

## 2) 単独使用可能性の特徴

日本語に取り入れられた基本的な天気語彙に属する漢字要素の多くは、単独で用いられない。その理由として、日本語にはすでに同様の意味を表す固有語が存在していたことが挙げられる。このことは、日本語における天気語彙が中国語を受け入れる以前の段階ですでにある程度完成されていたことを裏付けている。

従って、日本語の中で無理なく存在できるように、殆どの漢語単語は「語」としての機能を失い、「造語要素（形態素）」になったわけである。すなわち、中国語において自立語として機能していたものが、日本語では形態素として扱われるようになったのである。

本稿で扱う 26 の気象語彙のうち、音読み（漢語）がそのまま自立語として機能するのは、「風（フウ）」や「陽（ヨウ）」など極めて少数の例に限られる。以下の表に、その代表例である「風（フウ）」について、形態素として用いられる場合と、自立語として用いられる場合の意味の対照を示す。

表 1：形態素としての「風（フウ）」と自立語としての「風（ふう）」の意味

形態素としての「風（フウ）」	自立語としての「風（ふう）」
1. 大気の動き。かぜ。「風雨・風速」	1. ある地域・社会などの範囲内で一般に行われている生活上の様式。また、やり方・流儀。風俗・習慣。ならわし。「昔の風を守る」「武家の風」
2. 人々に影響を与えてなびかせること。感化力。また、習わしや様式。「風教・風習・風俗」	2. 人や物の姿・かっこう。風体。「医者風の風を装う」
3. それとなく伝わること。「風説・風評・風聞」	3. それらしいようす。ふり。「知らない風をする」
4. 姿やようす。「風格・風景・威風・好風」	4. 世間への体裁。聞こえ。「隣近所へ風の悪い思いをする」
5. 味わい。おもむき。「風趣・風味・風流」	5. 性格の傾向。性向。「人を疎んじる風がある」
6. （主に漢文脈）詩歌。民謡風のうた。「国風」	6. 名詞に付いて、そういう様式である、そういう外見である、その傾向がある、などの意を表す。「地中海風の料理」
7. 病気。「風疹・中風・痛風」	
8. さかりがつく。「風馬牛」	

（出典：『デジタル大辞泉』）

「風（ふう）」が自立語として用いられる場合、風（かぜ）に関する意味は見られないことが分かる。この語はむしろ、風格・様子・体面・傾向といった意味に集中している。この現象は、「風（かぜ）」という和語が既にあつたために、同義の自立語を新たに借用

できなかったのだと考えられる。もしそうした借用が行われた場合、「語彙借用における意味の衝突現象」が生じる可能性があるからである (Nguyễn Văn Khang 2007: 149)。

### 3) 借用の諸側面

日本語の漢語において、音声(音韻)、文字(表記)、意味(語義)の三つの側面が借用されているといえる。

音韻的側面から見ると、日本語はモーラ言語である。「音節」に加えて、「拍(モーラ)」という単位が存在する。一部の日本語学者は、日本語の「拍」を音節とみなしている(日本語教育学会 1996: 209)。その理由は、「拍」は基本的に1短音節と相当する音の長さを持つためである。「撥音 /N/ (ん)」、「促音 /Q/ (っ)」、「引く音 /R/ (ー)」といった三つの特殊拍を除けば、殆どの語において、音節数と拍数は一致する。

日本人は中国語の言葉を借用する際、その中国語の発音を模倣しようとしたが、言語類型の違いにより、完全に同じ発音を再現することは難しかった。具体的に言えば、日本語は膠着語であり、声調を持たず、音節の種類も少ない。それに対して、中国語は孤立語に分類され、声調を持ち、音節の種類が豊富である。

また、古典中国語の1語は原則として1音節で構成されるが、日本語は多音節言語なので、1音節のみで語を発音することに不安定さを感じさせる傾向がある(秋元 2002: 50)。その結果、中国語の単音節語は日本語の音韻体系に適合させる形で音声的な調整や変化が加えられることが多い。

天気に関する日本語の漢字要素について、音節数および拍数を考察すると、次のような表が得られる。

表2: 日本語における天気を表す漢字要素における音節数および拍数一覧

順	音読み	音節数/ 拍数	順	音読み	音節数/ 拍数
1	U (雨)	1/ 1	14	De-n (電)	1/ 2
2	Mu (霧)	1/ 1	15	Ka-n (旱)	1/ 2
3	Ka (霞)	1/ 1	16	Hyo-u (氷)	1/ 2
4	Ro (露)	1/ 1	17	Yo-u (陽)	1/ 2
5	Fu-u (風)	1/ 2	18	Ge-i (霓)	1/ 2
6	Ra-n (嵐)	1/ 2	19	Te-i (霆)	1/ 2
7	Hyo-u (颯)	1/ 2	20	Se-i (晴)	1/ 2
8	Ri-n (霖)	1/ 2	21	Se-i (霽)	1/ 2
9	U-n (雲)	1/ 2	22	He-ki (霹)	2/ 2

順	音読み	音節数/拍数	順	音読み	音節数/拍数
10	Ko-u (虹)	1/2	23	Re-ki (霰)	2/2
11	Do-n (曇)	1/2	24	A-i (靄)	2/2
12	U-n (暈)	1/2	25	Se-tsu (雪)	2/2
14	So-u (霜)	1/2	26	Ra-i (雷)	2/2

表2から見ると、天気を表す漢字要素26語の発音は、音節数と発音の長さに基づいて次の三つに分類できる。

**類型1 (1音節・1拍) : 4語 (約15.4%)**

漢語音がそのまま単音節であり、発音の長さも1拍に相当するもの。

**類型2 (1音節・2拍) : 17語 (約65.4%)**

漢語音は依然として単音節であるが、長母音、二重母音、あるいは撥音を伴うことで、発音の長さが2拍になっているもの。

**類型3 (2音節・2拍) : 5語 (約19.2%)**

漢語音が二音節に変化し、発音の長さも2拍相当になっているもの。

以上のデータから、類型1(1拍語)は全体の約1割強に過ぎず、類型2と類型3を合わせて全体の約84.6%(22語)と圧倒的多数を占めていることが明らかになった。

秋元美晴によれば、日本語の音節は極めて単純な構造なので、「木(き)」「目(め)」「歯(は)」などの単音節語の存在はそれほど多くない。その理由として、日本語において単音節語は短くて、不安定な印象を与えるためである(秋元2002:50)。つまり、1拍の単音節語が持つこの「不安定さ」こそが、中国語の単音節語が日本語に取り入れられる際に、音声的に引き延ばされたり、二音節語に変化したりする理由を説明している。これは、日本語の音韻体系に適合させるための同化現象と考えられる。

表記の側面では、現代日本語の漢語表記は、伝統的な旧字体を基礎としつつも、現在は日本の国語施策に基づいた字体(新字体)が一般的に用いられている。本調査対象の26語について具体的に見ると、その大部分は旧字体の字形をそのまま維持している。本来の字形から改められた新字体となっているのは、わずかに以下の2語のみである。

旧字体	新字体
冰	氷
晴	晴

意味の側面では、日本語に用いられる漢語は、中国語から意味を借用している。これらの語彙の意味のあり方には、主に三つの傾向が見て取れる。それは、意味の保持（保留）、意味の縮小、そして意味の拡張である。以下に、それぞれの傾向を説明する。

意味の保持の場合、26の漢字要素のうち、11の要素は中国語の語義を保持している。それらは飄、霖、虹、霓、曇、雪、霹、靂、晴、霆、霜である。具体的に以下の表で示す。

表3：中国語の語義を保持している漢字要素

中国語	日本語	意味	日本語での用例
飄(biāo)	飄(hyō)	つむじかぜ。吹きあげる激しい風。	<sup>ひょうひょう</sup> 飄飄 例：「長風颯々 <sup>と</sup> 吹き来りて…」幸田露伴『いさなとり』(1891)
霖(lín)	霖(rin)	ながあめ。長時間（三日以上）降り続く雨。	<sup>しゅうりん</sup> 秋霖 例：「秋霖前線」
虹(hóng)	虹(kō)	にじ。雨上がりの空などに見られる、七色のアーチ形のもの。にじを竜とみなし、雄を「虹」、雌を「霓」（ゲイ）と呼ぶ。中国語の場合、「主虹」という	<sup>はっこう</sup> 白虹 例：「…白虹につらぬかれ甚光りを失へば」（浄瑠璃『蘆屋道満大内鑑』）
霓(ní)	霓(gei)	にじ。薄い光の虹。 にじを竜とみなし、雄を「虹」、雌を「霓」（ゲイ）と呼ぶ。 中国語の場合、「副虹」という。	<sup>こうげい</sup> 虹霓 例：「真善美は人生の中空に淡く浮かべる虹霓にあらずして…」網島梁川『病間録』
曇(tán)	曇(don)	空がくもる。	<sup>どんてん</sup> 曇天 例：「曇天にして日星見得ず」『長器論』(1801)
雪(xuě)	雪(setsu)	1. ゆき。 2. 雪のように白い。白いもの。 3. 洗い清める。すすぐ。	<sup>せきせつ</sup> 積雪 例：「積雪量」
霹(pī)	霹(heki)	かみなり。かみなりが落ちる。	<sup>へきれき</sup> 霹靂 例：「青天の霹靂」
雳(lì)	雳(reki)	(古語) 激しく鳴る雷。	同上

中国語	日本語	意味	日本語での用例
晴 (qíng)	晴 (sei)	はれる。はれ。空がよくはれる。	<b>快晴</b> 例：「今日は雲一つない快晴だ。」
霆 (tíng)	霆 (tei)	1. かみなり、かみなりのおと、かみなりのとどろき。 2. いなずま、いなびかり、電光。 3. ふるう、はためく。	<sup>らいてい</sup> <b>雷霆</b> 例：「動けばどう変化するか、風雲か雷霆か、見わけのつかぬところに余韻が...」夏目漱石『草枕』
霜 (shuāng)	霜 (sō)	1. しも 2. 霜のようなものを比喩的に表す語	<b>霜害</b> 例：「霜害を受ける」

特に、中国語と日本語の両方に存在する「霜」という漢字要素は、辞書の記述を一見すると、その意味内容に相違があるかのような印象を受ける。実際、中国語の辞書には①自然現象の霜、②霜のようなものを比喩的に表す語、③白い色を示す語、といった意味が記載されている。一方、日本語の辞書では、①しも、②としつき、③白いもの・冷たいもの・厳しいものの比喩、と定義されている。ここで、日本語に見られる「星霜」のような「としつき・歳月」という意味用法は、一見すると日本語独自の項目のように思われる。しかし、これは「毎年冬に霜が降りることから、その回数を年数に置き換えた」という中国語の比喩的用法の範疇に含まれるものである。従って、日中両言語における「霜」は、本義である「気象現象」と、そこから派生した「比喩的な意味（白さ・冷厳さ・歳月）」という点で、意味内容が高いレベルで合致していると言える。

**意味の縮小の場合**、26語のうち、5語に意味の縮小が見られる。それは、風、霽、氷、旱、陽である。以下の表でまとめる。

表 4: 中国語と比較して意味が縮小された漢語の要素

漢字要素	中国語	日本語
風/風	11 義	8 義
霽/霽	2 義	1 義
氷/氷	4 義	3 義
旱/旱	4 義	3 義
阳/陽	9 義	6 義

例えば、「霽(霽)」という要素は、中国語では動詞として以下の二つの意味を持つ。

- ① 雨の後に晴れること。「雪霽」
- ② 怒りが収まること。

しかし、日本語では第一の意味のみが借用されており、第二の意味は取り入れられていない。

また、「氷(氷)」という要素は、中国語において以下の四つの意味を持つ。

- ① 氷(0度以下で凝固した水)。
- ② 非常に冷たいものに触れたり、食べたりして冷たさを感じる事。
- ③ 冷蔵・冷却すること。
- ④ 氷のように透明なもの。

日本語では第1義と第4義のみが受容されたが、それらに加えて「凍る」(「氷結」「氷点」など)という動詞的な意味も派生している。

**意味の拡張の場合**、最も多く見られる傾向であり、26語のうち9語に該当する。漢字要素の意味は、中国語の元の語義と比べ、1つか2つの新たな意味を発展させている場合がある。具体的には以下の通りである。

原語と比較して意味が1つ追加されたのは、全9語のうち7語であった。このパターンは意味の拡張の中で最も多く見られるケースである。

例として、「嵐」は中国語では「山のみずみずしい気」という意味のみを持つが、日本語ではこれに加えて「あらし」という意味が追加されている。「靄」、「霧」、「雷」などにも同じ傾向が見られる。これらは中国語の天気に関する意味を保持しながら、日本語ではさらに1義ずつ拡張されている。

このように、日本語は中国の漢字要素の意味をそのまま受け入れるだけでなく、日本人の感覚や認識に合うように意味を変化・拡張させることもあるということがわかった。

原語と比較して意味が2つ追加されたのは、全9語のうち2語である。例えば、中国語の「云(雲)(yún)」は、以下の3つの意味を持っている。

- ① 雲(くも)
- ② 雲南省の略称
- ③ 姓(雲氏)

それに対して、日本語における「雲(ウン)」は、以下の5つの意味を持っている。

- ① 雲(くも)
- ② 雲のような姿(曖昧さ、軽やかさ、消えてしまう様子を象徴する)。「雲散」
- ③ 高貴な身分。「雲客」

④ 空(文語的表現)。

⑤ 「出雲の国」

従って、日本語は中国語の第1の語義「くも(雲)」のみを借用し、中国語の残りの語義を借用せず、新たに4つの意味を付け加えている<sup>2</sup>。

要するに、意味の発展は、日本語が漢字要素を同化してきたことを表す一つの傾向であることが分かる。新たに発展した意味の数が多いほど、日本語における同化の過程がより強く進んでいることを示している。この過程は、漢字要素を日本語により近づけ、深く融合させることを目的としている。実際、現在の日本人の多くは、漢語(漢字由来の語彙)を外来語とは見なさず、和語と同様に親しみのある語彙として受け入れている。

その他の事例として、日本語において意味の縮小と新たな意味の派生(拡張)が同時に生じているケースがある。以下に、「電」を具体例として取り上げる。

中国語では、電(diàn)は名詞および動詞として機能し、以下のように6つの語義を持っている。

- ① [名詞] 電気、電能(電気エネルギー)。
- ② [名詞] 稲妻、電光。降雨時に雲が放電する際に発せられる光。
- ③ [名詞] 電報、電信。
- ④ [名詞] 姓の一つ。
- ⑤ [動詞] 感電する、電流によるショックを受ける。
- ⑥ [動詞] 打電する、電報を送る、電話をかける。

一方、日本語における電(den)は以下の5つの語義を有している。

- ① いなずま。「電光/紫電・雷電」
- ② いなずまのように急なさま。「電撃/逐電」
- ③ 電気のこと。「電圧・電化・電灯・電力/感電・充電・送電・帯電・停電・発電・放電・漏電」
- ④ 「電信」「電報」の略。「電文/外電・祝電・打電・弔電・返電・無電」
- ⑤ 「電車」の略。「市電・終電」

両者を比較すると、中国語の語義1・2・3は、それぞれ日本語の語義3・1・4に対応している。また、中国語の動詞としての語義5・6は、日本語の国語辞典において単独の語義としては記載されていないが、実際には「感電」「打電する」「架電する」「来電」などの熟語が存在している。従って、日常的な使用頻度は高くないものの、日本語において

<sup>2</sup> 今回は日中の現代の辞書を比較する方法をとったため、このような結果となったが、このうち日本語②の語義は古典中国語でも常用されるものであり、必ずしも日本語で派生した意味とはいえない。

もこれらの語義が保留されていると見なすことができる。

さらに、日本語の語義2（素早さの比喻）は、中国語の辞典（上記6項目）には明記されていないものの、中国語には「风驰电掣（fēng chí diàn chè：風のように吹きすさび稲妻のように駆け抜ける様。主に車両の猛スピードを表す）」や「飞云掣电（fēi yún chè diàn：飛ぶ雲や稲妻のように極めて速いこと）」などの成語が存在している。すなわち、中国語でもこの意味合いは機能していると言える。

以上のことから、日本語は中国語の語義4（姓）を受容しておらず、その一方で、中国語には存在しない「電車の略（例：市電、終電）」（日本語の語義5）という新たな語義を独自に発展させている。従って、日本語は中国語と比較して、意味の縮小を行うと同時に、新たな意味の派生（拡張）も行っていると言えるのである。

漢字要素が日本語においていかに柔軟に借用され、同化され、また意味がどのように発展してきたかを明らかにするために、ここでは日本語の「風（フウ）」という要素を具体的に分析する。

中国語において、「风（fēng）」は一般的な「かぜ」を意味する語である。この語が日本語に入る際には、漢字「風」と音読み「フウ」の両方が借用された。しかし、日本語にはすでに同じ意味を持つ和語「かぜ」が存在していたため、「語彙借用における意味の衝突現象」が発生した。

借用に関する一般的な規則によれば、ある外来語が既存の語と意味的に重複する場合には、次の二つの可能性が考えられる。

1. すでに該当する語があるため、新たな語は借用されない。
2. 借用はされるが、意味または文法的地位（語彙的な機能）を変化させる必要がある。

以下に、このような可能性を概念図としてまとめた。

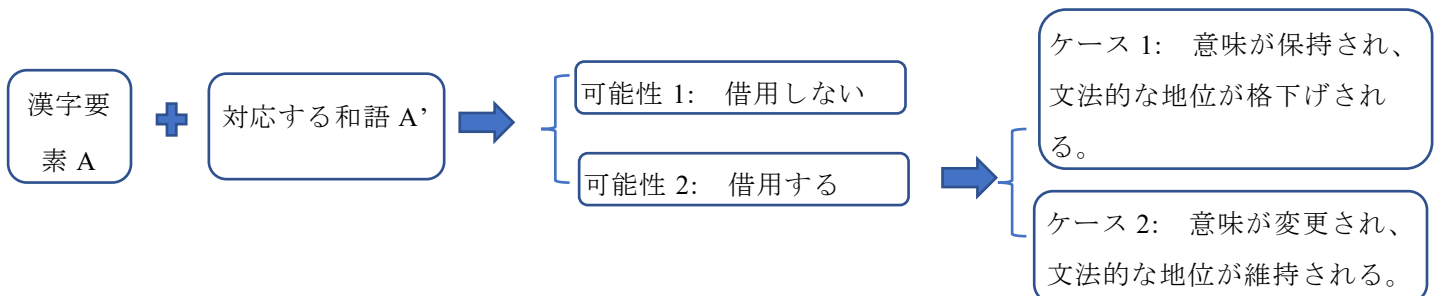


図 1: 借用の可能性に関する図解

中国語の「风（fēng）」は、意味が対応する和語と出会った結果、可能性2が起こった。すなわち、「风（fēng）」は日本語の体系に取り入れられ、「風（フウ）」として定着した。

通常、漢字要素が他の言語体系に取り入れられたとき、図1に示されているように、「意味が保持され、文法的な地位が格下げされる」か、「意味が変更され、文法的地位が維持される」で発展する。しかし、特筆すべきことに、「风（fēng）」に対応する「風（フウ）」は、両方のケースを兼ね備えている。具体的には、「風（フウ）」は、日本語において単語としても、形態素としても存在している。

日本語の語彙体系では、和語「風（かぜ）」、形態素としての「風（フウ）」、そして語としての漢語「風（ふう）」が意味的に重複しないよう、それぞれの意味領域が巧みに整理・分担されている。以下に、それら三つの「風」と、中国語「风（fēng）」の語義を比較した表を示す。

表5：日本語における「風」の借用と意味変容の比較表

和語の「風（かぜ）」	中国語の「风（fēng）」	日本語の形態素「風（フウ）」	日本語の語「風（ふう）」	備考
1. かぜ	1. かぜ	1. かぜ	∅	和語は「かぜ」の意味を持つから、「風（フウ）」は原語の意味を保留し、形態素になる。①
2. 風習。習わし。	2. 風習	2. 風俗。習慣	∅	同上①
3. （多く「風邪」と書く）鼻・のど・気管などのカタル性炎症	3. 中医学では、特定の病気を指す。	3 病気。「中風・痛風」	∅	同上①
∅	4. 風景	4. 外見、風袋：・姿やようす。「風景・風格」	∅	和語はこの意味を持たない。「フウ」は形態素になる。②
∅	5. 風格「作风・风度」	・味わい。おもむき。「風致」 ・習わしや様式。「気風・作风」		

和語の「風（かぜ）」	中国語の「风 (fēng)」	日本語の形態素「風 (フウ)」	日本語の語「風 (ふう)」	備考
∅	6. 便り、消息、ニュース 7. 根拠のない噂.	5. それとなく伝わること。「風説・風評・風聞」	∅	同上②
∅	8. 民謡。（『詩経』の「国風」は、古代十五国の民謡である）	6. 詩歌。民謡風のうた。	∅	同上②
∅	∅	∅	1. それらしいようす。ふり。「知らない風をする」	日本語において新たな意味が作られた。「ふう」は自立語である。③
∅	∅	∅	2. 世間への体裁。聞こえ。「隣近所へ風の悪い思いをする」	同上③
∅	∅	∅	3. 人や物の姿・かっこう。なり。風体。「医者風の装う」	同上③
∅	∅	∅	4. 性格の傾向。性向。「人を疎んじる風がある」	同上③
-	∅	∅	5. ある地域・社会などの範囲内で一般に行われている生活上の様式。また、やり方・流儀。風俗・習慣。ならわし。「昔の風を守る」	同上③
∅	∅	∅	6. 名詞に付いて、そういう様式である、そういう外見である、その傾向がある、などの意を表す。「地中海風の料理」	日本語は新たな意味を作った。「フウ」は接尾辞である。

和語の「風（かぜ）」	中国語の「风 (fēng)」	日本語の形態素「風 (フウ)」	日本語の語「風 (ふう)」	備考
4. その身に感じられる人々のようす。また、世の中の動きやありさま。「野党に風が吹く」	∅	∅	∅	-
5. [接尾語] そういうそぶり、様子、それらしく偉そうな様子を表わす。「大尽風」「役人風」	∅	∅	∅	-
6. 寄席芸人用語で、扇子のこと。	∅	∅	∅	-
∅	9. 風の力を利用して物を乾燥させたり、浄化したりする行為。干す	∅	∅	日本語は借用しない。④
∅	10. 風の力を借りて乾かしたものの。「风鸡・风肉」	∅	∅	同上④
∅	11. 速い、素早い	∅	∅	同上④

漢字要素「風（フウ）」が日本語に借用された際に、自立語として存在するか、それとも造語要素として存在するかは、和語「かぜ」がすでに持っている各語義によって決定されると考えられる。上の表を見ると、次の四つの場合に分けられる。

第一に日本語の「かぜ」が中国語の「风 (fēng)」と同じ意味を持つ場合である。これは、表5の最初の三つの語義、すなわち「1. かぜ」、「2. 風習・習慣」、「3. 病気」に該当する。この場合、中国語の語義を保持したまま日本語に取り入れられるために、「風（フウ）」は文法的な地位を格下げして形態素になった。つまり、「風（フウ）」は自立語として存在できず、他の要素と結びついて語を構成する形でのみ存在することができる。

第二に日本語の「かぜ」と中国語の「风 (fēng)」の意味が対応しない場合である。この場合、「風（フウ）」は日本語において形態素として用いられる。表5に示す中国語の「风 (fēng)」の語義4～8がこれに該当する。そのうち、「4. 風景」、及び「5. 風格」という意味は日本語の「かぜ」にはないので、これらの意味範疇は日本語で一つの語義と

して統合され、「風(フウ)」は造語要素として使用される。同様に、中国語「风(fēng)」における「6.知らせ、ニュース」及び「7.根拠のない噂」の両義も日本語では一つの意味として集約されている。この場合も「風(フウ)」は形態素として使用される。このように、中国語の二つの語義が合わさって日本語では一つの意味として取り込まれるという「意味の統合現象」が見られる。

第三に日本語の中で「風(フウ)」に新しい語義を生み出す場合である。この場合は更に以下のように二つに分けられる。

一つ目は、日本語が「風(ふう)」に新しい語義を作り出し、「風(ふう)」が自立語として格上げされる場合である。新しく付与された語義は、次の五つである。

- ① それらしいようす。ふり。
- ② 世間への体裁。聞こえ。
- ③ 人や物の姿・かっこう。なり。風体。
- ④ 性格の傾向。性向。
- ⑤ ある地域・社会などの範囲内で一般に行われている生活上の様式。また、やり方・流儀。風俗・習慣。ならわし。

もう一つは、日本語が独自に意味を発展させ、「風(フウ)」が接尾語として機能するようになった場合である。それは、「6.名詞に付いて、そういう様式である、そういう外見である、その傾向がある、などの意を表す」ケースである。

このように、日本語は単に意味を借用するだけでなく、文法的な地位を変えたり、和語に合わせて意味を再配分したりした。また、中国語「风(fēng)」の基本的な語義に基づいて、新たな語義を付加することで語彙を豊かにしていることが分かる。これは、既存の音韻形態を利用して新しい意味を生み出すという、言語における「節約の原理」を示す一例であろう。

第四に日本語が中国語の意味を借用していない場合である。「9.風の力を利用して物を乾燥させたり、浄化したりする行為。干す」と「10.風の力を借りて乾かしたもの」と「11.速い、素早い」がこれに当たる。

これらの語義を借用しなかった理由は、日本語に既にそれらに相当する語が存在していたためである可能性がある。たとえば、「干す」や「乾かす」などの動詞で表すことができる。或いは「風のように速い」ではなく、稲妻のように速い「電光石火」という表現も日本語では一般的に用いられる。

要するに、中国語の「风(fēng)」と、日本語の「風(フウ)」と「風(かぜ)」の意味を比較・分析することで、言語的借用の複雑な調整のあり方が明らかになった。日本語は、借用した漢字要素が和語と意味的に衝突しないよう、語義を巧みに整理・分担してき

た。とりわけ、漢字要素に異なる文法的機能を持たせることで、自然な受け入れを可能にしている。こうした工夫が、二音節語・多音節語の導入と定着をも促進していると考えられる。

さらに、日本語では漢語音「風（フウ）」を効果的に活用し、その基本的な意味を基盤として、中国語や和語にはなかった多くの語義を生み出してきた。これらの語義は原義と一定の関連性を保ちつつ、独自の意味領域を形成している。また、「風（フウ）」は形態素としての機能を超え、一つの語としても用いられるようになった。言い換えれば、「風（フウ）」は天気を表す漢字要素の中でも、意味的拡張と機能的変化の両面において注目すべき事例である。

### 3. 天気を表す単音節漢越語の特徴

典型的な大気現象を表す漢越語の単音節語は、全部で 14 語である。上の日本語の場合と同様に、これらの語について音韻的特徴、単独使用可能性、及び借用の諸側面などの観点から以下のように考察を行う。

#### 1) 音韻的特徴

漢越語は、中国語に由来する語であるが、発音はベトナム語音韻体系に適応した形で実現する。すなわち、原語の音はベトナム語の音韻体系に同化され、その中に自然に取り込まれている。また、単音節語として借用された語は、原語の音節数を保持しており、ベトナム語においても 1 音節のままである。例えば、下表のようになる。

表 6：中国語の発音と漢越語の発音の例

漢字	中国の発音	ベトナム語の漢越語の発音
霜	[shuāng]	[sưəŋ] /siəŋ/
露	[lù]	[lù] /?a:j/
陽	[yáng]	[dưəŋ] /ziəŋ/

#### 2) 単独使用可能性の特徴

単独で使用される漢越語は、現代ベトナム語辞典において独立した見出し語として掲載されている。一方、単独使用不可能なものは辞典に載っておらず、漢越語の複合語の造語要素としてのみ用いられている。

14 語のうち、自立して使用できるのは 4 語である。それは「sưəŋ（霜）」「tuyết（雪）」「băng（氷）」「lộ（露）」である。いずれもベトナム語において対応する純ベ

トナム語（固有語）が存在せず、語彙的な空白を埋めるために漢越語として導入された語である。いわゆる「必要に応じた借用」の例である。

ただし、名詞としては単独使用可能である一方、他の品詞としては自立せず、単独で存在できないという場合も見られる。例えば、「tuyết（雪）」は、「tinh thể băng nhỏ và trắng, kết thành khối xốp, nhẹ, rơi ở vùng có khí hậu lạnh（寒冷地に降る白くて軽い氷の結晶）」という意味で名詞として使用される場合には単独で成立するが、「rửa（洗い清める。すすぐ）」の意味で動詞的に使用される場合には、複合語にのみ出現する。例えば、「tuyết cừ（仇を晴らす）」「tuyết hận（恨みを雪ぐ）」「tuyết si（恥をそそぐ）」などである。「băng（氷）」も同じである。

しかし、「sương（霜）」という漢字要素は、名詞でも形容詞でも単独で機能することができる。例えば、「tóc đã điểm sương（霜が混じった髪＝白髪が出始めた髪）」や「tóc sương（霜のような髪＝白髪）」などである。

また、名詞としては単独で使用できなくても、他の品詞であれば使用可能な場合もある。例えば、「lộ（露）」は「①〈名詞〉露の滴、②〈動詞〉露見する」の二義を持ち、このうち②は「lộ rồi!（ばれた!）」のように話し言葉で単独使用される。一方、①は「bạch lộ（白露）」「hàn lộ（寒露）」「vũ lộ（雨露）」など限られた語にのみ現れ、単独では語として成立しない。

14語のうち10語の漢越語は自立語としては使用されておらず、文法的には造語要素として機能している。具体的には、「phong（風）」「vũ（雨）」「vân（雲）」「nghe（霞）」「lôi（雷）」「đình（霆）」「hạn（旱）」「vụ（霧）」「hà（霞）」「lam（嵐）」である。

これらの語はいずれも、ベトナム語において対応する純ベトナム語が存在しているため、そのまま自立語として取り入れられず、文法的な地位を「語」から「造語要素」へと格下げすることで、言語体系への受け入れが可能となったと考えられる。以下は漢越語と意味的に対応する純ベトナム語の例である。

表7：漢越語要素とそれに対応する純ベトナム語

漢越語（漢字要素）	純ベトナム語
Phong（風）	Gió
Vân（雲）	Mây
Vũ（雨）	Mưa
Nghe（霞）	Cầu vồng

さらに、中国語は事物や概念に関して非常に細かく分類された語彙体系を持つ言語であるため、一つの気象現象に対して複数の語が存在することがある。そのため、ベトナム語が中国語と接触した際に、同じ現象を表す語を1語だけでなく、2語或いは3語を同時に借用する場合もある。ただし、それぞれの語には文法的な地位や使用範囲に違いが見られる。

例えば、しも(霜) やきり(霧)などを表すにはベトナム語には「*suong* (霜)」「*vũ* (霧)」「*lộ* (露)」の三つの漢字要素が存在する。そのうち「*suong* (霜)」は自立語として単独で使用されるが、「*vũ* (霧)」と「*lộ* (露)」は形態素として用いられる。

### 3) 借用の諸側面

日本語の場合と同じく、漢越語における音(音韻)、形(文字)、意味(語義)の各側面について、以下のように考察を行った。

文字の側面において、現在のベトナム語はクオックグー(*chữ Quốc ngữ*)と呼ばれるローマ字表記を用い、すでに漢字を使用していないため、文字体系としては借用していないと言える。

音韻の側面において、中国語の発音はベトナム語に借用されたが、ベトナム語の音韻体系によって同化された。その結果、「*âm Hán Việt* (音読みベトナム語)」とも呼ばれる独自の音韻体系が形成されている。これらの単音節語は簡潔に発音され、自然にベトナム語に溶け込んでいる。

意味の側面において、多くの漢字要素は単独使用不可能なので、それらの意味は『現代ベトナム語辞典』に掲載されていない。そのため、本研究では、天気を表す漢越語およびベトナムの漢字要素の意味について、『現代ベトナム語辞典(*Từ điển tiếng Việt*)』と『常用漢越要素辞典(*Từ điển các yếu tố Hán Việt thông dụng*)』の両方を参照して考察を行った。

原語である中国語の語義と比較した結果、ベトナム語における漢越語の意味は、以下の三つのタイプに分類できることが明らかになった。すなわち、意味の保持、意味の縮小、その他である。以下に具体例を示す。

意味を保持しているのは14要素のうち5要素である。具体的には、「*vũ* (雨)」「*hà* (霞)」「*lôi* (雷)」「*đinh* (霆)」「*lam* (嵐)」である。この中で「*lôi* (雷)」は、中国語の「雷」の二つの語義「①雷鳴、②地雷」を完全に保持している点が注目される。

意味を縮小しているのは14要素のうち8要素である。具体的には以下の通りである。

表8：中国語と比較して意味が縮小された漢越要素

漢字要素	中国語	ベトナム語
風/phong	11 義	6 義
霜/sương	3 義	2 義
露/lộ	4 義	2 義
霧/vụ	2 義	1 義
雪/tuyết	3 義	2 義
旱/hạn	4 義	1 義
冰/băng	4 義	1 義
雲/vân	3 義	1 義

例えば、「hạn（旱）」という要素は、中国語では以下の4つの語義を持つ。

- ① 干ばつ・日照り（長期間雨が降らないこと）「旱災」
- ② 乾いた・水がない 「旱傘」
- ③ 乾いた土地・陸地 「旱地」
- ④ 陸上交通「旱路」

ベトナムは第1の語義のみを借用しており、例えば「tát nước chống hạn（水を汲んで干ばつに対処する）」「nắng hạn（旱天・干ばつの日差し）」などのように使われる。

意味の縮小という傾向の中でも、漢越語は一般的に、中国語における最初の語義、すなわち「原義」を保持している。ただし、「phong（風）」を除けば、他の語はもう一つの語義のみを借用するにとどまっている。

この背景には、歴史的・文化的に中国が東アジアを主導してきたという事実がある。それは中国語にも反映され、語義の豊富さと精緻さを特徴としている。一方、ベトナム語は中国語と長く接触してきたが、「必要なときにのみ借用する」という原則に基づき、語彙を慎重に受け入れてきた。その結果、14の漢越語要素のうち8語（全体の57%）が、語義を絞った形で取り入れられている。すべての語義を無差別に受け入れると、語彙体系に混乱を招く可能性があるためである。

その他に、中国語では語義が細かく分かれているのに対し、ベトナム語ではその意味がより包括的・一般的に捉えられている場合もある。具体的には、「霓/nghe」がその一例である。中国語において「霓(ní)」は、副虹を指し、色の配列が主虹とは逆（赤が内側、紫が外側）である。主虹を表すには「虹(hóng)」という語がある。ベトナム語では「vân nghe」など「nghe（霓）」のみが借用され、「hông（虹）」は借用されてい

ない。そのため、「nghê(霓)」は元の限定的な意味合い(副虹)を保持することなく、「にじ」全般を指す語として意味が一般化されている。

要するに、天気を表す単音節の漢越語は、文字を借用せず、音と意味のみを取り入れている。意味の借用には「意味の保持」と「意味の縮小」が見られ、なかでも縮小が最も顕著である。ベトナム語は原義を中心に受容し、派生義は必要最小限にとどめている。単独使用可能性に関しては、14の漢越語要素のうち、自立語として使用されているのは4語のみであり、これらはベトナム語において対応する純ベトナム語が存在しないケースである。他の要素は、自立性を持たず、複合語の中でのみ出現する。

#### 4. 漢語および漢越語と中国語の原語との対照

中国語を基準とし、まず中国語における天気を表す単音節語を収集し、次に、それらの語が、日本語およびベトナム語において、借用されているかどうかを調査・集計した。その結果は、以下の表に示すとおりである。

表9: 天気を表す単音節語: 中国語・漢語・漢越語の比較

現象	中国語	漢語	漢越語	備考
かぜ (風)	风 (fēng)	風 (fū)	phong (風)	
	飈 (biāo)	∅	∅	
	颯 (biāo)	颯 (hyō)	∅	
	颯 (liú)	∅	∅	
	颯 (liù)	∅	∅	
	颯 (sī)	∅	∅	
	颯 (sōu)	∅	∅	
あめ (雨)	雨 (yǔ)	雨 (u)	vũ (雨)	
	霖 (lín)	霖 (rin)	∅	
	雹 (báo)	∅	∅	
	霽 (xí)	∅	∅	
	潦 (lǎo)	∅	∅	
	霖 (mù)	∅	∅	
くも (雲)	云 (yún)	雲 (un)	vân (雲)	
	霽 (ǎi)	∅	∅	

現象	中国語	漢語	漢越語	備考
くも (雲)	霽 (wèi)	∅	∅	
	雯 (wén)	∅	∅	
	霞 (xiá)	霞 (ka)	hà (霞)	※中国語では「朝焼けや夕焼けに見られる色づいた雲」を意味している。 ベトナム語も中国語と同様の意味を保持している。日本語では「朝焼け・夕焼け」の意味に加え、特に「かすみ」を表す語として用いられている。
	虹 (hóng)	虹 (kō)	∅	
	霓 (ní)	霓 (gei)	nghe (霓)	
	霄 (xiāo)	∅	∅	
	曇 (tán)	曇 (don)	∅	
	晕 (yūn)	晕 (un)	∅	
しも (霜) もや (霧) など	霜 (shuāng)	霜 (sō)	surong (霜)	
	嵐 (lán)	嵐 (ran)	lam (嵐)	※中国語では、「霧」や「もや」に近い意味で用いられている。 日本語では「暴風」の意味に変化している。 ベトナム語では「山から立ち上る気」を意味する。例：「lam khí (嵐気)」
	霧 (wù)	霧 (mu)	vụ (霧)	
	露 (lù)	露 (ro)	lộ (露)	
	霭 (ǎi)	霭 (ai)	∅	
ゆき (雪)	雪 (xuě)	雪 (setsu)	tuyết (雪)	
	霏 (fēi)	∅	∅	
	霏 (pāng)	∅	∅	
	霰 (xiàn)	∅	∅	

現象	中国語	漢語	漢越語	備考
かみなり (雷)	雷 (léi)	雷 (rai)	lôi (雷)	
	电 (diàn)	電 (den)	∅	
	闪 (shǎn)	∅	∅	
	霆 (tíng)	霆 (tei)	đình (霆)	
	霹 (pī)	霹 (heki)	∅	
	雳 (lì)	霹 (reki)	∅	
晴れ	晴 (qíng)	晴 (sei)	∅	
	阳 (yáng)	陽 (yō)	∅	
	霁 (jì)	霽 (sei)	∅	
	旱 (hàn)	旱 (kan)	hạn (旱)	
こおり (氷)	冰 (bīng)	氷 (hyō)	băng (氷)	
合計	43 語	26 語	14 語	

上記の表から、8つの典型的な大気現象に関連して、中国語には単音節語が計43語あることが分かる。そのうち、日本語は26語(約60.5%)、ベトナム語は14語(約32.5%)を受け入れている。以下では、それぞれの大気現象を具体的に説明する。

#### 【かぜ(風)】

中国語には「かぜ(風)」に関する単音節語が7語あり、そのうち日本語では2語、ベトナム語では1語が借用されている。この中でも「風(フウ/phong)」は、両言語に共通して受け入れられている代表的な要素である。

#### 【あめ(雨)】

中国語には「あめ(雨)」を表す単音節語が6語存在し、日本語には2語、ベトナム語には1語が借用されている。このうち、「雨(ウ/vũ)」という要素は、日本語とベトナム語の両方に取り入れられている共通の借用語である。

#### 【くも(雲)】

「くも(雲)」に関連する中国語の単音節語は10語あり、そのうち日本語では6語、ベトナム語では3語が取り入れられている。なかでも「霞(カ)」は注目すべき語である。中国語では「朝焼けや夕焼けに見られる色づいた雲」を意味し、ベトナム語もその意味を保持している。一方、日本語では「朝焼け・夕焼け」の意味に加え、特に「かすみ」の意味を持っている。なお、「雲(ウン/vân)」は、日本語・ベトナム語の双方に取り入れられた共通の借用語である。

## 【しも（霜）・きり（霧）など】

中国語には、しも（霜）・きり（霧）などに関連する単音節語が5語存在する。日本語には5語、ベトナム語には4語が借用されている。なかでも、興味深いのは「嵐／嵐／lam」というケースである。日本語の「嵐（ラン）」は「暴風（storm）」を意味するのに対して、中国語の「嵐（lán）」は「山里像霧似的水蒸气（山の中に発生する霧のような水蒸気）」や「山嵐」のように「霧」や「もや」を指す。ベトナム語の「lam（嵐）」も、「lam khí（嵐気）」のように「山から立ち上る気」を意味することから、中国語の意味に近いと言える。

他に、「霜（ソウ/suong）」「霧（ム/vũ）」「露（ロ/lộ）」の3つの要素が、日本語・ベトナム語の両方に共通して取り入れられている。

## 【ゆき（雪）】

中国語には「ゆき（雪）」を表す単音節語が4語存在するが、日本語とベトナム語の両方に借用されているのは「雪（セツ／tuyết）」のみである。

## 【かみなり（雷）】

中国語にはかみなり（雷）に関連する単音節語が6語あり、日本語には5語、ベトナム語には2語が借用されている。「雷（ライ／lôi）」および「霆（テイ／đinh）」は、日本語・ベトナム語の両方に共通して取り入れられている要素である。

## 【晴れ】

中国語には、「日差し」や「晴れ」に関連する単音節語が4語存在する。日本語は4語を借用しており、ベトナム語は1語のみを取り入れている。「早（カン／hạn）」は、日本語・ベトナム語の両方に共通して借用されている要素である。

## 【こおり（氷）】

中国語において、氷を表す単音節語は「冰（bīng）」の1語のみである。この語は、日本語およびベトナム語の両方において借用されている。

以下は、日本語とベトナム語における天気に関する中国語由来の単音節語の借用数を総括した表である。

表 10：日本語及びベトナム語における天気関連の中国語由来単音節語の借用数一覧

単位：語

現象	中国語	日本語	ベトナム語
かぜ（風）	7	2	1
あめ（雨）	6	2	1
くも（雲）	10	6	3

現象	中国語	日本語	ベトナム語
しも（霜）	5	5	4
ゆき（雪）	4	1	1
かみなり（雷）	6	5	2
晴れ	4	4	1
こおり（氷）	1	1	1
<b>合計</b>	<b>43</b>	<b>26</b>	<b>14</b>

日本語は、天気を表す漢字要素の借用数において、ベトナム語のほぼ2倍に達していることが分かる。なかでも、日本語では、しも（霜）、かみなり（雷）、くも（雲）に関する語の借用が多く見られる。一方、ベトナム語では主にくも（雲）としも（霜）に関する語が多く取り入れられている。

### おわりに

本稿では、日本語の漢語とベトナム語の漢越語の天気を表す単音節語について、中国語との比較を通してその特徴を分析した。考察の結果、以下の三点が明らかになった。

第一に、日本語の漢語（26語）の特徴である。音韻面では、中国語の単音節語を日本語の音韻体系に合わせて受容する際、二拍化する傾向が見られた。自立語性については、「風」と「陽」を除く大半の語が単独では用いられず、形態素としての性格が強い。意味面では、原義を保持する傾向が最も強いが、同時に「嵐」や「霞」のように日本独自の意味を発展・拡張させた例も見られ、日本語の柔軟な受容態度が確認された。

第二に、ベトナム語の漢越語（14語）の特徴である。音韻面では単音節構造を維持しており、中国語との近似性が高い。しかし、表記においては漢字を離脱し、ローマ字表記へと移行している。自立語性に関しては、「suong（霜）」「tuyết（雪）」「băng（氷）」「lộ（露）」の4語が自立語として機能するものの、過半数の語は意味を縮小させており、日本語に比べて語彙数が少なく、使用範囲も限定的であることが分かった。

第三に、三言語の対照から見える相違である。日本語は借用した語彙数がベトナム語より多く、意味の拡張や変化を伴いながら豊富に語彙体系に取り込んでいるのに対し、ベトナム語は借用語数が限定的であり、意味用法も保守的あるいは縮小する傾向にある。

以上の考察から、同じ漢字文化圏に属しながらも、天気を表す漢語要素において、日越両言語は異なる傾向を示していることが明らかになった。日本語は原義の「保持」及び「発展」という傾向を持つのに対し、ベトナム語は意味の「縮小」という傾向を優先させ

ている。今後は、多音節語(熟語)における比較など、さらに範囲を広げた考察が課題となる。

### 参考文献一覧

#### 1) 日本語文献

『デジタル大辞泉』『日本国語大辞典(精選版)』『字通(普及版)』、コトバンク、  
<https://kotobank.jp/>(2025年7月3日閲覧)。

秋元美晴、2002、『よくわかる語彙』、アルク。

沖森卓也、2017、『漢語』、朝倉書店。

小林英樹、2004、『現代日本語の漢語動名詞の研究』、ひつじ書房。

高野繁男、2004、『近代漢語の研究:日本語の造語法・訳語法』、明治書院。

高山知明、2002、「日本漢語の史的音韻論的課題」『音声研究』6(1):44-52。

日本語教育学会、1996、『日本語教育ハンドブック』、大修館書店。

野村雅昭、1976、「現代漢語の語構成について」『情報管理』18(11):884-891。

山田孝雄、1940、『國語の中に於ける漢語の研究』、宝文館。

#### 2) 中国語文献

王力、1948、「漢越語研究」『嶺南学報』9(1):1-96。

武清香、2020、『現代越南語中の漢越程度副詞研究』、上海外国語大学博士論文。

張越君、2021、『越南歌謡中の漢越語研究』、西南大学博士論文。

中国社会科学院言語研究所辞典編集室、2012、『現代中国語辞典 第6版』、北京:商務  
印書館]

#### 3) ベトナム語・英語文献

Đoàn Văn Điềm, Nguyễn Thị Bích Yên, 2015, Khí tượng đại cương, Hà Nội: Nhà Xuất Bản  
Đại Học Nông Nghiệp. [ドアン・ヴァン・ディエム、グエン・ティ・ビック・  
イエム、2015、『気象概論』、ハノイ:農業大学出版社]

Hoàng Phê cb, 2003, Từ điển Tiếng Việt, Đà Nẵng: Trung Tâm Từ Điển Học, Nhà Xuất Bản  
Đà Nẵng. [ホアン・フェー編、2003、『ベトナム語辞典』、ダナン:辞典セン  
ター、ダナン出版社]

Hoàng Văn Hành cb, 1991, Từ điển yếu tố Hán Việt thông dụng, Hà Nội: Nhà Xuất Bản  
Khoa Học Xã Hội. [ホアン・ヴァン・ハン編、1991、『常用漢越要素辞典』、  
ハノイ:社会科学出版社]

- Nguyễn Tài Cẩn, 1979, *Nguồn gốc và quá trình hình thành cách đọc Hán Việt*, Hà Nội: NXB Đại học Quốc gia Hà Nội. [グエン・タイ・カン、1979、『漢越語の読み方の起源と形成過程』、ハノイ：ハノイ国家大学出版]
- Nguyễn Văn Khang, 2007, *Từ ngoại lai trong tiếng Việt*, Hà Nội: Nhà Xuất Bản Giáo Dục. [グエン・ヴァン・カン、2007、『ベトナム語における外来語』、ハノイ：教育出版社]
- World Meteorological Organization (WMO), n.d., “Weather,” *WMO Website*, <https://wmo.int/topics/weather> (accessed Oct 24, 2024). [世界気象機関 (WMO)、日付不明、「Weather」、WMO ウェブサイト]

Abstract

**Characteristics of Monosyllabic Sino-Japanese and Sino-Vietnamese Words Denoting Weather Phenomena: A Comparative Analysis with Chinese**

Pham Thi Thanh Hoa

This study investigates the characteristics of Sino-Japanese and Sino-Vietnamese words that denote eight typical weather phenomena, focusing on three dimensions: phonology, independence, and borrowing.

For Sino-Japanese words, the results indicate that (1) many Chinese-origin words were adapted into two-syllable or equivalent length (two morae) forms in Japanese; (2) most borrowed morphemes cannot function independently, except for the elements *fuu* (風) and *yō* (陽); and (3) they exhibit borrowing in all three dimensions: phonology, orthography, and semantics. Among them, semantic preservation and extension are the most prominent.

Regarding Sino-Vietnamese words, the findings reveal that (1) monosyllabic Chinese-origin words retained their syllable count and followed Sino-Vietnamese pronunciation; (2) some elements can stand alone, but most are bound morphemes within compound words; and (3) modern Vietnamese borrowed Chinese phonology and semantics, not characters. Semantically, narrowing is the dominant tendency, followed by preservation, whereas semantic extension does not appear in the monosyllabic weather-related lexicon.

A comparison with the original Chinese vocabulary reveals that Japanese incorporated approximately 60.5% of Chinese weather-related terms, whereas Vietnamese adopted only about 32.5%. Notably, each weather phenomenon includes at least one shared borrowed element in both languages. This research clarifies how Japanese and Vietnamese borrows from Chinese-origin vocabulary.

## ベトナムにおける紙芝居の活用

Nguyen Thi Que Huong

### はじめに

1990年代は、ベトナムがドイモイ政策を通じて国際社会との関係を積極的に構築し始めた時期であり、日本との交流も次第に活発化していった。文化交流はその中でも中心的な柱の一つとして位置づけられ、特に青少年や地域コミュニティを対象とした文化活動が様々な形で展開された。その中で、日本の伝統的なストーリーテリングメディアである「紙芝居」は、両国の相互理解を深める手段として注目され、ベトナムに紹介された。

紙芝居は、視覚的・聴覚的要素を組み合わせる物語を伝える表現形式であり、単なる娯楽にとどまらず、教育的・社会的メッセージを伝える手段としての可能性を秘めている。実際、1990年代には、JICAなどの政府系機関による外交的な関係構築と並行して、紙芝居をはじめとする文化活動に携わる人々や民間団体などの非政府組織も、日越間の相互理解と交流を深めるために積極的な役割を果たしていた。

本研究では、まず1990年代における日越間の文化交流の中で、紙芝居がどのように導入され、どのような役割を果たしたのかを歴史的・文化的観点から明らかにする。紙芝居は、単なる物語を語る芸術表現としての枠を超え、文化交流における「つながり」を生み出す手段として位置づけられてきた。その文化的役割が評価される一方で、近年ではその教育的可能性にも注目が集まっており、教育現場における実践的な活用が模索されている。そのため、現代における教育的応用の可能性、特に大学の日本語教育や多文化理解を促進するツールとしての新たな試みについても取り上げる。加えて、本研究では、ハノイ FPT 大学における理系専攻学生を対象とした初級日本語教育において、紙芝居を用いた教育実践の初歩的な試みも行う。

### 1. 1990年代の日越交流における紙芝居

#### 1) ベトナムと日本の交流促進における文化活動家の努力

1990年代におけるベトナムと日本の関係は、両国政府の協力によって大きく発展した。特に経済、文化、教育の分野において交流が進展し、相互の信頼関係が着実に強化された。日本の政府開発援助（ODA）の再開により、ベトナムではインフラ整備や教育システムの改善が進み、日本からの投資も増加した。1990年代を中心に、日本は政府開発援助を通じて、ベトナムにおける文化および教育分野の発展に対して積極的な支援を行ってきた。

具体的には、教育現場における外国語教育用機材、視聴覚機器、映像編集機器、スポーツ関連機器の提供に加え、伝統芸能や文化遺産の保存を支援するなど、多岐にわたる分野で協力が展開された。これらの取り組みは、ベトナムの文化資源の保全および人材育成の促進に寄与するものであり、日越間における文化的・教育的協力関係の深化を示すものである（在ベトナム日本大使館 2025）。

ただし、国と国との外交的枠組みに依存するだけでは、真の相互理解や草の根レベルでのつながりを構築することは困難であり、政府機関だけでなく、個人や文化活動家の努力も重要な役割を果たした。そうした中で、個人として活動する文化活動家たちは、両国の文化をつなぎ、理解と尊重を促進する架け橋として機能してきた。多くの文化活動家は、両国間の相互理解を深めるためにさまざまなプロジェクトやイベントを企画し、文化交流を促進した。そうした活動の一環として、1990年代には紙芝居の紹介も行われた。これは日本の伝統的なストーリーテリング文化をベトナムに伝えるものであり、個人や文化活動家によって実施された草の根レベルの交流活動の一例である。紙芝居は視覚と語りを組み合わせた表現形式であり、子どもを対象とした文化教育の手段としても有効であった。このような活動は、先に述べたような国家間の協力とは異なり、民間主導の文化交流として両国間の理解をより豊かにする役割を果たしていた。

日本側では、「子どもの文化研究所」や「童心社」、「紙芝居文化の会（IKAJA）」などの団体が中心となり、紙芝居の国内外への普及活動が活発に行われた。特に注目すべきは、「紙芝居文化の会（IKAJA）」の代表であったまついのりこ氏<sup>1</sup>の活動である。彼女は紙芝居を単なる伝統芸能としてではなく、日本文化を海外へ紹介するための有効な交流手段と捉え、国際的な普及に尽力してきた。まついのりこ氏は、日本の絵本作家として活動を始め、紙芝居の普及と理論化に大きく貢献した人物である。特にベトナムでは、すべての紙芝居研修講座の唯一の講師として参加し、第一回目の講座では、自作の『おおきく おおきく おおきく なあれ』（1983年度五山賞受賞）を通して紙芝居を初めて紹介した。この作品の芸術的な質の高さは、ベトナムの編集者や画家に強い印象を与え、創作意欲を刺激した。彼女は講座の指導だけでなく、参加者の作品への評価や出版物の校閲も行い、紙芝居文化の成長を促した。また、困難なベトナムの出版事情を理解し、「ベトナムの紙芝居普及を支援する会」の設立を提案・共同設立し、日本国内で支援活動を展開した。こうした功績により、1996年にはベトナム政府から文化功労賞が授与された。さらに、ベトナムでの経験を通じて紙芝居の理論化の必要性を認識し、1998年に『紙芝居・共感のよろこび』を執筆・出版した。これにより紙芝居の特性や上演・創作方法が体系化され、

---

<sup>1</sup> まついのりこ（松井紀子）氏は、当初絵本作家として創作活動を開始し、観客参加型紙芝居を確立した人物である。

紙芝居の文化的価値が国内外で再評価される契機となった。現在では、彼女の活動を継承する形で「紙芝居文化の会」が設立され、国際的な普及活動が継続されている。

一方、ベトナム側においては、紙芝居の受容と普及において重要な役割を果たしたのが、ベトナムの児童書専門出版社である「キムドン出版社」である。特に、同出版社の元編集長であり、児童文学の発展と国際文化交流に尽力したグエン・タン・ヴー氏の活動が注目される。グエン氏は、1990年代以降のベトナムにおいて日本の児童文化を導入・普及させる上で中心的役割を果たした人物である。特に、氏は日本の漫画『ドラえもん』シリーズの翻訳出版を通じて、出版不況に直面していたキムドン出版社の再建を果たすと同時に、児童の読書文化を活性化させた点で注目される。さらに氏は、日本の紙芝居文化の価値を高く評価し、1992年にベトナム初となる紙芝居研修講座を実施するなど、その普及に尽力した。紙芝居出版が長期にわたり赤字を計上する中でも、氏は経済的損失を補填しつつ出版を継続し、紙芝居の社会的意義を重視した姿勢を示した。また、ヴー氏は「ベトナム紙芝居協会」の設立を主導し、紙芝居を文化的活動として制度化する基盤を構築した。加えて、紙芝居を福祉活動と結びつけ、地方の幼児教育施設設立など、社会的なインパクトを伴う実践を行った点も評価される。1997年にはその功績が認められ、「子どもの文化国際賞」を受賞した。以上のことから、グエン・タン・ヴー氏は紙芝居を通じてベトナムにおける児童文化の再構築と国際文化交流を推進した先導者であると位置づけられる。ヴー氏の尽力により、1990年代には日本からベトナムへの紙芝居の導入と翻訳、出版が進められ、子どもたちの教育的・文化的な学びの手段として紙芝居が定着するきっかけが生まれた。このように、日本側である IKAJA と個人まっいのりこ氏や童心社の文化団体と連携しながら、ベトナム国内でも紙芝居の受け入れと展開が進み、両国間の草の根レベルの文化交流に貢献したのである。

## 2) 日越間における紙芝居文化交流の実践成果

1990年代以降、紙芝居を媒介とした日越間の文化交流は本格的な展開を見せ、今日に至るまでに多くの具体的かつ意義深い成果が確認されている。なかでも注目すべきは、日本文化のベトナム社会への紹介と、その定着に向けた継続的な取り組みである。日本側の文化団体および紙芝居作家たちは、1991年10月、1992年4月、1996年3月、1997年9月、1998年11月の計5回にわたり、ハノイを中心に紙芝居講座を開催した。これらの講座では、紙芝居の歴史的背景や理論、構成方法に加え、脚本制作、演出技術、実演に至るまで体系的な指導が行われた。その結果、参加した多くのベトナム人創作者が自国の文化、伝統、日常生活を題材にした独自の紙芝居を創作・発表するようになった。



図1：1991年第一回紙芝居研修講座<sup>2</sup>

さらに、1995年7月および2001年10月には、ベトナム人創作者が来日し、日本国内の幼稚園において紙芝居を上演する機会が設けられた。これにより、紙芝居を通じた文化交流は単なる一方向の紹介にとどまらず、双方向的な理解と共感を育む実践的な交流形態としての側面を強めていった。

紙芝居の創作活動においても、量的・質的な面で顕著な成果が挙げられる。1990年代から2000年代初頭にかけて、ベトナム国内では計28作品<sup>3</sup>の紙芝居が出版され、そのうち8作品<sup>4</sup>は日本国内でも出版された。とりわけ『太陽はどこからでるの』は、日本における紙芝居の権威ある賞である「高橋五山賞」を受賞し、ベトナムの紙芝居が国際的な水準においても表現力や文化的価値を認められた例として高く評価されている。これらの出版活動は、紙芝居が単なる教育・娯楽の手段にとどまらず、文化の橋渡し役として確かな地位を築いていることを示している。



図2：ベトナムで生まれた紙芝居の展示<sup>5</sup>

<sup>2</sup> 「紙芝居文化の会」の提供による。

<sup>3</sup> 付録1を参照のこと。

<sup>4</sup> 付録2を参照のこと。

<sup>5</sup> 「紙芝居文化の会」の提供による。

加えて、紙芝居を通じた取り組みは、文化の枠を超えて社会貢献の側面にも広がりを見せている。その代表的な事例として、2005年にホアビン省に設立された「キュウロン幼稚園」が挙げられる。この施設は、日本国内において紙芝居の公演を通じて得られた収益、および関係者からの寄付により設立されたものである。この事例は、紙芝居を媒介とした国際的な連帯と社会的な支援が実現された象徴的な例といえる。

以上のように、紙芝居を通じた日越文化交流は、単なる文化紹介にとどまらず、創作活動の活性化、人材育成、出版、さらには社会貢献といった多角的な成果を上げており、文化交流の実践的・継続的なモデルとして高く評価されるべきであろう。

とりわけ注目すべきは、日本発祥の紙芝居という手法を用いて、ベトナムの文化や歴史、価値観が日本社会に紹介された点である。例えば、ベトナムの民話や伝統的な生活風景を題材にした作品を、日越両国の制作者が協力して制作・上演することで、日本の子どもたちや市民にとって異文化理解の貴重な機会となった。これは単なる国際交流にとどまらず、教育・文化の双方向的な広がりを生み出すものであった。

一方、紙芝居そのものの再評価も進んだ。かつて戦時中には国策の道具として利用され、「子どもの娯楽」としての片面的な見方が根強く残っていた紙芝居が、この交流を通じて再び教育的価値を持つ表現手段として認識されるようになったのである。特に、ベトナムの歴史や家族愛、平和の大切さを描いた作品は、日本の子どもたちにも深い共感を呼び起こし、教材としての有用性が見直された。紙芝居は、国境を越えて子どもたちの心に訴えかける力を持つメディアとして、日越の文化的な橋渡し役を果たしていると言える。

### 3) 1990年代の日越紙芝居作品に込められたメッセージ

以上で述べたように、1990年代における日越文化交流の深化に伴い、紙芝居はベトナムにおいて単なる娯楽媒体としてではなく、教育的・文化的な価値を有する表現手段として注目を集め、多くの創作活動が展開された。とりわけこの時期には、ベトナム人による紙芝居作品の制作と出版が活発に行われ、その数は合計30作品に達した。内訳としては、28作品がベトナム国内で出版され、そのうち6作品が日越両国で発行されている。また、残る2作品は日本国内のみで出版されたものである。このような数値からも、1990年代の比較的短期間において、紙芝居がベトナムにおいて着実に受容され、定着していった様子がうかがえる。このように紙芝居が文化交流の媒介として位置づけられる中で、両国において制作された紙芝居作品には、各国の文化や社会、そこに暮らす人々を紹介する役割があるだけでなく、民族固有の価値観や精神を象徴する深い思想的メッセージが込められている。

内容面においては、これらの作品の多くが児童を主な対象としており、物語構造やテーマ設定において、日本の寓話に類似する教育的要素が顕著に見られる。具体的には、日常生活における知恵や道徳、思いやりといった基本的な価値観を伝えることを目的とし、やさしく親しみやすい語り口で構成されている点が特徴である。たとえば、『釣りに行くネコ』（1993年、作：ブイ・ビック・ホン）では、動物たちのやりとりを通じて協力の大切さを教えている。また、『二つの卵』（1993年、作：グエン・タエン・ダム）は、違いを受け入れる寛容さをテーマとしており、『象』（1994年、作：グエン・フー・キム）では、動物の視点から素朴な友情が描かれている。さらに、『はちみつのパーティー』（1994年、作：ブイ・ドク・リエン）は、分かち合う心の重要性を伝えており、『さぎときつね』（1994年、作：トゥー・トゥン）では、知恵と誠実さの対比を描いて子どもたちに教訓を与える構成となっている。

題材に関しても、ベトナムの昔話や民話、さらには伝統的な歌謡である「ca dao（カダオ）」などが積極的に取り入れられた。たとえば、『のんびり坊や』（トアン・ボム（Thăng Bôm））<sup>6</sup>という作品は、ベトナムの有名な民話をもとにしており、質素な生き方や物欲への問いかけをユーモラスに描いている。この話では、主人公ボムが富裕層から多くの贈り物を提案されても、自分の団扇を交換しないという展開を通じて、物質的な価値よりも精神的な充足を重視するベトナム人の価値観が表れている。

さらに注目すべきことに、30作品のうち1作品はベトナムの文学作品を原作とし、戦争を主題として取り上げている。それが、『象牙の櫛』（2003年、作：ブイ・ドク・リエン）である。本作品は、ベトナム戦争中に引き裂かれた父娘の絆を描いた感動的な物語『象牙の櫛』を原作としている。物語では、離れて暮らす父親が、戦地でたった一度しか会ったことのない娘のために、象牙の櫛を手作りする姿が描かれる。しかし、彼はその櫛を娘に渡す前に戦場で命を落としてしまい、櫛は戦友の手を経て娘のもとに届けられる。この櫛は、戦争がもたらす悲劇と、家族の深い愛情を象徴する形見として強く印象づけられる。

さらに物語の終盤では、娘自身が成長し、父の遺志を受け継いで一人の戦士となる姿が描かれており、戦争の非情さと同時に、家族の愛や祖国への思いが次世代に引き継がれていく様子が表現されている。紙芝居という視覚的かつ語りを伴う表現形式を通じて、本作品は子どもたちにも理解しやすく、戦争の残酷さと家族愛の尊さ、そして精神的継承の意義を力強く訴えかけるものとなっている。

<sup>6</sup> 日本で出版された際には、『たいせつなうちわ』に改題された。

これは、それまでの紙芝居作品には見られなかったまったく新しい題材として、戦争を直接的にテーマにした初めての紙芝居作品である。それ以前のベトナムにおける紙芝居作品は、主に民話や昔話、日常生活の出来事、あるいは道徳的な教訓や伝統的な価値観を視覚的にわかりやすく伝えるものが中心であり、内容的にも穏やかで親しみやすいものが多かった。



図3：『象牙の櫛』の表紙絵<sup>7</sup>

戦争という重く深刻なテーマを扱うことで、この作品はベトナム紙芝居における内容の広がりや深化を象徴する存在となっている。『象牙の櫛』は、単に戦争の悲惨さを描くだけでなく、父と娘の絆、家族の愛、そして次世代への思いの継承といった普遍的な人間の感情を、視覚的で感情に訴える表現を通して伝えている。また、ベトナム文学の名作を紙芝居という日本発祥の視覚と語りの融合芸術に落とし込むことで、両国の文化の融合や教育的な可能性の拡大も示唆している。本作品は、特に子どもや若者たちに向けて、戦争の現実とそこにある人間の温かさを伝える優れた教材であり、記憶の継承と平和の大切さを訴える社会的・教育的意義を持つ作品だと言える。

以上のように、1990年代に制作されたベトナムの紙芝居作品群は、単なる子ども向けの娯楽作品にとどまらず、文化継承、教育、歴史認識といった多面的な役割を担っていたことが明らかである。

総じて言えば、1990年代における日越間の紙芝居交流には、注目すべき二つの顕著な成果が見られる。一つは、紙芝居が、政府間の公式な枠組みに頼らず、民間レベルで文化交流を促す手段として用いられた点である。ベトナムと日本、それぞれの文化的背景や価値観を紹介するきっかけとして、紙芝居は非常に有効に機能したと思われる。もう一つは、紙芝居の教育的側面が再評価されたことである。それまで「子どもの娯楽」という一面的な見方が強かったが、物語を通じて価値観や歴史を伝えるツールとして、教育現場でも一定の関心を集めるようになった。ベトナム国内の一部の教育機関で導入が試みられたのは、

<sup>7</sup> 筆者撮影。

まさにその流れの一端であろう。つまり、1990年代のベトナムにおいて、紙芝居は文化交流のツールとして活用され、両国間の理解を深める役割を果たした。また、教育における導入も試みられたが、それはまだ交流活動の一環としての小規模な取り組みにとどまっていた。

では、現在において紙芝居はどのような展望を持ちうるのか。最近では、情操教育や言語活動の一環として幼児教育で活用されることが多いが、それだけではない。外国語教育への応用も、今後注目すべき分野だと筆者は考える。視覚的な要素と平易な言葉の組み合わせにより、学習者が内容を直感的に理解しやすくなる。特に初心者にとっては、紙芝居の親しみやすさが大きな魅力となるだろう。また、登場人物のやりとりや場面描写を通して、自然な言語表現を学ぶ手助けにもなりうる。こうした点を踏まえれば、紙芝居は単なる伝統的メディアにとどまらず、外国語教育、とりわけ、日本語教育においても応用の幅が広がる可能性があると考えられる。

## 2. 外国語教育的応用を目指した近年の取り組み

### 1) 近年のベトナムにおける日本語教育の現状と課題

近年、ベトナムにおける日本語教育は安定した学習者数を維持しており、引き続き一定の存在感を示している（国際交流基金、2021: 33）。しかしながら、他のアジア言語、特に中国語と韓国語の学習者が急増しており、日本語の魅力が相対的に競争にさらされる状況が生じている。

まず、中国語に関しては、2015年から2025年にかけて学習者数が約3倍に増加し、2023年時点で約9万人に達している（NCT短期大学2025）。この背景には、中国との経済的関係の深化や、貿易・観光分野における中国語人材の需要拡大が挙げられる。その上、韓国語も文化的影響力の拡大や、韓国企業の進出による雇用機会の増加を受けて、注目度が急上昇している。大学だけでなく中等教育機関においても導入が進み、2023年には、ベトナムはアジアにおける最大規模の韓国語教育を行う国の一つとなっている（ズオン・タム2023）。このような動きによって、かつて英語および日本語がほぼ独占していた外国語学習の選択肢に、大きな変化が生じている。今後、各言語の学習動向は教育政策や経済的ニーズと密接に関わりながら、さらなる競争と多様化が進んでいくことが予想される。

次に、教材面における課題も看過できない。現在、国際交流基金の調査によれば、高等教育機関や学校教育以外の機関において、日本語能力試験対策として『みんなの日本語』を使用する機関が多い（国際交流基金2023: 8）。しかし、この教材は1998年に初版が発行されたものであり、その内容や表現は必ずしも現代の社会状況を十分に反映してい

るとは言い難い。そのため、近年では『まるごと・日本のことばと文化』や『できる日本語』といった新しい日本語教科書を導入する教育機関が増えている。このような教材の多様化に伴い、授業スタイルや指導法の再検討も求められている。ICT 機器の活用、アクティブラーニングの導入、視覚・聴覚教材の活用など、より柔軟で現代的な教育支援ツールの導入が、今後の日本語教育において不可欠であろう。さらに、新教材の多くは単に言語知識を伝えるだけでなく、日本語を通じて日本文化を学ぶことを重視している点も注目される。たとえば、『まるごと』や『できる日本語』といった教材は、実践的なコミュニケーション力の育成に加え、文化的背景や価値観の理解にも力を入れており、言語と文化を一体として学ぶ魅力的なアプローチとなっている。このように、文化的要素を重視した言語教育へのシフトは、日本語教育の質的向上にもつながる重要な動きであり、今後の教育現場においてますます期待されている。

こうした文化的要素を重視した言語教育の流れを受けて、筆者は、日本語教育において紙芝居を教材として導入する試みを行いたいと考えている。

## 2) FPT 大学における日本語授業の導入的試み

本実践は、理系学生を対象とした初級日本語教育において、紙芝居を視覚的かつ文化的な教材として活用し、その有効性を検証することを目的とする。具体的には、以下の三点を本実践の主な目的とする。

第一に、日本語の受容能力および運用能力の向上である。登場人物や場面が視覚的に提示された紙芝居を通じて、学習者の聴解力および初歩的な会話能力を高めるとともに、具体的な状況に即した自然な日本語表現の習得を促す。

第二に、紙芝居をアウトプット活動の媒体として活用する試みである。紙芝居の物語を再話したり、学習者自身がオリジナルの紙芝居を創作したりする活動を通じて、インプットされた言語知識を再構成・内面化し、それを自己の言葉として表現する力（アウトプット）を育成することを目指す。

第三に、文化・言語・テクノロジーの統合的活用の可能性を検証することである。AI 技術を用いて生成されたイラストを紙芝居に取り入れることにより、テクノロジーと伝統的な語り文化の融合が日本語教育にどのような効果をもたらすのかを考察する。

具体的には、本実践は FPT 大学における日本語初級レベルの 2 クラス（約 60 名）を対象に実施された。対象学生はいずれも日本語専攻ではないが、大学のカリキュラムに基づき『できる日本語 初級』を使用して日本語を学習している。授業はベトナム人教員（筆者）によって行われた。導入教材としては、『できる日本語 初級』の「はじめまして」

「買い物・食事」「スケジュール」と題された各課の内容に基づいて筆者が作成したオリジナルの紙芝居を導入教材として用いた。

本実践の初期段階では、筆者が作成したストーリーや場面設定に基づき、人工知能（AI）技術を用いて生成されたイラストを使用した。これらのイラストは、登場人物の表情や背景などを学習内容に即して視覚的に提示することを目的としており、学習者が場면을具体的にイメージしながら日本語表現を理解しやすくなるよう工夫されている。実施手順は以下の通りである。

第一段階として、教員が当該課の主題や会話表現に沿った紙芝居を自作し、登場人物・場面・セリフなどの構成に物語性をもたせて準備を行った。

次に授業冒頭では、第二段階として、学生に対して日本の紙芝居文化について簡単に紹介、視覚教材としての紙芝居の特長や楽しみ方を共有した。

第三段階では、実際に教員が紙芝居を日本語で上演し、学生は視覚情報を頼りに聞き取りと理解に挑戦した。物語の進行に応じて、自然な会話表現や初対面の挨拶など、教科書で学ぶべき表現が具体的な状況の中で提示され、理解を助ける工夫がなされた。

最後の第四段階では、学生が授業で教員から聞いた紙芝居の物語を日本語で再話する活動を行った。視覚的な手がかりと聴解内容をもとに、登場人物や場面、ストーリー展開を思い出しながら、自分の言葉で物語を語り直すことに挑戦した。この活動を通して、学生の日本語での表現力や記憶力を高めるとともに、内容理解の確認にもつなげることができた。その後、学生自身がオリジナルの紙芝居の物語を創作し、簡単な構成やセリフを考える活動にも取り組んだ。この活動の目的は、学生が授業で得た言語知識（インプット）を自分なりに再構成・内面化し、それを自分自身の言葉と物語（アウトプット）として表現する力を養うことである。これにより、日本語の表現力や想像力を育みながら、より実践的な言語運用能力の向上が図られた。

最後の第五段階では、学生からフィードバックや感想を集めた。内容の理解度だけでなく、紙芝居という教材に対する印象、楽しさ、紙芝居を作成するうえでの困難などについて自由に意見を述べてもらい、今後の改善や展開の参考とした。

3か月間の実践期間中、教員は3作品の紙芝居を作成し、聴解と会話練習の授業で使用した。1対1のペア練習、AIソフトを使った練習、シャドーイングなどと言った他の会話練習方法と比べて、紙芝居の最大の利点は、学生全員の注意を一つの共有された物語空間へと引きつける点にあると考えられる。学生の多くが場面や物語、教員の語りに集中しやすくなった点が特徴的である。

紙芝居の特徴であるセリフと絵の組み合わせ、そして語り手（演者）の存在が大きな役割を果たす点からも分かるように、紙芝居は授業に新たな活気を与える教材として有効で

あることが確認された。同じシナリオであっても、二つのクラスにおいて教員は異なる語り方を用い、語彙や表現、学生とのインタラクションにおいて柔軟な変化を加えていた。また、教員が作成した紙芝居の物語であっても、学生が再話する際には、各グループの特徴や好みに合わせて台詞や表現に工夫が見られた。例えば、登場人物の名前を変更したり、会話における問いかけを「WH 疑問文」から「はい・いいえ疑問文」や「選択疑問文」に変えたりするなど、学生による主体的な言語操作が確認された。これにより、学生はインプットされた知識を自らの言葉として再構成し、実践的な言語運用能力の向上を図ることができた。

さらに、学生自身がオリジナルの紙芝居を創作する活動を通じて、学習者のアウトプット能力がより明確に表れた。グループごとにストーリーの構成や登場人物、セリフなどを自由に考え、授業で学んだ語彙や文法表現を活用しながら自分たちなりの物語を形にしていった。この活動では、単なる言語の再現にとどまらず、内容の創造や表現の工夫といった高次の言語運用が求められた。物語の流れを考慮しつつ、自然な会話表現や場面設定を意識的に取り入れるなど、言語を自律的に使いこなす姿勢が学生たちには見られた。特に注目すべき点として、多くの学生がキャラクター作りに強い関心を示したことが挙げられる。10グループ中5グループは、主人公として『ONE PIECE』『ドラえもん』『NARUTO』など、自分たちが好きなアニメや漫画のキャラクターを登場させた。4グループは、自分たち自身をモデルにしてグループのメンバーをキャラクター化し、1グループは完全にオリジナルのキャラクターを創作した。このような結果から、紙芝居は大衆文化と融合しながら、学生の興味関心を引き出す柔軟性の高い教材であることが示唆された。

また、自分たちの物語を構築する過程において、学生はセリフに使用する語彙を主体的に調べ、テーマに関連する新しい単語を積極的に取り入れようとする姿勢が見られた。学生が作成した10本の簡易な紙芝居作品のうち、8作品には平均して3語から5語程度、教科書に載っていない新出語彙が使用されていた。既存の語彙のみで構成されていたのは2作品にとどまった。学生が自ら調べて使用した語彙の中には、一部、文脈にそぐわない表現や不自然な使い方も見受けられたが、教員がその都度適切に指導することで、語彙運用の正確さが徐々に改善された。初歩段階ではあるものの、このような語彙の自主的なインプットと応用の試みは、紙芝居活動が学生の語彙学習への積極性を引き出し、記憶の定着や運用力の向上を促す効果があることを示している。

紙芝居活動と学生の専攻分野との関連性という点も、注目すべき結果の一つである。本研究が対象とした学生は、ソフトウェア工学専攻（AI やフォトショップなどのツールの活用能力を有する）およびグラフィックデザイン専攻（美術的な作品を制作する能力、な

らびに画像構成・色彩・レイアウトに関する視覚的思考力を有する)に所属しているという特性がある。このような背景から、紙芝居活動は彼らの専門的なスキルや興味関心と結びつきやすく、学習活動への動機づけにつながったと考えられる。

本活動においては、学生は単に日本語のセリフや文章を作成するにとどまらず、AIツールを活用してオリジナルのイラストを生成したり、手描きでキャラクターを創作したりするなど、それぞれの専門分野で培った表現力を活かして活動に取り組んだ。特にグラフィックデザイン専攻の学生には、キャラクターのビジュアルや場面構成に独自性を持たせようとする工夫が認められた。また、ソフトウェア工学専攻の学生は、画像生成AIや編集ソフトなどのツールを駆使することにより、紙芝居の完成度を高める試みを行っていた。これらの点から、紙芝居活動を通して専門分野と日本語学習の融合が実現し、学生にとって意味のあるアウトプット活動となり得たことは注目に値する。日本語学習に対する内発的動機づけを高める一助として、今後もこのような学際的アプローチは有効であると考えられる。ただし、本研究は時間的制約のもとで実施されたため、活動に対する学生の態度や反応については一部のグループに対する観察記録にとどまり、統計的かつ客観的な尺度による評価は行っていない。この点は本研究の限界であり、今後の課題として、より定量的なデータを用いた効果測定や、他学部との比較を通じた検証が必要である。つまり、本実践は、理系学生を対象にした初級日本語教育において、紙芝居を視覚的かつ文化的な教材として導入し、その有効性を多面的に検証することを目的としたものである。特に、「受容力と運用力の向上」「アウトプット活動の強化」「文化・テクノロジーとの統合的活用」という三つの観点からアプローチを行い、教育実践として一定の成果を確認することができた。授業では、AIツールを活用した紙芝居の制作と活用を通じて、学生の語彙力や表現力の向上が見られたほか、再話や創作活動を通して、学習者の能動的な言語運用が促進された。また、紙芝居という伝統的な語りの形式にデジタル技術を組み合わせることで、視覚的な理解を助けるだけでなく、学生の興味・関心を引き出す有効な教材となることが示唆された。さらに、理系およびグラフィックデザイン専攻という専門的背景を持つ学生にとっては、紙芝居の制作を通じて自身の専門スキルを日本語学習に応用することができた点も大きな意義であった。言語学習と専門性が結びついたことで、学習者の内発的動機づけが高まり、より意味のある学習体験へとつながったと考えられる。一方で、本研究は限られた時間と規模の中で行われたものであり、得られた成果については一部の観察と学生の感想に基づく定性的な分析にとどまった。今後は、より多くの対象者を通じて客観的かつ定量的な評価を行い、紙芝居を活用した教育実践の効果を総合的に検証していくことが求められる。また、他学部や他レベルの学習者との比較研究も視野に入れること

で、日本語教育における紙芝居の汎用性と可能性をさらに明らかにすることができるだろう。

## おわりに

本稿では、紙芝居が視覚・聴覚・文化を融合した子ども向けの教育的娯楽として、1990年代より日越文化交流を通じてベトナムに紹介され、地域レベルでの市民交流や国際理解を深める文化的架け橋として機能してきたことを明らかにした。

また、FPT大学における初級日本語教育の事例、すなわちソフトウェアエンジニアリングやグラフィックデザインといった工学系学生を対象とした授業において、紙芝居の導入は、語彙・文型・聴解・会話能力の学習・向上に効果があるだけでなく、デジタル技術やビジュアル的感性に親しんだ学生たちにとって高い学習動機を喚起したことが確認された。さらに、AIを活用した画像生成や学生自身によるデザイン要素の導入は、ベトナムにおける紙芝居の新たな展開可能性を示している。その具体的な可能性として、以下の点が挙げられる。

- ① 多分野教育への応用：紙芝居は日本語や文化教育に留まらず、テクノロジーやアートを含む「マルチモーダル学習」の一環として理数系教育とも融合可能である。
- ② 創造力と主体的学びの促進：学生がストーリーの構成、画像の作成、音声の録音までを自主的に行うことで、学習者中心の教育が実現される。
- ③ 高等教育および地域教育への拡張性：紙芝居は、技術的・視覚的魅力を活かして、外国語教育、文化理解、さらには STEAM 教育（科学・技術・工学・芸術・数学）にも応用できる。

もともと、本研究は質的記述と小規模事例に基づくものであり、時間や人的資源の制約もあってその一般化には限界がある。今後、以下のような発展的研究が求められる。

- ① 量的データの導入：アンケートや事前・事後テスト、学習態度の数値化を通じて、より客観的な効果検証が必要である。
- ② 分野横断的比較研究：紙芝居を異なる専攻・学科に導入し、教育効果の多様性と柔軟性を検討する。
- ③ 教材内容の多様化：日本の昔話に加え、ベトナムの民話・歴史・科学・文化などを取り入れたオリジナル紙芝居制作により、伝統と現代、国内と国際をつなぐ新たな教材となる可能性がある。

このように、ベトナムにおける紙芝居は、従来の教育的娯楽や文化紹介の枠を超えて、創造性・テクノロジー・越境的学びを重視した次世代型マルチメディア教材として再構築されつつある。グローバル化と学際教育が進む現代において、紙芝居は新たな教育的可能性を秘めた有効な手段であると言える。

## 参考文献一覧

### 1) 日本語文献

- 赤旗、1995、「紙芝居で交流・作家らが初来日」『赤旗』、1995年7月25日。
- 大分合同新聞、2016、「世界に広がる紙芝居・共感の『喜び』ははぐくむ」『大分合同新聞』、2016年1月11日。
- 木村汎・グエン・ズイ・ズン・古田元夫、2000、『日本・ベトナム関係を学ぶ人のために』、世界思想社。
- 国際交流基金、2021、「海外の日本語教育の状況—2021年度海外日本語教育機関調査より」。（2025年5月15日アクセス）  
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/dl/survey2021/all.pdf>
- 国際交流基金、2023、「ベトナムにおける日本語教育の現状（2023）」『海外日本語教育機関調査：国別レポート（ベトナム）』。（2025年5月15日アクセス）  
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2023/vietnam.pdf>
- 鈴木常勝、2008、『保育に生かす紙芝居・大人と子どもが出会う場所』、かもがわ出版。
- 鈴木考子・松井エイコ、2004、「日本・ベトナム紙芝居交流10年目で幕・新たな形で再出発」『子どもの文化』36(1): 34-37。
- 古田元夫、2013、「日本ベトナム友好協会の58年間の活動」、ファム・ティ・トゥ・ザン（編）『越日交流史』世界出版社: 105-115。
- ベトナムの紙芝居普及を支援する会、『ベトナムの紙芝居普及を支援するニュース』（1993年～1998年に発行された各号。同会発行のニュース誌。未刊行内部資料。紙芝居文化の会事務所所蔵）。
- 日本・ベトナム紙芝居交流の会、『日本・ベトナム紙芝居交流の会ニュース』（1999年～2003年に発行された各号。同会発行のニュース誌。未刊行内部資料。紙芝居文化の会事務所所蔵）。
- 毎日小学生新聞、1998、「ベトナムに広がる紙芝居・日本の文化がベトナム独自の『KAMISHIBAI』に」『毎日小学生新聞』、1998年11月27日。

まついのりこ・井出村由江・酒井京子、1998、「文化 MONO 語り：ベトナムの紙芝居の今」『子どもの文化』30(1)：42-47。

山本尚由、1996、「紙芝居を通じた日越交流」『地域開発』380: 66-68。

読売新聞、1996、「紙芝居アジアで再興・市民グループにベトナム『文化功労賞』」『読売新聞』、1996年11月7日。

## 2) ベトナム語文献

Phạm Minh Thúy. 2016. “Quan hệ văn hoá Việt Nam – Nhật Bản giai đoạn 1992–2013.” Luận văn Thạc sĩ, chuyên ngành Quốc tế, Đại học Khoa học Xã hội và Nhân văn Hà Nội. (2025年4月5日アクセス) <https://vannghep.vn/wp-content/uploads/2017/03/Quan-hệ-văn-hóa-Việt-Nam---Nhật-Bản-giai-đoạn-1992-2013.pdf> [ファム・ミン・トゥイ、2016、「1992年から2013年にかけての日越文化関係」、国際学専攻修士論文、ハノイ国家大学人文社会科学大学。]

Trần Anh Phương. 2008. “Quan hệ Việt Nam – Nhật Bản: chặng đường 35 năm phát triển”. Tạp chí Công sản. (2008年9月20日掲載) . (2025年5月15日アクセス) <https://www.tapchiconsan.org.vn/hoat-ong-cua-lanh-ao-ang-nha-nuoc/-/2018/1769/quan-he-viet-nam---nhat-ban--chang-duong-35-nam-phan-trien.aspx> [チャン・アイン・フオン、2008、「ベトナム・日本関係：35年間の発展の歩み」『共産雑誌』。]

Ngô Thị Bích Ngọc. 2022. “Thay đổi phương pháp dạy và học tiếng Nhật ở trường trung học phổ thông Việt Nam.”. Tạp chí Đông Nam Á. (2022年11月6日掲載) . (2025年5月15日アクセス) <https://tapchidongnama.vn/thay-doi-phuong-phap-day-va-hoc-tieng-nhat-o-truong-trung-hoc-pho-thong-viet-nam/> [ゴー・ティ・ビック・ゴック、2022、「ベトナムの高等学校における日本語教育の教授法改革」『東南アジア雑誌』。]

Nguyễn Quang Sáng. (1971). “Chiếc lược ngà”. In trong *Chiếc lược ngà*. NXB Giải Phóng. [グエン・クアン・サン、1971、「象牙の櫛」、『象牙の櫛』、解放出版社。]

Dương Tâm. 2023. “Hơn 50.000 người Việt đang học tiếng Hàn.” VnExpress. (2025年5月15日アクセス) <https://vnexpress.net/hon-50-000-nguoi-viet-dang-hoc-tieng-han-4620769.html> [ズオン・タム、2023、「5万人以上のベトナム人が韓国語を学習中」『VnExpress』]

- Đại sứ quán Nhật Bản tại Việt Nam. “Viện không hoàn lại liên quan đến văn hoá.” (2025年5月15日アクセス) [https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/bunkaODA\\_vn.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/bunkaODA_vn.html) [在ベトナム日本国大使館、「ベトナムにおける文化無償資金協力」]
- Phuong Lan. 2021. “Việt Nam đứng thứ 6 thế giới về số người học tiếng Nhật.”. VOV2. (2025年5月15日アクセス) <https://vov2.vov.vn/giao-duc-dao-tao/viet-nam-dung-thu-6-the-gioi-ve-so-nguoi-hoc-tieng-nhat-31029.vov2> [フオン・ラン、2021、「日本語学習者数でベトナムが世界第6位に」『VOV2』]
- Trường Cao đẳng Ngoại ngữ – Công nghệ và Truyền thông. 2024. “Định hướng phát triển ngành ngôn ngữ Trung giai đoạn 2024–2030.” (2025年5月15日アクセス) <https://nct.edu.vn/dinh-huong-ngon-ngu-trung-2030/> [NCT短期大学(外国語・テクノロジー・コミュニケーション短期大学)、2024、「2024～2030年における中国語学分野の発展方針」。

## Abstract

### **The application of Kamishibai in Vietnam**

Nguyen Thi Que Huong

This study explores the application of *Kamishibai* (紙芝居), a traditional Japanese storytelling medium, in Vietnam from both historical and educational perspectives. In the 1990s, *Kamishibai* served as a cultural bridge between Japan and Vietnam, particularly at the grassroots level: engaging local communities, cultural organizations, and individual cultural activists. Rather than constituting a one-way transmission of Japanese culture, this dialogue became reciprocal. Vietnamese authors began creating original *Kamishibai* works that incorporated local folklore and literature. They localized and reinterpreted the medium within the Vietnamese context. These efforts represent a deeper cultural engagement, beyond the mere introduction of foreign art forms.

In recent years, the author has conducted experiments by implementing *Kamishibai* in university-level Japanese language classes in Vietnam to explore its pedagogical potential in depth. It has been used as a tool to enhance learners' listening and speaking abilities, and as a creative platform for language output. This study positions *Kamishibai* not only as a medium of cultural exchange, but also as a promising multimodal educational resource that can enrich language-learning environments and promote deeper intercultural understanding.

付録

1. ベトナムで出版されたベトナム人作家の紙芝居のリスト<sup>8</sup>

注：いずれもキム・ドン出版社によって出版されている。

1) Cá Bông kể chuyện (おおきなさかな) (1993)

作：クアン・ミン

絵：ター・チョン・チー

2) Con chim đẹp nhất (いちばんきれいな鳥) (1993)

作：ティエン・ガー

絵：ドク・ラム

3) Thằng Bờm (のんびり坊や) (1993)

作：ブイ・ドク・リエン

4) Chú mèo đi câu (釣りに行くネコ) (1993)

作：ブイ・ビック・ホン

5) Hai quả trứng (二つの卵) (1993)

作：グエン・タァン・ダム

6) Con voi con voi (象) (1994)

作：グエン・フー・キム

7) Bữa tiệc mật ong (はちみつのパーティー) (1994)

作：ブイ・ドク・リエン

8) Cò và Cáo (さぎときつね) (1994)

作：トゥー・トゥン

9) Bé ong kể chuyện (ハチちゃんの話) (1994)

作：ティエン・ガー

絵：ドク・ラム

10) Vịt con khản tiếng (のどがしゃがれるあひるのひな) (1994)

作：チョン・ヒェウ

---

<sup>8</sup> 本リストは2009年に筆者が「子どもの文化研究所・子どもの文化学校」事務所長鈴木孝子氏へのインタビューを行った際に、同研究所の紙芝居資料室で行った調査を元に作成したものである。タイトルの日本語訳は筆者による。

- 11) Tình bạn (友情) (1994)  
作：ブック・ガン
- 12) Sóc và Sói (リスとおおかみ) (1994)  
作：レー・ミン・ハン  
絵：ドー・フン・トゥアン
- 13) Kéo mạnh lên nào (強く引っ張ろう) (1994)  
作：ホアン・トゥン
- 14) Trái bí và con chuột (カボチャとネズミ) (1994)  
作：チョン・ティン
- 15) Cáo - Thỏ và Gà trống (きつね、うさぎとおんどり) (1995)  
作：タム・ブー・カン  
絵：チュン・ヒェウ
- 16) Quả bầu tiên (不思議な瓢箪) (1996)  
作：ブイ・ビク・ホン
- 17) Mặt trời mọc từ đâu (太陽はどこからでるの) (1996)  
作：チョン・ヒェウ
- 18) Tớ thích dưa hấu (ぼく、スイカだいすき) (1996)  
作：ター・チョン・チー
- 19) Dê đen dũng cảm (勇氣あるヤギ) (1997)  
作：ドー・フン・トゥアン
- 20) Sự tích hồ vắn (トラの伝説) (1997)  
作：ファム・クアン・ヴィン
- 21) Hai chú chim sâu (二匹の鳥) (1998)  
作：グエン・ヒェウ  
絵：グエン・フィン・マイ
- 22) Thỏ con đã lớn (ウサギが立派だ) (1998)  
作：グエン・タアン・ダム

- 23) Út và chị Vân (ウットちゃんとバンおねえちゃん) (1999)  
作：グエン・フー・キム
- 24) Chị và em (姉妹) (1999)  
作：グエン・フー・キム
- 25) Câu chuyện về chú chim cụt đuôi (しっぽがきれたことりのおはなし) (1999)  
作：グエン・フィン・マイ
- 26) Bộ râu của dê con (子ヤギのひげ) (1999)  
作：ドー・トゥン・ズン
- 27) Tu hú đẻ nhò (オニカッコウ) (1999)  
作：ドー・フン・トゥアン
- 28) Phía Nam ở đằng nào (みなみはどこ) (1999)  
作：グエン・タアン・ダム

## 2. 日本で出版されたベトナム紙芝居のリスト<sup>9</sup>

- 1) 太陽はどこからでるの (1996)  
作：チョン・ヒエウ  
出版社：童心社
- 2) 大切なうちわ (1996)  
作：ブイ・ドク・リエン  
出版社：童心社
- 3) ぼく、スイカだいすき (1996)  
作：ター・チョン・チー  
出版社：童心社
- 4) しっぽがきれたことりのおはなし (1999)  
作：グエン・フィン・マイ  
出版社：日本・ベトナム紙芝居交流の会

---

<sup>9</sup> 筆者作成。

- 5) ウットちゃんとバンおねえちゃん(1999)  
作: グエン・フー・キム  
出版社: 日本・ベトナム紙芝居交流の会
- 6) みなみはどっち(1999)  
作: タイン・ダム  
出版社: 日本・ベトナム紙芝居交流の会
- 7) しあわせの花(2000)  
作: ダン・ミン・ヒェウ  
出版社: 童心社
- 8) 象牙の櫛(2003)<sup>10</sup>  
作: ブイ・ドク・リエン  
出版社: 日本・ベトナム紙芝居交流の会

---

<sup>10</sup> 2006年には版元を童心社にかえて再版されている。

内田康夫『坊っちゃん殺人事件』論  
——夏目漱石『坊っちゃん』の翻案として——

Hoang Thi Hong Nga

はじめに

『坊っちゃん』は、夏目漱石の第二作目の小説である。漱石の小説は、映画、アニメ、漫画など、様々なジャンルに翻案されてきたが、これまでに確認可能な漱石作品を原作とする翻案作品の数に基づけば、本小説はほとんどのジャンルにおいて最も多く翻案されている作品である<sup>1</sup>。

近年、漱石の小説を原作とする翻案作品に注目した研究が見られる。例えば、張曉敏による、漱石の作品（『吾輩は猫である』、『坊っちゃん』、『虞美人草』、『こころ』）を原作とした映画における家族関係の描かれ方に関する研究がある（張 2019: 13）。また、関恵実は、漱石の小説（『吾輩は猫である』、『虞美人草』、『明暗』）を基に「文体を詳細に模倣し、原典となる作品の設定を引き継ぐ〈続篇〉」（関 2010: 3）として描かれた小説群を取り上げ、これらをパロディの一分野として位置づけて論じている。関は、パロディが「ポストモダン以前の〈喜劇性〉に強く縛られた偏りを持つ」と考え、「そこから〈喜劇性〉またはそれ以外」の「効果」（関 2010: 3）を検討した。その上で、〈続篇〉の始まりは原典に対して「読者がどのような関わりを持っているか」を「ある程度カバーできる冒頭を作る必要がある」とし、また、「滑稽という機能だけでは語りきれない、「真面目なパロディ」（関 2010: 220）であると述べている。

関の研究は、漱石作品に基づいた小説の真面目さを肯定的に評価しているが、その研究範囲とアプローチについてはなお検討の余地を残している。前者の範囲については、漱石作品の続篇の効果を検討する目的を掲げながら、『坊っちゃん』の続篇が数として最も多いにもかかわらず、これらを対象外とした理由が説明されていない。後者については、関の研究が「二次テキストを読者がどのように受容し、その受容が一次テキストにどのような読みの影響を及ぼすか」（関 2010: 220）を重視するジェラルド・ジュネットの説を参

<sup>1</sup> 翻案の定義については後に検討を要するが、先行研究で扱われた範囲に限定しても、その傾向は顕著である。張曉敏の研究で紹介された翻案映画を見ると、『坊っちゃん』が6作であるのに対し、『こころ』は3作、『吾輩は猫である』および『虞美人草』は2作にとどまっている（付録1を参照）。また、小説に関する関恵実の研究においては、『吾輩は猫である』が3作、『明暗』が2作、『虞美人草』が1作紹介されている（付録2を参照）。これに対し、『坊っちゃん』を原作とすることが書名や作家自身の言及から明確に確認できる翻案小説は、少なくとも9作存在する（付録3を参照）。

照して論じているにもかかわらず、「読者の受容については基本的に研究対象としていない」（関 2010: 221）とする点に矛盾が感じられる。確かに、続篇の冒頭における作家の配慮については触れられるが、それが作品においてどのような効果をもたらしているかまでは検討されていない。このように、関の論考において残された研究上の空白から出発し、本稿では『坊っちゃん』を原作とした小説における読者の受容と、その配慮がもたらす効果について検討したい。

ところで、原作とそれに基づいた作品という概念の定義は決して容易ではなく、現在に至るまで明確に定まった定義が存在していない。幅広く存在する太宰治の作品群をめぐって木村小夜は、太宰作品にある〈喜劇性〉について、「太宰の翻案には登場人物の〈戯画化〉が特徴的で、これがある種の効果を齎す、という説明も数多く見受けられる。しかし、これは翻案作品を、原典における描かれ方とのギャップから生じる滑稽味や風刺を狙う、つまり専ら原典からの表層的な誇張によって何事かを強調する性格のものと思えず域から出ていない」（木村 2001: 5）と指摘している。木村の批判は、パロディが滑稽性や風刺など喜劇的な側面を持つジャンルであるという既成概念に対して向けられたものであり、それゆえに彼女は「パロディ」という言葉を避け、「翻案」という用語を選択したのである。

日本文学における「翻案」という概念<sup>2</sup>は、もともと外国の原作に登場する地名・人名・風習などを日本風に置き換え、読者が受け入れやすくする行為を指すが、日本国内の原作をもとにした翻案も存在する。翻案の本来の目的は読者への配慮にあり、読者との接続方法として翻案が成立している点が注目される。木村は翻案を、原典との間の「空間的距離」あるいは「時間的距離」に由来するものと捉え、そこにある「独自の世界観・人間観を内包する新たな物語、原典から自立してなお且つ意味をなす物語」（木村 2001: 6）であると位置づけている。このように、読者の受容を考慮した接続方法として位置付けられ、時空の距離によって原作から独自の個性を築いていくという翻案の視点から、以下に挙げる『坊っちゃん』に基づく小説を検討したい。

<sup>2</sup> 『日本近代文学大事典』によれば、翻案とは「一口に言えば翻訳と創作の中間に位置する文芸作品のこと」である。項目執筆者は木村毅で、新村出の『碎苑』の翻案の定義を引用し、「外国の小説、戯曲などを、筋や事件は原作のままとして、人事、風俗、地名、人名等のみを自国のものに改作すること」だと述べ、「厳密に言えば外国の作品に限らず、自国の作品を改作する例もある」と付け加えている。（日本近代文学館編 1977-1978）また『図書館情報学用語辞典 第5版』は翻案を「改作の一種で、わかりやすくするために、“外国の小説、戯曲などを、筋や事件は原作のままとして、人情、風俗、地名、人名などを自国のものに”（『日本目録規則 1987年版第3版』用語解説）改めること」と記載している。（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 2020）

さて、『坊っちゃん』の翻案小説は複数が確認されるが、その中でもミステリジャンルへと翻案される傾向が一定数見受けられる<sup>3</sup>。日本における探偵小説の始まりについて述べる際、長山靖生は漱石の『坊っちゃん』を「一般文壇で探偵趣味を披露した」（長山 2019: 12）作品として言及している。具体的には、「『坊っちゃん』では新任教師にイタズラを仕掛ける生徒が、教師のふるまいを密偵し、そうかと思うと坊っちゃんと山嵐は偽善的な教頭の醜聞を探り出し、張り込んだりもする」（長山 2019: 12）と述べている。本稿では、こうした『坊っちゃん』に際立つ探偵的要素を出発点とし、探偵小説というジャンルに属する翻案作品に注目して考察を行う。本稿はその中の一例を検討するものである。

対象とするのは内田康夫の『坊っちゃん殺人事件』であり、この作品は浅見光彦シリーズの一作である。物語は、松山を訪れたルポライターの光彦が、稲元敦子（マドンナ）と水沼老人という二人の殺人事件に巻き込まれ、真相解明に挑む展開となっている<sup>4</sup>。

内田は自作解説において、「『坊っちゃん殺人事件』は夏目漱石の『坊っちゃん』の、いわば「本歌取り」」であると述べ、「日本を代表する作家である漱石の、それも小学校か中学校での必読の書とっていい『坊っちゃん』を読んでいない人がいるとは考えにくく、そのことがこの作品を成立させる要素だと信じてい」と言っている（内田 2010: 279）。内田の『坊っちゃん殺人事件』には、漱石の『坊っちゃん』から意図的に借用された要素が数多く含まれており、また読者が『坊っちゃん』を既読であることを前提として構成されている<sup>5</sup>。

本稿では、『坊っちゃん』の要素を借用した『坊っちゃん殺人事件』を対象に、それらの要素が読者にどのように受容され、いかなる効果をもたらしているかを以下の手順で考察する。第1節では、本作のプロローグにおける原作への喚起に着目し、それが読者に対してどのような翻案としての既視感を与え、物語世界へ導入する効果を果たしているかを分析する。第2節および第3節では、探偵役の光彦による事件解明の過程を軸に、犯人と

<sup>3</sup> 作品名や著者の言葉から『坊っちゃん』の翻案と確認できる9作のうち、5作は探偵要素が顕著であるか、ストーリー全体が探偵小説の体裁をとるものである（付録3を参照）。

<sup>4</sup> 通常浅見光彦シリーズは三人称の語りで書かれているが、『坊っちゃん殺人事件』は『坊っちゃん』の文体に倣って一人称の語りで書かれている。

<sup>5</sup> しかし、現実には『坊っちゃん』に対する読者の受容体験は多様であり、通読した時期や精読の度合いによって、記憶や理解の定着度にはグラデーションが存在すると考えられる。また、同一の作品であっても、読者によってその解釈は多岐にわたるだろう。「読んでいない人がいるとは考えにくい」という内田の仮定には、こうした読者側の個人差という問題が残されている。しかし、本稿ではあえて作家の意図に沿い、翻案作品の読者が原作の内容を明確に記憶しているという前提に立ち、原作への理解が『坊っちゃん殺人事件』の読書体験にどのような影響を与えるかを考察したい。なぜなら、十分な知識を持つ読者を基準に分析を行うことで、作品受容における最も核心的な価値を明らかにできるからである。この中心的な受容構造を解明した上で、さらには原作に対する既読感や精読度の異なる読者層において、本作品がいかに受容されるかという点についても、議論を広げていくことが可能になると考える。

被害者の描写を検討する。ここでは、読者が抱く原作の登場人物像と、本作で再構築された人物像との乖離や重なりが、読者の推理や作品の意外性にどのような影響を及ぼしているかを解明する。第4節では、以上の分析を総合し、『坊っちゃん殺人事件』における翻案の意義について考える。

## 1. 『坊っちゃん殺人事件』のプロローグに見られる『坊っちゃん』への言及

『坊っちゃん殺人事件』は、女中である須美子の実家から送られてきた「笹飴」に関するエピソードから始まる。

兄の息子も珍しがって、テーブルに肘をついて飴に没頭している。

「そうしてると、光彦の子供のころそっくりだわねえ」

おふくろは目を細めて兄の息子とぼくの顔を見比べた。「へえーっ、坊っちゃんにも、そんなころがあったのですかァ」と須美子は新大陸でも発見したようにぼくの顔を上目遣いに眺めた。甥の前で、いい歳をした叔父さんを掴まえて「坊っちゃん」は困るが、いくら言っても須美子は直そうとはしない。（内田 2010: 8）

この導入部には、物語全体に関わるいくつかの機能的側面が見出されるが、ここでは特に『坊っちゃん』を想起させるという点に注目する。笹飴のエピソードと「坊っちゃん」という女中による呼称を通じた導入である。

『坊っちゃん』において、「笹飴」は計4回登場するが、その全てが清に関わる「おれ」の回想の中にある<sup>6</sup>。無鉄砲な「おれ」は清から恩恵を受けてばかりであったが、初めて清に報いることを考えた際、清の言葉にあった「笹飴」がその象徴として浮上する。清が「おれを非常に可愛がって呉れた」ことを「不思議なもの」（夏目 1994: 252）だと感じていた「おれ」は、清の元を離れて「始めてあの親切がわかる」（夏目 1994: 287）という精神的成長を遂げる。その過程で、清への報恩の象徴となったのが「笹飴」であった。ただし、笹飴は実際の物として作中に現れることはなく、二人の思いの中に登場するにす

<sup>6</sup> 一回目は、主人公の「おれ」が四国へ赴任する前、清に土産の希望を尋ねた際、清が「越後の笹飴が食べたい」（夏目 1994: 260）と答える場面である。二回目は、赴任先の宿屋で「おれ」が見た夢の場面である。そこでは「清が越後の笹飴を笹ぐるみ、むしや／＼食って居る」（夏目 1994: 263）様子が描写されている。その後、清への手紙の中でこの夢の内容が伝えられるのが三回目である。四回目は、生徒の悪戯を通じて清の純真さを痛感した場面である。ここで「おれ」は、清が「越後の笹飴が食ひたければ、わざ／＼越後迄買ひに行つて食はしてやつても、食はせる丈の価値は充分ある」（夏目 1994: 287）との思いを抱くのである。

ぎない。そのため、実在の物品というよりも、二人の深い絆を象徴するイメージに近いのである。内田はその象徴的なイメージを利用し、『坊っちゃん』における二人の関係性を自作へと投影したと言える。

また、『坊っちゃん』において「坊っちゃん」というのは小説のタイトルであると同時に、「おれ」が清から呼ばれる呼称でもある。このプロローグで見たように、漱石における「坊っちゃん」が「坊っちゃま」に変化しており、それは女中たちによる呼び方である。これは「坊っちゃん」よりも尊敬の意味合いを含むが、原作の清による愛称を想起させるには十分であろう。呼称という形で明示的に原作との関係を指し示している点において、直接的かつ印象的な「引用」であると考えられる。

さらに、プロローグにおける笹飴の話を通して、光彦の家族関係も『坊っちゃん』に結びつけられる。

そういえばぼくの意識のどこかに、新潟生まれのばあやと『坊っちゃん』の清をダブらせていたところがあるような気がする。それはたぶん笹飴のせいにはちがいない。

ばあやは出来の悪い次男坊のぼくを可愛がってくれた。浅見家の内外の連中がおしなべて兄のことばかりを珍重する中であって、一人ばあやだけは「陽一郎坊っちゃまもご立派ですけれど、光彦坊っちゃまだって負けはしません。大きくなればきっと偉い人におなりです」と太鼓判を押しつづけた。(内田 2010: 8-9)

ばあやは浅見家の前任の女中であり、光彦にとって『坊っちゃん』の清に相当する存在である。光彦の家族内での位置づけは、優秀な兄に注目が集まる中で、劣った存在として描かれている。この点は、「おやぢは些ともおれを可愛がって呉れなかった。母は兄許り鼻根にして居た。」(夏目 1994: 251)とあり、唯一「おれ」を気にかけてくれたのが女中の清であったという『坊っちゃん』の「おれ」の境遇を彷彿とさせる。内田は、こうした家族内での立場に関する描写もまた『坊っちゃん』から得たものであり、「この作品を書くそもそもの発想に結びついてい」(内田 2010: 281)るものだと明言している。それによって物語全体に原作との重層的な関係性を持たせているのである。

以上より、『坊っちゃん殺人事件』のプロローグは、笹飴、「坊っちゃま」という呼称、女中の存在、そして家族構造といった象徴的な要素を通して、『坊っちゃん』との直接的なつながりを築き上げている。このような文学的記憶の喚起は、読者に親しみを与えると同時に、新たな物語世界へと導く役割を果たしており、『坊っちゃん』の世界が現代の探偵小説の中に息づいていることを印象づけているだろう。

## 2. 真犯人の正体について

上に述べたように、『坊っちゃん殺人事件』のプロローグだけを見ても、『坊っちゃん』を意識した構成や描写が随所に見られる。しかし、本作の中心は、光彦が解決に挑む連続殺人事件の捜査の展開にある。分析の視点としては様々なアプローチが考えられるが、本作が探偵小説というジャンルに属する以上、本研究が『坊っちゃん』から借用された要素の効果に焦点を当てるものであったとしても、それらの要素がどのように作品に取り入れられ、探偵小説としての性質の中でどのような役割を果たしているのかを検討する必要がある。

本節では、殺人事件の容疑者または直接的な関係者である「赤シャツ」「野だいこ」「狸」というあだ名を持つ人物たちを分析し、『坊っちゃん殺人事件』がどのように読者の持つ『坊っちゃん』に関する知識を利用しながら、犯罪を軸とした物語を構築しているかを明らかにしていく。

### 1) 赤シャツ

光彦は山嵐<sup>7</sup>と共に水沼老人の葬儀会場を訪れ、遺体確認のために開棺を要求した。しかし、周囲の激しい反発に遭い、葬儀妨害の容疑で現行犯として拘束される。その後、連行先の松山東警察署において、光彦が後に「赤シャツ」と呼称することになる人物と出会うことになる。

しばらくすると、最前の警部補の先導で、金ピカの標章をつけた警視がやってきた。警部補が「副署長です」と紹介した。黒くてつやつやした髪をオールバックにべったりと撫でつけたのは、ゴキブリを連想させる。金縁のメガネには、うっすらとアンバーが入っている。鼻の下にはチョビ髭。唇を斜めに引きつらせたように笑うと、犬歯の奥の金歯が見えた。

どこかで見た顔だ———と思ったが、思い出せない。

副署長は「かけなさい」と言って、ぼくたちとテーブルを挟んだ正面の椅子に座った。ポケットから革製のキザなシガレットケースを出して、華奢な手つきで煙草をくわえた。

その仕種を眺めていて、突然、思い出した。どこかで見たと思ったら、これはまさしく赤シャツ教頭だ———。（内田 2010: 122）

<sup>7</sup> 本名は丸山で、愛媛県内子警察署捜査係に所属する巡査部長である。以下、本稿ではこのあだ名「山嵐」で表記する。

『坊っちゃん』において、赤シャツは「妙に女の様な優しい声を出す人だった。尤も驚いたのは此暑いのにフランネルの襯衣しやっを着て居る」(夏目 1994: 266)と描写されており、さらに「赤シャツは琥珀のパイプを絹ハンケチで磨き始めた。此男は是が道楽である。赤シャツ相当の所だらう」(夏目 1994: 314)というように、琥珀のパイプを磨くことを道楽とする特異な人物でもある。このような特徴は、『坊っちゃん殺人事件』に登場する副署長の人物像と重なっている。役職名の「副」という点まで共通しており、一年中赤いシャツを着ているとは描写されていないにもかかわらず、この副署長は「赤シャツ」というあだ名を受け継ぐことになったのである。

『坊っちゃん』におけるあだ名の機能について、増田祐美子は、「おれ」が教師たちに付けたあだ名は、清のみに共有されており、「読者もまたこの手記を読むことであだ名を許容し共有する」(増田 2017: 154)と指摘している。この点を踏まえると、『坊っちゃん殺人事件』においても、原作と同様のあだ名を付された人物たちが登場し、それが読者とのみ共有されているという構造は、作品の読みおよび『坊っちゃん』との関係性を検討する上で、重要な手がかりとなると考えられる。

次に、この赤シャツ副署長が光彦と山嵐の葬儀妨害の件をどのように処理したかを見てみよう。

「ところで、あなたはルポライターだそうだが、どこかの社の依頼で動いておるのかな?たとえば朝日とか読売とか毎日とか、あるいは幻冬舎とか……」

赤シャツは小うるさそうなマスコミ各社の名前を並べた。察するところ、マスコミと悶着を起こすほどの度胸はないらしい。

「いえ、そんな大会社ではありません。『旅と歴史』というちっぽけな雑誌です」

「あ、そう。それならいいが」

何がいいのか分からないが、赤シャツはひとまずほっとしたような顔になって、山嵐のほうに向き直った。

「それじゃきみ、この人に煽動されたということで処理して、いいのだな?」(内田 2010: 124-5)

赤シャツの対応は、山嵐が光彦に煽動され水沼家の葬儀で騒ぎを起こしたと即座に決めつけるというものだった。こうすることで、処罰の対象は光彦になる。その判断は、光彦が大手新聞社に所属していないことが明らかになると、さらに強固なものとなった。

『坊っちゃん』における赤シャツ教頭とこの物語の最大の対立構造について考えてみよう。この小説の「大事件」について有光隆司は「遠山家の令嬢を中心に、教頭、古賀、堀

田らの間で次第にその輪が広がり、鮮明化されてゆく一つの根本的な「大事件」（有光 1982: 52）と述べている。語り手の視点から遠山家の令嬢をめぐる対立関係を分析すると、『坊っちゃん』は正義と悪の陣営が明確に分かれた物語であることがわかる。山嵐（堀田）は正義感が強く率直な人物として描かれ、うらなり（古賀）のような弱い立場の者を擁護する。一方、赤シャツ（教頭）と野だいこ（吉川）のグループは悪の陣営を形成している。赤シャツは悪の首謀者として、マドンナ（遠山家の令嬢）を手に入れるため、うらなりを遠ざけ、山嵐を辞職に追い込もうとする。この物語において、赤シャツは最大の悪役なのである。

一方、『坊っちゃん殺人事件』では、物語がクライマックスに近づく中、松山東警察署に連行された光彦と山嵐は赤シャツ副署長と遭遇する。この人物は前述の通り、『坊っちゃん』の赤シャツ教頭の特徴を受け継いでおり、原作において教頭が「大事件」の背後にいたように、読者は自然と副署長への疑念を抱くようになるだろう。

光彦と山嵐が手がかりと容疑者を追う中で、真相が明らかになっていない段階では、読者の疑念は必然的にこの赤シャツ副署長に向けられる。読者は無意識のうちに、警察署の副署長と原作の教頭のイメージを重ね合わせ、その結果として、副署長が犯人であるか、または警察組織内の共犯者ではないかと推測することになるのである。

このような読者の疑念や関心の高まりは、明らかに意図的な戦略によって導かれていると考えられる。すなわち、『坊っちゃん』における中心的な悪役である赤シャツを模倣することで、読者の中に自然と疑いを喚起する構造が仕込まれているのである。この戦略は、読者が既に持っている『坊っちゃん』の赤シャツ教頭に関する知識を活用し、それを『坊っちゃん殺人事件』に登場する赤シャツ副署長の造形に重ね合わせることで、当該人物の正体に関する想像や推測を促す効果を持っている。

最終的にこの副署長が真犯人なのか、共犯者なのかは物語の結末で明らかになるが、クライマックスの始まりにこの人物が登場し、原作の陰謀者を彷彿とさせる描写が施されている点は、『坊っちゃん』の「大事件」における役割との連想を必然的に引き起こす効果を持っている。

## 2) 狸（波戸雄二郎）

水沼老人の孫娘が警察署で証言した後、光彦と山嵐は赤シャツが勤務する警察署を後にし、事件の手がかりを求めて調査を続けた。青山社句会の主要メンバーについて調べる中で、光彦は後に「狸」と名付けることになる幹事の存在を知る。

舞台上では遠目で分からなかったが、いくぶん太りぎみの中年男である。ゴルフ焼けか、それとも船舶関係の仕事のせいかな、ずいぶん色が黒い。鼻の頭はとくに日焼けして、赤黒くなっている。これで髭をつければ、まるで狸だ。（内田 2010: 154）

狸の事業所と最初の被害者マドンナのクラブの場所が同じとわかって以来、光彦の推理と疑念は自然とこの人物に向けられていく。物語の中盤では、狸は光彦と対立するような場面にもたびたび登場し、その振る舞いは光彦の推理を彼の方向へと導くことになった。

「ふーん、というと、浅見さんはその女性を殺した犯人の顔でも見たのですか？」

「たぶん」

ぼくは自信たっぷりに頷いて、「少なくとも成臨丸の乗客を見えていますからね」と、視線を狸の顔から仲間二人の顔へと、つぎつぎに移した。当然、彼らは何らかのリアクションを示すと思ったのだが、意外なことに、三人の表情はほとんど変わらなかった。むしろ、ぼくの口から語られる「犯人のプロフィール」になみなみならぬ興味を抱いている様子だ。

ぼくは驚いてしまった。これはどういうことだろう——。テキはよほどの強心臓を持つワルと考えるべきなのか。（内田 2010: 210）

光彦は狸の反応を探るために、あえて犯人の顔を見たことがあるといった含みのある発言を行ったが、狸は動揺を見せなかった。さらに別の会話場面では、狸は事件調査の費用を負担すると言って光彦を挑発するような態度さえ見せている。

「その名探偵ぶりを発揮して、このけったいな事件をすっきり解決していただけませんか。いや、失礼ながら、もちろんそれなりの報酬は出させていただきます。聞けば、ずっとホテルに滞在されておられるとか。仕事のほうも放りっぱなしでしょうし、いろいろと経費もかさむのちがいますか？」

「いえ、それには及びません」

何が何だか分からない大混乱の中で、ぼくは強がりを言った。渴しても盗泉の水を飲むわけにいくものか。

「まあまあ、そうおっしゃらんと、水沼先生の恨みを晴らすために、私にもせめてその程度の奉仕をさせてください」

「いえ、結構です」（内田 2010: 218）

両者の対話は常に探り合いの性質を帯びており、まるで互いに暗黙の挑発を繰り返しているかのようである。こうしたやり取りは緊迫した雰囲気を生み出し、狸が連続殺人事件の犯人である可能性を読者に思わせる効果を持っている。

しかし、この人物が『坊っちゃん』において読者に既に知られている「狸」と結びつけられていることが、この疑念を一層複雑にしている点である。「狸」というあだ名は、原作において語り手である「おれ」が校長に対して初対面の印象から名付けたものであり、「校長は薄髭のある、色の黒い、眼の大きな狸のような男である」(夏目 1994: 264)という描写に基づいている。『坊っちゃん』において、狸校長は、遠山家の令嬢をめぐる対立、すなわち物語における「大事件」にはほとんど関与しておらず、陰謀に加担することもなく、物語の進行に大きな影響を与えることのない傍観的な存在として描かれている。

読者は『坊っちゃん』に関する既存の知識に基づき、『坊っちゃん殺人事件』における狸の言動に対して疑いの目を向けることになるだろう。しかし、最終的には原作と同様、この狸も事件に関与しておらず、無実であることが明かされる。この展開は、原作における「連想効果」と本作での狸の実際の役割との間にあるギャップを利用することで、読者の予想を逆転させる効果を生み出している。

ここで注目すべきは、内田が『坊っちゃん』における脇役を用いることで、物語の緊張感を高め、読者に対して「この人物は本当に犯人なのか」という疑問を持たせ続けている点である。この構成は、原作との関係性に基づいて人物像を信じるか、それとも現在進行中の事件の文脈に従って疑うか、という解釈の揺れを引き起こす。

その結果として、狸という人物が物語の中盤では重要な容疑者として扱われながら、最終的には無実であることが明かされるという構成は、意外性を演出するとともに、原作における人物像と新たな物語における役割との関係性を再考させる契機を与えている。

### 3) 野だいこ (武田健夫)

『坊っちゃん殺人事件』における最大の意外性の一つは、『坊っちゃん』で赤シャツの腰巾着として描かれた野だいこを連想させる同じあだ名の人物が、実は二つの殺人事件の真犯人であったという点である。光彦が水沼家で野だいこに出会う場面を見てみよう。

「武田いいます。武田健夫です」

四十男は迷惑そうに、身をよじりながら答えた。武田という勇ましそうな名前に似合わず、抗議するのにも、笑みを浮かべ、手をこすり合わせて、まるで女形のような仕種である。これで赤シャツと組み合わせれば、まさに野だいこだ。(内田 2010: 113)

『坊っちゃん殺人事件』における野だいこは、女形のようなしなやかな仕草を見せる人物として描写されている。これは『坊っちゃん』に登場する野だいこのキャラクターと共通している。

画学の教師は全く芸人風だ。べら／＼した透綾の羽織を着て、扇子をばちつかせて、御国はどちらでげす、え？ 東京？ 夫りゃ嬉しい、御仲間が出来て……私もこれで江戸っ子ですと云った。こんなのが江戸っ子なら江戸には生れたくないもんだと心中に考へた。（夏目 1994: 267）

『坊っちゃん殺人事件』における野だいこの登場回数は決して多くなく、光彦と直接対峙する場面に限ればわずか二回のみである。それは、光彦が野だいこを一度も疑わなかったからであり、登場頻度の低さから、読者もまたその存在をほぼ見過ごしてしまったと考えられる。しかし実際には、この野だいこは巧みに姿を隠す殺人犯であると同時に、裏で事態を操る黒幕でもあった。彼は狸を通じて青山社を支配し、自らの存在を疑われることなく、光彦の推理と捜査の過程において一貫して疑いの矛先をかわし続けたのである。

野だいこが作中で見えにくい存在となっている理由を考察するためには、原作『坊っちゃん』における彼の役割を再確認する必要がある。『坊っちゃん』において、野だいこは、「赤シャツの行く所なら、野だは必ず行くに極つて居る」（夏目 1994: 293）と、文字通り「腰巾着」として赤シャツ教頭に付き従う存在である。彼は頻繁に「おれ」を不快にさせる言動を取るものの、物語の核心である「大事件」において主導的な役割を果たすことはなく、あくまで赤シャツの取り巻きとしての立場にとどまっている。

『坊っちゃん殺人事件』において光彦が野だいこを疑わなかった理由は、彼に対して当初から付与されたあだ名による先入観に起因していると考えられる。すなわち、「野だいこ」という呼称が『坊っちゃん』における取るに足らない追従者という印象を想起させるため、光彦自身、そしてそれに導かれる読者もまた、彼を物語上の重要人物ではなく、脇役的存在として捉えてしまったのである。

『坊っちゃん殺人事件』で野だいこが赤シャツに付き従う場面が描かれなかったことは、この人物をさらに目立たなくさせた。内田は意図的に野だいこの登場を最小限に抑え、より目立つ容疑者（赤シャツや狸）に焦点を当てている。その結果、読者は偽の手がかりに引き込まれ、真の黒幕を見逃すことになった。

したがって、多くの手がかりの中に埋もれ、忘れられた存在となっていた野だいこが、終盤で突如として真犯人として明かされるという展開は、強い意外性をもたらす。それは、

読者の予測を覆すと同時に、既存のテキストに基づいて形成された人物像への先入観がいかに誤解を招き得るかを示すものである。『坊っちゃん』では無能とされた人物が、『坊っちゃん殺人事件』においては二重殺人の犯人であったという構図は、既存のキャラクター像への信頼を逆手に取った巧妙な仕掛けである。

このように、物語のクライマックスにおいて『坊っちゃん』に由来するあだ名の体系を利用している点は、内田による物語構成上の戦略であると捉えることができる。それは読者に親しみを持たせるための工夫にとどまらず、読者の推理を欺くという探偵小説特有の手法を効果的に活用しているのである。『坊っちゃん』に登場する赤シャツ、狸や野だいこといった人物像を想起させることにより、読者の中には先入観に基づく誤った仮説が生まれ、それが物語の進行とともに何度も修正を迫られる構造となっている。

### 3. マドンナという永遠の女性

前に述べたように、『坊っちゃん殺人事件』は、松山で同時に発生した二つの殺人事件の真相解明を軸とする物語である。その二つの事件の被害者は、それぞれ稲元敦子と三沼という老人である<sup>8</sup>。物語の冒頭では、最初の被害者である稲元敦子が登場し、松山へ向かう道中の光彦の視線を引くようにして群衆の中に現れる。

ほとんどが二人か数人連れである中に、独り旅らしい女性の姿が、ぼくの目を引いた。大きな鍔広の帽子を斜めにかぶり、足元を見下ろすようにして歩いている。パッドが入って少しいかり肩のように見えるモスグリーンのコート裾から、長く形の良い脚がススッとやってくる。右手はコートのポケットに、左手にはどうせブランド物にちがいない、かなり大きめの黒革のバッグを下げている。

周囲の男どもの無遠慮な視線を浴びながら、女性はしだいに顔を上げ、いよいよ肩をそびやかすような歩き方になった。帽子の下に隠れていた顔がようやくその全貌を現した。サングラスをかけているから、目鼻立ちを正確に判定することはできないけれど、色白で鋭角的な顎の線ではある。まず美人と評していい。(中略)

だいたいあのテの女性は自意識過剰で、マドンナみたいに、世界は自分のためにあると思っている人間が多い——などと決めつけたいところだが、ぼくには立派な女性論を吐く資格などありはしない。(内田 2010: 15-6)

<sup>8</sup> 本稿は、両作品に共通して登場する人物に焦点を当て、その繰り返しのよって生まれる効果を明らかにすることを目的としており、以下ではマドンナという人物に絞って分析を行う。

光彦が彼女を「マドンナ」と呼称するのは、その洗練された外見のみならず、自己中心的ともとれる不遜な態度に由来している。そこには自意識の強い女性への皮肉が込められているが、同時に彼女が周囲の視線を惹きつけながらも、他者を寄せ付けぬ心理的距離を感じさせる存在であることを示唆している。これに対して、『坊っちゃん』において、「マドンナ」とは、画学教師の野だいこが、遠山家の娘につけたあだ名である。このことは、物語の後半、「おれ」が下宿のばあさんの語りによって明かされる。

「まだ御存知ないかなもし。こゝらであなた一番の別嬪さんぢやがなもし。あまり別嬪さんぢやけれ、学校の先生方はみんなマドンナ／＼と言うといでるぞなもし。まだ御聞きんのかなもし」(中略)

「大方画学の先生が御付けた名ぞなもし」(夏目 1994: 326-7)

下宿のばあさんの話から、マドンナとは「一番の別嬪」に対して使われた呼び名であり、学校の教師たちが皆そう呼んでいたことがわかる。このマドンナのイメージについて、「おれ」が駅で直接彼女に会った時の描写を見てみよう。

所へ入口で若々しい女の笑声が聞えたから、何心なく振り返ってみるとえらい奴が来た。色の白い、ハイカラ頭の、背の高い美人と、四五六の奥さんとが並んで切符を売る窓の前に立つて居る。おれは美人の形容杯が出来る男でないから何にも云へないが全く美人に相違ない。何だか水晶の珠を香水で暖ためて、掌へ握つてみた様な心持ちがした。(夏目 1994: 334-5)

『坊っちゃん』におけるマドンナは、「おれ」の目を通して、強い美的印象を残す女性として描かれている。しかし、この美貌は漱石が『坊っちゃん』を執筆した当時の松山の田舎町の背景には完全には馴染まないものであった。「おれ」が「大変な遠く」で、「地図で見ると海浜で針の先程小さく見え」、「どうせ碌な所ではあるまい」(夏目 1994: 259)というこの田舎町において、マドンナは特に髪型において西洋的な美を備えていた。彼女の美しさは、当時としては流行の最先端にあり、西洋文化の影響を受けた美しさであった。

二つの作品に登場するマドンナを比較してみると、どちらのマドンナも現代的な美貌を持ち、男性たちの憧れの的となっている点では共通している。しかしながら、両者とも登場時間は限られており、『坊っちゃん殺人事件』のマドンナは物語冒頭で殺害される被害

者であり、『坊っちゃん』のマドンナは「大事件」の中心にいたにもかかわらず、直接的な登場は少ない。

河合隼雄は「坊っちゃんのサイコロジー」で、『坊っちゃん』におけるマドンナを「すぐくイメージはあるけど本質はない」存在であるとし、「永遠の女性」と呼ぶ。それは「男女で付き合う<sup>ママ</sup>ことがほとんどない」時代を生きた「この年代の男性の持っている女性像」であり、「ほとんどの場合結婚の対象にならない」存在としてあった（河合ほか1999: 216）。マドンナは登場場面がごくわずかで、美しさの印象を強く残すものの、実際には大きな行動的役割を担っていない。彼女は男性たちの視線と憧れの対象であると同時に、決して手の届かない存在でもある。すなわち、ここでのマドンナとは理想化された恋愛モデルにおける女性を象徴する呼称であり、永遠に理想のまま、誰の所有物にもなり得ない存在と言える。

このような解釈をさらに進めてみれば、『坊っちゃん殺人事件』の冒頭にマドンナが登場し、最初の事件の被害者となるという展開にも説明がつけられるのではないだろうか。

物語の終盤、狸の話と光彦の推理を通して、光彦は次のような仮説を立てる。「マドンナにとって、野だいは単なる「商売相手」ではなく、男と女の関係で繋がっていたのかもしれない」（内田 2010: 265）。この推察を肯定するならば、マドンナが「永遠の女性」、つまり男性の恋愛や女性像に対するあらゆる理想を体現する存在であるという前提と矛盾する。本来、男性たちの夢の中にしか存在すべきでないこの女性が、現実的な理由で愛人に殺されるという展開は、この理想像を崩してしまう。極論すれば、誰のものにもならない理想の女性であるはずのマドンナが、野だいことの男女関係を持っていたという事実自体がその理想像にそぐわず、排除されなければならない。つまり、マドンナが死ぬことで、その「永遠の女性像」が保たれることになる。

『坊っちゃん殺人事件』におけるマドンナ像は、内田による新たな探偵小説の展開を可能にする一方で、『坊っちゃん』の同名のマドンナ像に関する既存のイメージを喚起する効果を併せ持つ。このマドンナを『坊っちゃん』における「永遠の女性」像の再現と見なすならば、それは極端な形での変容と言えるだろう。すなわち、理想的な女性像が、現実には存在し得ない「永遠の象徴」へと昇華されたのである。マドンナが殺害されることで、その理想像は逆説的に永遠に保存されることとなった。

#### 4. 『坊っちゃん』から『坊っちゃん殺人事件』へ

物語のプロローグおよび主要な登場人物の造形に関する分析を通じて明らかになるのは、『坊っちゃん殺人事件』における内田の翻案的創作手法が、まず登場人物や出来事を物語

内に配置し、それらを後に『坊っちゃん』の原型と結びつけるという形式で展開されている点である。作家自身が「自作解説」でも述べているように、内田は読者が既に『坊っちゃん』の内容を知っていることを前提としており、この既知の文学的記憶を活用することで作品の深みを増している。

さらに、『坊っちゃん殺人事件』において登場人物が『坊っちゃん』に由来するあだ名で提示されていることは、あたかも原作の人物たちがそのまま新たな物語世界に入り込み、探偵小説の登場人物として再登場しているかのような印象を与えている。

しかし、根本的に考えれば、『坊っちゃん』から借用した要素は、探偵小説としての核心的なプロットには影響を与えていないと考えられる。仮にこれらの借用要素を物語から取り除いた場合を想定すると、たとえば「野だいこがマドンナと水沼老人を殺害し、坊っちゃん（光彦）が山嵐と協力して事件を解決する」という展開は、「人物Aが人物BとCを殺害し、光彦が警察と協力して真犯人を突き止める」という一般的な構造に置き換え可能であり、探偵小説としての筋立て自体は大きく変わらないだろう。しかし、その場合、読者が『坊っちゃん』の知識を基に語り手とともに推理を進めるという楽しみや、『坊っちゃん』の馴染みある登場人物たちが異なる物語空間に再登場することによって得られる特有の鑑賞体験は失われてしまう。つまり、『坊っちゃん』の要素を導入することによって、本作は一つの物語を読みながらもう一つの物語を追体験するような、いわば二重の物語世界を行き来する体験を提供しているのである。これこそが『坊っちゃん』を翻案する意義であり、本作の意図するところでもあると言える。

包括的に捉えると、このような翻案小説を読むという行為は、オリジナルを読む場合とは異なる物語との関わり方をもちたえらうと言える。極端な言い方をすれば、オリジナルは、これまで語られてこなかった物語、あるいは誰も語ったことのない形式で語られる物語を提示し、読者はその新たな物語を発見していくという読みのプロセスを経験する。

それに対して、『坊っちゃん殺人事件』のような翻案小説の場合、作家は新たな物語を語りながら、同時にすでに存在するストーリーの内容を随所で想起させる。読者は物語の進展を追いながら、『坊っちゃん』との共通点を探し、すでに知っている原作の要素がどのように、またどこに取り入れられているのかを予測しながら読み進めることになる。原作の存在が公開されており、さらにその内容が作中でも繰り返し参照されることによって、読者の読み方は自ずと通常の小説の受容とは異なるものとなる。それは、既知のテキストを常に参照し、比較し、そこから新たな意味や効果を見出そうとする読み方である。

## おわりに

本稿では、『坊っちゃん殺人事件』のプロローグにおける『坊っちゃん』の喚起、ならびに「赤シャツ」「狸」「野だいこ」といった容疑者、および被害者である「マドンナ」の描写に注目した。これらの要素は、原作におけるイメージを前提としており、読者の先入観を利用することで、物語に緊張感をもたらしめている。『坊っちゃん』を知る読者にとって、本作は殺人事件の推理に加え、二重の物語世界を体験するものとなっている。

今後の研究課題としては、以下の点が挙げられる。

第一に、『坊っちゃん殺人事件』と、明治時代に書かれた『坊っちゃん』の時代背景を比較し、両作品における思想的・文化的特徴を明らかにする必要がある。

第二に、他の翻案作品との比較を通して、『坊っちゃん』が現代の大衆文学としていかに再構築されているかを検討することが求められる。

第三に、犯人以外の登場人物の描写や、語り手である光彦と『坊っちゃん』における「おれ」との語りの違いに注目し、物語構造および読者への働きかけの違いについて考察する必要がある。

## 参考文献一覧

### 1) 一次資料

内田康夫、[1992] 2010、『坊っちゃん殺人事件』、幻冬社。

夏目金之助、[1906] 1994、「坊っちゃん」『漱石全集』第2巻、岩波書店。

### 2) 二次資料

有光隆司、1982、「『坊っちゃん』の構造——悲劇の方法について」『国語と国文学』59(8)：47-60。

河合隼雄・小森陽一・石原千秋、1999、「〈インタビュー〉坊っちゃんのサイコロジー」『漱石研究』12：196-221。

関恵実、2010、『続・漱石—漱石作品のパロディと続編』、専修大学出版局。

木村小夜、2001、『太宰治翻案作品論』、和泉書院。

張曉敏、2019、「夏目漱石の翻案映画研究——家族関係を中心に」、筑波大学博士論文。

長山靖生、2019、『モダニズム・ミステリの時代—探偵小説が新感覚だった頃』、河出書房新社。

日本近代文学館編、1977-1978、『日本近代文学大事典』、講談社。

日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、2020、『図書館情報学用語辞典 第5版』、丸善出版。

増田祐美子、2017、『漱石のヒロインたち—古典から読む』、新曜社。

Abstract

**Yasuo Uchida's *Botchan Satsujin Jiken*: An Adaptation of Natsume Soseki's *Botchan***

Hoang Thi Hong Nga

This study analyzes the detective novel *Botchan Satsujin Jiken* by Uchida Yasuo from the perspective of an adaptation—*Botchan* by Natsume Sōseki. Unlike previous research by Seki, which focused on non-comedic effects in works structured as “zokuhen” to Sōseki’s novels, this paper examines the effects produced by the elements borrowed from *Botchan*, through an analysis of the novel’s prologue and its detective narrative structure—particularly in relation to the suspects and victims that appear in both works.

The findings indicate that these elements are based on images established in the original work and generate tension by drawing on the reader’s assumptions. For readers familiar with *Botchan*, *Botchan Satsujin Jiken* not only engages with the murder mystery narrative but also immerses them in the literary world of the original novel.

付録1: 夏目漱石の作品の翻案映画一覧(作品別・制作年順) (張 2019: 12)

小説作品	翻案映画	監督	制作
『吾輩は猫である』 (1905.1-1906.8)	『吾輩は猫である』 (1936.4.14)	山本嘉次郎	P.C.L 映画製作所 (現在の東宝)
	『吾輩は猫である』 (1975.5.31)	市川崑	芸苑社
『坊っちゃん』 (1906.4)	『坊っちゃん』 (1935.3.14)	山本嘉次郎	P.C.L 映画製作所 (現在の東宝)
	『坊っちゃん』 (1953.8.12)	丸山誠治	東京映画
	『坊っちゃん』 (1958.6.15)	番匠義彰	松竹
	『坊っちゃん』 (1966.8.13)	市村泰一	松竹
	『坊っちゃん』 (1977.8.6)	前田陽一	松竹、文学座
	『坊っちゃん』 (2016.1.3)	鈴木雅之	フジテレビジョン
『虞美人草』 (1907.6-10)	『虞美人草』 (1935.10.31)	溝口健二	第一映画社
	『虞美人草』 (1941.6.18)	中川信夫	東宝映画
『夢十夜』 (1908.7-8)	『ユメ十夜』 (2007.1.27)	実相寺昭雄市川 崑他	日活
『三四郎』 (1908.7-8)	『夏目漱石の三四郎』 (1955.8.31)	中川信夫	東宝映画
『それから』 (1908.9-12)	『それから』 (1985.11.9)	森田芳光	東京映画
『こころ』 (1914.4-8)	『こころ』 (1955.8.31)	市川崑	日活
	『心』 (1973.10.27)	新藤兼人	近代映画協会
	『蒼筈曲』 (2012.8.11)	天野裕充	BANANA FISH

付録2: 関恵実の『続・漱石—漱石作品のパロディと続編』において紹介された夏目漱石  
小説の続篇一覧（作品別・紹介順）

漱石の小説	続篇（小説）	作家	出版社（初刊）
『吾輩は猫である』	『それからの漱石の猫』	三四郎	日本書院（1920）
	『贗作吾輩は猫である』	内田百閒	新潮社（1950）
	『「吾輩は猫である」殺人事件』	奥泉光	新潮社（1996）
『虞美人草』	『虞美人草後篇』	三四郎	日本書院（1924）
『明暗』	『夏目漱石『明暗』蛇尾の章』	田中文字子	東方出版（1991）
	『続明暗』	水村美苗	筑摩書房（1990）

付録3: 『坊っちゃん』を原典とする翻案小説一覧（出版年順）

翻案小説	作家	出版社（初刊）	備考
『宇宙の坊っちゃん』	かんべむさし	徳間書店（1978）	
『その後の坊っちゃん』	羽里昌	潮出版社（1986）	
「牢屋の坊っちゃん」 『明治バベルの塔—万朝報暗号戦』	山田風太郎	文藝春秋（1992）	探偵要素が顕著
『坊っちゃん殺人事件』	内田康夫	中央公論社 （1992）	探偵小説
『坊っちゃん忍者幕末見聞録』	奥泉光	中央公論新社 （2001）	
『贗作『坊っちゃん』殺人事件』	柳広司	集英社（2005）	探偵小説
『うらなり』	小林信彦	文藝春秋（2006）	
『鹿男あをによし』	万城目学	幻冬舎（2007）	探偵要素が顕著
『坊っちゃんのそれから』	芳川泰久	河出書房新社 （2016）	探偵要素が顕著

## 著者紹介（掲載順）

---

### Nguyen Phuong Thuy（グエン・フオン・トゥイ）

ベトナム国家大学ハノイ校附属人文社会科学大学・専任講師  
日本の法律・社会

### Pham Thi Thanh Hoa（ファム・ティ・タイン・ホア）

FPT 大学・日本語教師、ハノイ師範大学・博士課程  
言語学

### Nguyen Thi Que Huong（グエン・ティ・クエ・フオン）

FPT 大学・日本語教師、ベトナム国家大学ハノイ校附属人文社会科学大学・博士課程  
日本文化

### Hoang Thi Hong Nga（ホアン・ティ・ホン・ガー）

岡山大学・博士後期課程  
日本文化論

## 編集後記

---

本号には、分野や方法の異なる 4 本の論考を収録しました。それぞれに独自の問題意識と工夫が凝らされており、今後の展開を期待させる内容となっています。編集作業の過程では、論文で紹介されたブイ・ドク・リエン『象牙の櫛』をはじめとするベトナムの紙芝居が、日本各地の身近な図書館に所蔵されていることを知りました。日本で生まれた紙芝居がベトナムで新たな展開を見せていることは草の根の文化交流の一例として印象深く、それが地域に根ざしたかたちで共有されていることに感銘を受けました。このような文化交流の意義は今後ますます大きくなっていくものと感じています。

本紀要は、ベトナムにおける若手日本研究者の養成を促進することを目的とする「ゼンショー 東京大学・ベトナム国家大学ハノイ校 日本研究拠点プログラム」(Zensho-UT Japan Studies Program in VNU-Hanoi, JSPH) の一環として生まれました。2011 年の発足以来、本プログラムは一貫して株式会社ゼンショーホールディングスのご寄付によって運営されています。長年のご厚誼に、心より感謝申し上げますとともに、この 15 年の蓄積を今後の日本研究の深化につなげていけるよう努めてまいります。

本号の編集にあたっては進行の遅れにより、執筆者の皆様にご負担をおかけしました。ご理解とご協力により刊行に至ることができましたことに、心よりお礼申し上げますとともに、お詫び申し上げます。今後はより円滑な編集体制の整備に努めてまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(宮田 沙織)

『ハノイ日本研究紀要』2号

The Hanoi Review of Japanese Studies

Thông Tin Nhật Bản Học

編集者 『ハノイ日本研究紀要』編集委員会

〔ベトナム国家大学ハノイ校附属人文社会科学大学日本学専攻〕  
〔東京大学 岩月純一・齋藤希史・清水剛・宮田沙織〕

発行日 2026年3月31日

発行者 ゼンショー 東京大学・ベトナム国家大学ハノイ校 日本研究拠点プログラム

Zensho-UT Japan Studies Program in VNU-Hanoi

Chương trình Hỗ trợ Nghiên cứu Nhật Bản phối hợp bởi Tập đoàn Zensho, Đại học Tokyo  
và Đại học Quốc gia Hà Nội

〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学教養学部附属 EALAI